

バーコード決済サービス利用規約

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー（以下、「DGFT」といいます。）は、バーコード決済サービスを提供するにあたり、以下のとおりバーコード決済サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

第1章 総則

第1条 （適用）

本規約は、本件決済サービスの提供条件および本件決済サービスの利用に関する DGFT と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、DGFT と利用者との間の本件決済サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条 （用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「利用者」とは、第3条（登録申請）に基づいて本件決済サービスの利用の登録を申請し、第4条（審査および登録）において DGFT が本件決済サービスを利用することを承諾した者をいいます。
- (2) 「ショップ」とは、利用者が運営する店舗・自動販売機等をいいます。
- (3) 「取扱商品」とは、利用者がショップで顧客へ販売または提供する、DGFT が承認した物品・サービス・権利・ソフトウェア等をいいます。
- (4) 「顧客」とは、ショップにおいて取扱商品の購入を申し込んだ、または利用者より当該申込を承認された、個人または法人をいいます。
- (5) 「バーコード決済」とは、顧客のモバイル端末の画面に表示された QR コードまたはバーコードを読み取ることにより行われる決済をいいます。
- (6) 「信用販売」とは、利用者および顧客間の取扱商品の販売等にかかる対面取引をいいます。
- (7) 「決済データ」とは、利用者と顧客間の信用販売において、DGFT が決済処理のために用いるデータをいいます。
- (8) 「マーチャント管理ポータル」とは、利用者がショップにおける利用者と顧客との本件決済サービスを用いた取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、DGFT がウェブサイト上に設置するソフトウェアをいいます。
- (9) 「コンテンツ」とは、利用者がショップで提供または表示する一切の情報をいいます。
- (10) 「収納代行サービス」とは、DGFT がバーコード決済を利用して提供する、取扱商品の代金（取扱商品の販売に係る租税公課、送料、その他手数料等を含む場合があるものとし、以下、「商品代金」といいます。）の収納の代行、当該収納代行にかかる情報の伝送・処理サービスおよびこれに付随するサービスをいいます。
- (11) 「決済品目」とは、収納代行サービスを構成する、次のサービスをいいます。
 - ① アリペイ決済サービス
 - ② LINE Pay 決済サービス
 - ③ d 払い（バーコード決済）
 - ④ WeChat Pay 決済サービス
 - ⑤ PayPay 決済サービス
 - ⑥ Alipay+決済サービス
 - ⑦ メルペイ決済サービス
 - ⑧ au PAY 決済サービス
 - ⑨ 楽天ペイ決済サービス
- (12) 「本件決済サービス」とは、利用者が利用を申し込み、DGFT がその提供を受諾した収納代行サービスをいいます。
- (13) 「決済事業者」とは、本件決済サービスに含まれる各決済品目における次の事業体をいいます。

なお、各決済品目において、顧客がクレジットカードを登録することにより、バーコード決済が当該クレジットカードの支払いを通じて行われる場合には、各決済事業者が指定するクレジットカード会社も決済事業者に含まれるものとします。

 - ① アリペイ決済サービスにおいては、DGFT が、アリペイ決済サービスに関するアクワイアリ

- ング業務を行うことを定めた契約（以下、「アリペイ決済サービス契約」といいます。）を締結した支付宝（中国）網絡技術有限公司（以下、「アリペイ」といいます。）
- ② LINE Pay 決済サービスにおいては、DGFT が、LINE Pay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「LINE Pay 業務提携契約書」といいます。）を締結した LINE Pay 株式会社（以下、「LINE Pay」といいます。）
 - ③ d 払い（バーコード決済）においては、DGFT が、d 払い（バーコード決済）に関する業務を行うことを定めた契約（以下、「d 払い（バーコード決済）包括加盟店契約」といいます。）を締結した株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）
 - ④ WeChat Pay 決済サービスにおいては、DGFT が、WeChat Pay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「WeChat Pay 決済サービス契約」といいます。）を締結した財付通支付科技有限公司（以下、「テンペイ」といいます。）および DGFT
 - ⑤ PayPay 決済サービスにおいては、DGFT が、PayPay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「PayPay 決済サービス契約」といいます。）を締結した PayPay 株式会社（以下、「PayPay」といいます。）
 - ⑥ Alipay+決済サービスにおいては、直接または間接に DGFT に対して Alipay+の利用に係るサービスを提供する事業者をいい、本規約においては Alipay Connect Pte.Ltd.および DGFT との間で Alipay+決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「Alipay+決済サービス契約」といいます。）を締結した Alipay Singapore E-commerce Private Limited を個別にまたは総称して意味するものとします。
 - ⑦ メルペイ決済サービスにおいては、DGFT が、メルペイ決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「メルペイ決済サービス契約」といいます。）を締結した株式会社メルペイ（以下、「メルペイ」といいます。）
 - ⑧ au PAY 決済サービスにおいては、DGFT が、au PAY 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「au PAY 決済サービス契約」といいます。）を締結した KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）
 - ⑨ 楽天ペイ決済サービスにおいては、DGFT が、代理受領業務等の委託を受けることを定めた契約（以下、「楽天ペイ業務委託契約」といいます。）、および決済ゲートウェイサービスの提供について定めた契約（以下「決済ゲートウェイサービス契約」といいます。）を締結した楽天ペイメント株式会社（以下、「楽天ペイメント」といいます。）。なお、楽天ペイ決済サービスにおいて、顧客がクレジットカードを登録することにより、バーコード決済が当該クレジットカードの支払いを通じて行われる場合には、楽天ペイメントが指定するクレジットカード会社も決済事業者に含まれるものとします。
- (14) 「決済事業契約」とは、アリペイ決済サービス契約、LINE Pay 業務提携契約書、d 払い（バーコード決済）包括加盟店契約、WeChat Pay 決済サービス契約、PayPay 決済サービス契約、Alipay+決済サービス契約、メルペイ決済サービス契約、au PAY 決済サービス契約、楽天ペイ業務委託契約および決済ゲートウェイサービス契約の総称をいいます。

第3条 （登録申請）

1. 本件決済サービスの利用を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ、本件決済サービスの申込情報（以下、「申込情報」といいます）および決済事業者に対する店舗申請データ（以下、「店舗申請データ」といいます。）を DGFT 所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に記載のうえ提供（DGFT 所定の申請内容入力ページに必要事項を入力）のうえ申込書を電磁的方法で提供する場合を含みます。）することにより、DGFT に対し、本件決済サービスの利用の登録を申請することができるものとします。
2. 登録希望者は、DGFT に対し、本条第 1 項に基づく登録申請の時点において登録希望者（登録希望者が法人である場合にはその代表取締役）が未成年者ではないことを表明し、保証するものとします。

第4条 （審査および登録）

1. DGFT および／または決済事業者は、DGFT および／または決済事業者の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下、「登録申請者」といいます。）の登録の可否を審査し、DGFT および／または決済事業者が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。尚、登録希望者が提供した申込情報および店舗申請データに誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わないも

のとします。

2. DGFT および／または決済事業者は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) DGFT および決済事業者に提供した申込情報および店舗申請データの全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 未成年者である場合
 - (4) 登録希望者が過去 DGFT との契約に違反した者またはその関係者であると DGFT が判断した場合
 - (5) 第 37 条（反社会的勢力の排除）に定める規定に該当していると DGFT が判断した場合
 - (6) 第 39 条（契約の解除）に定める措置を受けたことがある場合
 - (7) その他、DGFT および決済事業者が登録を適当でないと判断した場合

第5条 （利用契約の成立等）

1. DGFT が、前条第 1 項の通知を行ったことをもって、利用者と DGFT の間に本規約に基づく利用契約（以下、「利用契約」といいます。）が成立するものとします。
2. 前項の利用契約は、各決済品目にかかる決済事業契約が有効に存続していることを前提としており、利用者は、当該決済事業契約が終了した場合には、当該決済品目にかかる利用契約は終了することを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 第 1 項の利用契約に加え、同利用契約成立時点において、利用者と決済事業者との間において以下に定める決済品目にかかる加盟店契約が成立するものとします。
 - ① LINE Pay 決済サービスの場合 利用者と LINE Pay との間における加盟店契約
 - ② d 払い（バーコード決済）の場合 利用者とドコモの間における加盟店契約
 - ③ PayPay 決済サービスの場合 利用者と PayPay および／または本規約第 7 章の規定に基づく他の事業者との間における加盟店契約
 - ④ メルペイ決済サービスの場合 利用者とメルペイの間における加盟店契約
 - ⑤ au PAY 決済サービスの場合 利用者と KDDI との間における加盟店契約
 - ⑥ 楽天ペイ決済サービスの場合 利用者と楽天ペイメントの間における加盟店契約
 - ⑦ 前各号の他、別途 DGFT が利用者に通知する事業者との加盟店契約
4. 前項に基づく各決済事業者との各決済品目にかかる加盟店契約の締結にあたり、利用者は、DGFT に対して、決済事業者との加盟店契約の締結およびこれに付随する合意をすること、その他加盟店契約に関連する決済事業者との間の一切の取引に関する包括的な代理権を授与するものとします（決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含む。）。
5. 前項の他、利用者は、DGFT に対し、商品代金を DGFT が利用者を代理して受領する権限を授与し（決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含む。）し、DGFT が商品代金を受領することにつき同意するものとします。この場合、利用者は、DGFT から、DGFT が代理受領した商品代金の引き渡しを受ける際、当該商品代金から、決済手数料、その他利用契約に基づき発生する手数料、諸費用、ペナルティ、その他各サービス規約等に基づく商品代金の支払の拒絶・保留、返還請求等に係る額、その他決済事業者が徴収する各種手数料が控除され得ることにあらかじめ同意するものとします。
6. 利用者は、前二項の代理権について、利用契約が有効に継続する期間中、その全部または一部を撤回することができないものとします。
7. 利用者は、第 3 条に基づき届け出たショップに追加がある場合には、あらかじめ DGFT 所定の方法で DGFT に届け出、DGFT の承認を得るものとします。
8. 利用者は、DGFT の承認のない店舗において本件決済サービスを利用することはできないものとします。

第6条 （必要機器等の調達・導入）

1. 利用者は、本件決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担により POS レジアプリその他の必要機器等（以下、「必要機器等」といいます。）を調達のうえ導入するものとし、利用契約の有効期間中、必要機器等を適正に運用するものとします。

2. 必要機器の動作不良、故障その他の不具合については、利用者が責任と費用負担において解決するものとし、DGFT は一切責任を負わないものとします。

第7条 （本規約等の変更）

1. DGFT は、利用者の承諾を要することなく、必要に応じて本規約を変更できるものとします。DGFT は、本規約を変更した場合には、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者が本件決済サービスを利用した場合または DGFT の定める期間内に利用契約の解約手続をとらなかった場合には、利用者は本規約の変更同意したものとみなします。
2. DGFT は、申込書記載事項の変更について、決済手数料率の引き下げその他の利用者の一般の利益に適合する場合に限り、前項に定める手続きを準用することができるものとします。

第8条 （決済品目の追加）

1. DGFT は、いつでも決済品目を追加することができるものとし、その場合は、前条に基づき本規約を変更するものとします。
2. 利用者は、前項に基づき追加された決済品目の利用を希望する場合は、DGFT 所定の方法により追加申込みを行うものとし、次項の審査に合格することを条件として当該決済品目を利用することができるものとします。
3. 前項の場合、DGFT および／または追加された決済品目を提供する決済事業者は、DGFT および／または当該決済事業者の基準に従って、利用者による当該決済品目の利用の可否を審査します。当該審査にあたっては、第3条（登録申請）の登録申請に関して、利用者が DGFT に提供した申込情報および店舗申請データを利用する場合があります。なお、これらの情報等に誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わないものとします。
4. 前項の審査にあたっては、第4条（審査および登録）第2項を準用するものとします。
5. 第2項の規定にかかわらず、DGFT が指定する決済品目の追加については、第2項に基づく追加申込みの手続きを適用せず、本条第3項の審査を行います。DGFT は同項の審査に先立って、利用者に対し、同項の審査を行う旨および第1項の決済品目の追加に伴う本規約の変更内容を通知します。利用者は、追加される決済品目の利用を希望しない場合には、DGFT 所定の期日までに、DGFT に対してその旨を通知することにより、同項の審査を拒否することができます。なお、当該所定の期日までに当該通知が DGFT に到達しない場合には、利用者は、同項の審査手続きに同意したものとみなされます。
6. DGFT および／または第3項の決済事業者が、利用者による追加された決済品目の利用を認める場合には、DGFT は、その旨を利用者に対して通知します。当該通知が発送された時点をもって、DGFT と利用者との間で、追加された決済品目に関する利用契約および当該決済事業者との加盟店契約が成立するものとします。また、前項の場合においては、当該契約が成立した時点で、前条第1項後段の規定にかかわらず、利用者は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第9条 （本件決済サービスのサービス開始日）

DGFT は、利用者が申込情報に入力した利用開始希望日をもとに、本件決済サービスの開始日（以下、「サービス開始日」といいます。）を利用者に通知するものとします。但し、利用者は、理由のいかんにかかわらず、利用者が利用する決済品目のうち一部についてサービス開始日に利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、DGFT は、サービス開始日以降に提供可能となる決済品目については、当該決済品目のサービス開始日が判り次第利用者に通知するものとします。なお、サービス開始日が複数日にわたって存在する場合には、最初のサービス開始日をもって本件決済サービスの開始日とします。

第10条 （第三者への委託）

1. DGFT は、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、DGFT の責任において決済事業者その他の第三者に委託できるものとします。
2. 前項に基づき DGFT がサービスの全部または一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督並びに委託先の行った業務の結果について、当該委託先が利用者の指定によるものである場合を除き、DGFT が一切の責任を負うものとします。

第11条（提供する商品またはサービス）

1. 利用者は本件決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。
 - (1) 利用者がショップで提供し、または提供する予定の取扱商品は、利用者が DGFT に申請した店舗申請データ、または今後利用者が DGFT に提出し、DGFT が承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限ること
 - (2) 利用者の作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づく瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと
 - (3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること
 - (4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ DGFT にこれを証明する関連書類を提出し、事前に DGFT および必要に応じて DGFT を通じて決済事業者の承認を得ること
2. 利用者は、本規約に従って、取扱商品を顧客に販売もしくは提供することができるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの
 - (2) 生き物
 - (3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (4) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
 - (5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (6) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの
 - (9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - (10) DGFT または決済事業者のイメージを低下させる販売行為または提供
 - (11) その他 DGFT または決済事業者が不適当と認めた場合
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、利用者の責任において解決するものとします。

第12条（業務内容等の変更）

利用者は、信用販売の方法、申込受付方法、課金形態等に変更が生じた場合はあらかじめ DGFT に届け出るものとし、DGFT が必要と認めた場合は別途書面による変更手続きを行うものとします。

第13条（本件決済サービスの利用）

1. 利用者は、本件決済サービスを、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
2. DGFT は、利用者が誤って送信した本件決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによってなんら責任を負いません。
3. 利用者は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等予想されるトラブルにつき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、利用者が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップに明示するものとします。
4. 利用者は、本件決済サービスの利用を目的として利用者のサーバーのコンピュータ・プログラムを開発するために DGFT が利用者に提供するソフトウェア（以下、「本件ソフトウェア」といいます。）の使用に関して、別紙 1「本件決済サービス用開発ソフト使用規約」を遵守するものとし、当該コンピュータ・プログラムの開発（本件ソフトウェアの改変を含みます。）は、DGFT 所定のマニュアルに基づき、利用者自身の費用と責任で行うものとします。
5. 利用者は、本件決済サービスを利用して信用販売の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済サービスを利用して信用販売の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や本件決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。
6. DGFT または決済事業者が本規約に関連し、顧客または第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに利用者に通知するものとし、利用者は、DGFT または DGFT を通じて決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知もしくは指示は、利用者の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。

7. 利用者に第 39 条（契約の解除）第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、利用者は、直ちに DGFT へ連絡するとともに、履行が完了していない利用者の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。

第14条 （顧客との紛議）

1. 利用者は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、利用者とその顧客との間で本件決済サービスにおける商品代金の回収または収納の原因関係たる売買取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合であっても DGFT および決済事業者は一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 顧客からの利用者の取扱商品に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求・広告上の解釈・アフターサービス等については、利用者がその全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、DGFT および決済事業者は一切迷惑をかけないものとします。

第15条 （資料提供等）

1. 利用者は、DGFT からショップの運営に必要な情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
2. DGFT は、利用者が本規約に違反しているおそれがあると判断した場合、またはその事実が判明した場合、その事実または合理的な理由を利用者に提示したうえで、利用者の業務時間内において、利用者の事業所内に立ち入り、利用者の本規約の遵守状況を確認することができるものとします。
3. 利用者は、決済事業者と DGFT との間の契約に定める事項について、決済事業者から利用者に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとします。

第16条 （禁止事項）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 第 11 条（提供する商品またはサービス）に違反する行為
 - (2) 本件決済サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (3) 本件決済サービスを本規約に定める商品代金の回収または収納以外の目的に使用する行為
 - (4) 第三者に成りすまし本件決済サービスを利用する行為、および利用者に成りすまして本件決済サービスを利用させる行為
 - (5) DGFT または第三者の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為
 - (6) 第三者の設備等、または、DGFT および決済事業者による本件決済サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (7) 以下に掲げる態様で本件決済サービスを利用する行為
 - ① 取扱商品を販売したときに同時（一般商取引通念上、同時とみなせる場合を含む。以下、この①において同じ。）に、あるいは取扱商品がサービス（役務）である場合にあっては当該サービス（役務）提供を完了したときに同時に本件決済サービスを利用して決済を行うのではなく、取扱商品の販売または提供前に、あるいは販売または提供後に本件決済サービスを利用して決済を行う行為。
 - ② 取扱商品の引渡し（取扱商品がサービス（役務）である場合には、当該サービス（役務）の提供）を複数回にわたり、または継続的に行う取引において、本件決済サービスを利用して決済を行う行為。（当該行為が特定商取引法第 41 条第 1 項に定義される「特定継続的役務提供」を含むが、これに限られない。）
 - (8) 本規約の規定に反する行為
 - (9) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為
2. DGFT は、利用者が前項各号に該当する行為を行っているか、もしくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、または決済事業者が利用者の行う信用販売が不相当であると判断した場合は、利用者に、ショップのコンテンツの全部もしくは一部の削除、または取扱商品の全部もしくは一部の提供の停止を求めることができるものとし、利用者は、DGFT からかかる要求があった場合はこれに従うものとします。

第17条 （第三者の権利の処理）

利用者は、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要

な手続きを利用者が行った上で、取扱商品を提供するものとします。

第18条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、DGFT は、自らまたは DGFT が適当と認めて選定した者により、利用者に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。
 - (1) 利用者において、秘密情報（第 26 条に定める秘密情報をいいます。）、個人情報（第 27 条に定める個人情報をいいます。）、その他各決済品目にかかるサービスの規約等で定める本規約に関連する重要な情報（以下、これらを総じて「秘密情報等」といいます。）が漏えい、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じたとき。
 - (2) 利用者が秘密情報等の取扱いを委託した第三者（以下、「受託者」といいます。）において当該情報が漏えい、滅失もしくは毀損したまたはそのおそれが生じたとき。
 - (3) 利用者が行った対面販売について秘密情報等の不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が本規約の条項のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、DGFT が利用者に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
 - (2) 秘密情報等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する利用者の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
 - (3) 利用者もしくは前項第 2 号に定める第三者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 利用者または前項第 2 号に定める第三者において前項第 1 号の情報の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、当該情報の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他情報をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. DGFT は、本条第 1 項第 1 号から第 3 号までの調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを利用者に対して請求することができるものとします。ただし、利用者が自主的な調査および DGFT への報告を実施している場合にはこの限りではありません。
5. 前四項の規定にかかわらず、DGFT は、利用者に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができるものとします。

第19条（秘密情報等の適切な管理）

1. 利用者は、すべて利用者の費用と責任において関連法令等に従い、秘密情報等を自ら管理する場合、秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとします。また、秘密情報等につき、その漏えい、滅失または毀損を防止するため、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならないものとし、利用者が秘密情報等の取扱いを第三者に委託する場合には、関連法令等に従い、当該委託先を適切に管理するものとします。
2. 利用者は、前項で義務付けられる秘密情報等の適切な管理のため、DGFT または決済事業者から求められる合理的措置（以下、「合理的措置」といいます。）を講じなければならないものとします。
3. 利用者が前項の規定により秘密情報等の適切な管理のために講じる合理的措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定めるとおりとします。
4. DGFT は、前項の規定にかかわらず、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が合理的措置に該当しないおそれがあるとき、その他秘密情報等の漏えい、滅失または毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて利用者に対し当該方法または態様の変更を求めることができるものとし、利用者はこれに応ずるものとします。なお、決済事業者が発起し DGFT に要請した場合であって、DGFT が当該要請に基づき利用者に対し本項本文の要請を行った場合であっても、利用者はこれに応ずるものとします。
5. 利用者は、本条第 4 項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ DGFT と

協議しなければならないものとします。

第20条（事故時の対応）

1. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損したまたはそのおそれが生じた場合には、利用者は、自らの費用と責任で遅滞なく以下の措置を講じなければならないものとします。
 - (1) 漏えい、滅失または毀損の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失または毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失または毀損の対象となった秘密情報等の特定を含みます。）その他の事実関係および発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏えい、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表しまたは影響を受ける顧客に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏えい、滅失または毀損の対象となる秘密情報等の範囲が拡大するおそれがあるときには、利用者は、直ちに秘密情報等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
3. 利用者は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならないものとします。
 - (1) 第1項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
 - (2) 第1項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
 - (5) 前各号の他これらに関連する事項であって DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者が求める事項
4. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が漏えい、滅失または毀損した場合であって、利用者が遅滞なく本条第1項第4号の措置を講じない場合には、DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者は、事前に利用者の同意を得ることなく、自らその事実を公表したまたは漏えい、滅失または毀損した秘密情報等に係る顧客に対して通知することができるものとします。

第21条（不正利用防止対策）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用した対面販売を実施するに際しては、関連法令等に従い、善良なる管理者の注意をもって、顧客によるバーコード決済がなりすましその他の不正利用（以下、「不正利用」といいます。）に該当しないことを確認しなければならないものとします。
2. 利用者が前項の確認のために講じる措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定めるとおりとします。
3. 前項の規定にかかわらず、DGFT は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとします。
4. 利用者が本人以外の者を正当な顧客と誤認してバーコード決済を行ったことにより生ずる紛争については、すべて利用者がその責任と費用において解決するものとします。

第22条（不正利用発生時の対応）

1. 利用者は、その行った対面販売につき、バーコード決済の不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
2. 利用者は、前項の場合には、直ちにその旨を DGFT および DGFT を通じて決済事業者その他 DGFT が指定する者に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第23条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者は利用者に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとします。
 - (1) 利用者が第 19 条（秘密情報等の適切な管理）第 2 項から第 5 項までの義務を履行しない場合、またはそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 利用者または受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれがある場合であって、第 20 条（事故時の対応）第 1 項第 3 号の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (3) 利用者が第 21 条（不正利用防止対策）または第 22 条（不正利用発生時の対応）に違反しまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が行った対面販売について本件決済サービスの不正利用が行われた場合であって、前条の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、関連法令に基づき、DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者に対し、利用者についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. DGFT または決済事業者その他 DGFT が指定する者は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、利用者が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、利用者と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます。）を提示し、その実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとします。

第24条（通知）

1. DGFT から利用者に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、利用者があらかじめ DGFT に通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールにより行うものとします。但し、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとします。
2. DGFT から利用者への通知は、前項により利用者が通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールを発信したときをもって利用者に通知されたものとします。但し、前項但書の場合を除くものとします。
3. 利用者は、DGFT からの通知の有無およびその内容を確認するため利用者宛ての電子メールをその営業日において毎日 1 回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を DGFT に通知するものとします。
4. 利用者は、本規約に基づき DGFT へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、電話番号またはその他の重要な事項を変更する場合は、事前に DGFT および DGFT を通じて決済事業者に対して DGFT または決済事業者所定の様式をもって提出するものとします。
5. 前項に定める場合のほか、利用者は、取扱商品等の種別、銀行口座その他 DGFT および決済事業者へ届け出た事項を変更しようとする場合は、DGFT または決済事業者所定の方法により、変更事項および変更予定日等を変更予定日の 30 日前までに DGFT および DGFT を通じて決済事業者へ提出するものとします。
6. 利用者は、電子メールアドレスを変更する場合、DGFT 所定の方法により事前に DGFT に通知するものとします。
7. 利用者が第 3 項の通知、第 4 項および第 5 項の提出、または第 6 項の通知を怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、DGFT はその責を負いません。

第25条（本件決済サービスの停止または中断）

1. DGFT は、以下の場合に該当する場合は、本件決済サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) DGFT、決済事業者等によるシステムの定期的な点検・補修のため
 - (2) DGFT、決済事業者等がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) DGFT、決済事業者等のシステムによって利用者のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合

- (4) DGFT、決済事業者等のサービスに使用する通信回線が輻輳または使用不能な場合
2. DGFT が前項に基づき本件決済サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日および期間を利用者に通知するものとします。但し、緊急の場合、または火災、停電、天災その他の不可抗力による場合は除くものとします。
3. DGFT は、本件決済サービスにおける利用者もしくは顧客と DGFT 間の伝送に用いる第三者の回線または利用者の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等本件決済サービスの運営障害について一切の責を負わないものとします。

第26条（秘密保持）

1. 利用者および DGFT は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本規約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の秘密情報（以下、「秘密情報」といいます。）を第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 本条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 前各号に定めるほか、利用契約の定めに従い第三者に開示する場合
3. DGFT は、次の各号の一に該当する場合には秘密情報を第三者に開示できるものとします。
 - (1) 収納代行サービスにおける通常の取引の処理またはサービスの維持に用いる場合
 - (2) 顧客の同一性確認（本人確認）のために用いる場合
 - (3) 紛争の解決のために用いる場合
 - (4) 法令または政府当局もしくは裁判所の命令に従うために開示する場合
 - (5) 利用者を特定しない形で統計的データを開示する場合
4. 第1項の第三者とは、利用者および DGFT の役員・従業員、利用者または DGFT が指定し相手方が同意した者、ならびに DGFT においては第10条（第三者への委託）第1項に基づく委託先以外の者をいいます。

第27条（個人情報の取扱等）

1. DGFT は本件決済サービスの遂行のため取扱を委託された個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号、その後の改正を含みます。）、「JIS Q 15001：2017 個人情報保護に関するマネジメントシステム—要求事項」により定義されるものおよび利用者と DGFT の間で個人情報として取り扱うものとして同意した情報をいいます。）を、秘密として保持し、利用契約の定めに従い取り扱うほか、利用者の事前の同意を得ることなく、第三者（第10条（第三者への委託）第1項に基づく委託先を除きます。）に提供・開示・漏洩せず、本件決済サービス提供以外の目的に利用しないものとします。
2. DGFT は個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指導のもとに個人情報を適切に保護するものとし、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
3. DGFT は、個人情報の管理状況を、利用者に対して適宜報告するものとします。なお、報告の内容および時期については、利用者および DGFT 協議の上、決定するものとします。
4. DGFT は、前項の定めにかかわらず、秘密情報に関わる事件・事故が発生した場合、または、そのおそれがある場合、速やかに利用者に報告しなければならないものとします。
5. DGFT は、本件決済サービスが終了した場合または利用者から個人情報の消去等に関する要求があった場合においても、DGFT と決済事業者との契約の義務を履行することその他 DGFT の正当な業務遂行目的のために、当該個人情報を保有することができるものとします。但し、法令の定めに従い、個人情報の消去等が求められる場合はこの限りではなく、かかる場合には、DGFT は法令の定めに従い対応を行うものとします。

第28条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 利用者およびその代表者（以下、本条ないし第 31 条（契約終了後の加盟店情報の利用）において、「利用者等」といいます。）は、DGFT および／または決済事業者と利用者等との利用契約および加盟店契約（以下、本条ないし第 31 条において、「利用契約等」といいます。）の申込審査（決済品目の追加申込審査を含みます。以下、本章において同じ。）、利用契約等の締結後の管理等取引上の判断、利用契約等の締結後の利用者調査の義務の履行、不正利用の防止および取引継続に係る審査ならびに本件決済サービス等利用促進にかかわる業務のために、DGFT および／または決済事業者が以下の利用者等の情報（以下「加盟店情報」といいます。）のうち個人情報等を、DGFT および／または決済事業者が適当と認める保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。なお、これらの利用の中には、加盟店情報を、DGFT から決済事業者または決済事業者が指定する者に提供する（他の決済事業者または他の決済事業者が指定する者を介して提供する場合も含みます。以下、本条において同じ。）ことが含まれます。
 - (1) 利用者ならびにカード取扱店舗等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等利用者等が利用契約等申込時および変更届け時に届け出た事項（申込情報および店舗申請データを含みますが、これらに限られません。）
 - (2) 利用契約等締結日、登録申請または加盟申込日、登録または加盟日（決済品目を追加した日を含みます。）、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の利用者等と DGFT および／または決済事業者の取引に関する事項
 - (3) 利用者等のカードの取扱い状況（決済データおよびオーソリゼーション申請に係る情報を含みます。）
 - (4) DGFT および／または決済事業者が収集した利用者等のカード利用履歴（利用者等がカード等の保有者または本件決済サービスの利用者としてカード等または本件決済サービスを利用して商品等の購入等を行った履歴をいいます）
 - (5) 利用者等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - (6) DGFT および／または決済事業者が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項
 - (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - (8) DGFT および／または決済事業者が登録もしくは加盟または決済品目の追加を認めなかった場合、その事実および理由
 - (9) 割賦販売法第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
 - (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項
 - (11) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
 - (12) 顧客から DGFT および／または決済事業者に出した苦情の内容および当該内容について、DGFT および／または決済事業者が、顧客およびその他の関係者から調査収集した情報
 - (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について調査収集した情報
 - (14) DGFT、決済事業者が興信所等から提供を受けた内容（倒産情報等）
2. 利用者等は、前項第 1 号ないし第 7 号記載の加盟店情報のうち個人情報を DGFT および／または決済事業者が以下の目的の為に利用することに同意するものとします。但し、利用者等が第 2 号に定める営業案内について中止を申し出た場合、DGFT および／または決済事業者は業務運用上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
 - (1) DGFT および／または決済事業者が利用契約等または利用契約等に付随する特約に基づいて行う業務
 - (2) 宣伝物、ダイレクトメールの送付等、DGFT、決済事業者、他の利用者等または DGFT の提携先の営業案内
 - (3) DGFT および／または決済事業者の事業（DGFT および／または決済事業者の定款記載の事業をいいます。）における新商品、新機能、新サービス等の開発のための分析
3. 利用者等は、DGFT および／または決済事業者が利用契約等に基づいて行う業務を第三者に委託す

る場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条第1項第1号ないし第14号記載の加盟店情報のうち個人情報について、当該委託先に預託することに同意するものとします。

4. DGFT は、本件決済サービスが終了した場合または利用者等から加盟店情報のうち個人情報の消去等に関する請求があった場合においても、DGFT と決済事業者との契約の義務を履行することその他 DGFT の正当な業務遂行目的のために、当該個人情報を保有することができるものとします。但し、法令の定めに従い、個人情報の消去等が求められる場合はこの限りではなく、かかる場合には、DGFT は法令の定めに従い対応を行うものとします。
5. 利用者は、利用者の代表者に対し、本条ないし第31条の内容について説明するものとし、利用者の代表者がこれらの内容に同意していることについて保証するものとします。

第28条の2（個人事業主の個人情報にかかる海外移転）

利用者のうち個人事業主は、加盟店情報のうち個人情報を、DGFT が、以下 URL においてリンクする先において定める内容に従い、外国にある決済事業者（または決済事業者の指定する者）に提供することについて同意するものとします。

URL : <https://www.veritrans.co.jp/tos/overseaspaymentserviceproviders.pdf>

第29条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 利用者等は、加盟店情報につき、DGFT および／または決済事業者が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意するものとします。（加盟店信用情報機関は別紙3に記載のとおりとします。）
 - (1) 利用契約等の締結審査、登録申請または加盟申込審査、利用契約等締結後の管理等取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、DGFT および／または決済事業者が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）に照会し、利用者等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟信用情報機関所定の利用者等に関する情報（以下「登録加盟店情報」といいます。）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理等取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
 - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. DGFT および／または決済事業者が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、別紙3に記載のとおりとします。なお、DGFT および／または決済事業者が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または別紙3に記載するものとします。

第30条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

DGFT および／または決済事業者は、利用者等が第28条(加盟店情報の取得・保有・利用)ないし前条に定める加盟店情報について承諾できない場合には、決済品目の追加を断ることや、解約または決済品目の一部の取扱いの終了の手続きをとることができます。なお、第28条第2項第2号に定める個人情報を利用した営業案内に対する中止の申し出があっても、決済品目の追加を断ることや解約または決済品目の取扱いの一部の終了の手続きをとらないものとします。

第31条（契約終了後の加盟店情報の利用）

1. DGFT および／または決済事業者が登録または加盟を承諾しない場合であっても、登録申請または加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第28条(加盟店情報の取得・保有・利用)に定める目的（ただし、第28条第2項第2号に定める個人情報を利用した営業案内を除きます。）および第29条(加盟店信用情報機関の利用および登録)の定めに基づき利用されるものとします。
2. DGFT および／または決済事業者は、利用契約等終了後または決済品目の一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等または DGFT および／もしくは決済事業者が定める所定の期間、加盟店情報ならびに利用契約等の終了に関する情報を保有し利用します。

第32条（決済手数料）

1. 利用者は、本件決済サービス利用の対価として、申込書に定める決済手数料を、申込書に定める取扱期間等の精算サイクルに基づき、次条および別紙 2「決済手数料に関する課金条件」の定めに従って支払うものとします。
2. 利用者が決済手数料を期日までに支払わなかった場合、DGFT は利用者に対し、年 14.6%の利率（支払遅延期間が 1 年間に満たないときは、年 365 日とする日割計算を行うものとします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。利用者は、DGFT から当該請求を受けた場合、速やかに当該遅延損害金の支払いを行うものとします。

第33条（支払方法）

1. DGFT は、商品代金の総額（DGFT または決済事業者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。）から決済手数料を差し引いた金額を利用者の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。
2. 商品代金の総額が差引決済手数料に足りない場合は、利用者は、決済手数料から商品代金総額を減じた金額を DGFT の定める期日までに DGFT の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。
3. 利用者が前項、その他本規約に基づき DGFT に支払うべき金額を、DGFT が正当と認める理由無くして DGFT の定める期日までに支払わなかった場合、DGFT は、当該期日後に第 5 条（利用契約の成立等）第 5 項に基づき決済事業者から代理受領した商品代金から差し引くことにより、利用者の DGFT に対する支払に充てることができるものとします。
4. 本条に従って、利用者または DGFT が相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとします。
5. 利用者が、第 2 項の支払いを、DGFT の定める期日より 2 ヶ月を超えて遅延した場合には、DGFT は本件決済サービスの提供を停止することができるものとします。
6. 利用者は、DGFT に対し、利用者において以下の事項の一が生じた場合に、DGFT が直ちに第 1 項の支払いを留保する権限を付与するものとします。この場合において DGFT は、留保した第 1 項の支払いに係る金額について、遅延損害金または利息を支払う義務を負わないものとします。
 - (1) 利用者が本件決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 利用者が第 16 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (3) 利用者が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 利用者の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (5) 利用者が差押・仮差押・仮処分申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - (6) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (7) 利用者が本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (8) 利用者が DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (9) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (10) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (11) その他 DGFT または決済事業者が不適当と認めた場合
7. 利用者または DGFT が相手方に対して利用契約の義務として何等かの支払いを行った場合において、相手方の金融機関のシステム障害、相手方が提供した金融機関に係る情報の誤り、その他の相手方に起因する事由により相手方において着金の確認ができない場合であっても、利用者または DGFT が自己の金融機関をして、相手方の金融機関に対し送金（出金）させた時点で、当該支払を行った利用者または DGFT の債務は履行されたものとみなすものとします。ただし、この場合において相手方が提供した金融機関に係る情報の誤りが原因であるときは、支払いを行う利用者または DGFT（以下、本項において「支払当事者」といいます。）は、相手方と連携のうえ正しい金融機関の情報を確認したうえで再度の送金を行う等、相手方に正常に着金するよう、合理的な協力に努めるものとします。なお、相手方が提供した金融機関に係る情報の誤りに起因して支払当事者に発生する組戻手数料および支払当事者が再度の送金を行うに際して発生する振込手数料については、第 4 項の規定

にかかわらず、相手方が全て負担するものとし、その費用の精算方法については、前六項（第4項を除きます。）の規定を準用するものとします。

第34条（地位の譲渡等の禁止）

1. 利用者および DGFT は、利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 利用者は、本件決済サービスに関して有する自己の DGFT に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとします。
3. 合併または会社分割等により、利用者から利用契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 30 日以内に DGFT または決済事業者所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、DGFT は何らの催告なくして利用契約を解約できるものとします。

第35条（賠償責任）

1. 利用者および DGFT は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用または提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。但し、かかる損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失等の特別損害および間接損害は含まれないものとし、DGFT は、DGFT の責に帰すことのできない事由に基づく本件決済サービスの変更、中断もしくは停止またはデータ処理のエラー等に起因する利用者の損害に対して賠償の責は負わないものとします。
2. 本規約に基づく DGFT の利用者に対する損害賠償金の額は、DGFT の故意または重過失による場合を除き、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害賠償を行う時点で過去 3 ヶ月間に利用者が DGFT に支払った決済手数料（但し、決済事業者所定の手数料を含みません。）の総額を上限とします。
3. 利用者および DGFT は、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用および提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決するものとします。
4. 前 3 項の規定にかかわらず、DGFT は、合理的もしくは回避不可能な事由または決済事業者の責に帰すべき事由に基づく本件決済サービスの一部または全部の変更、停止、中断またはご処理等に起因する利用者の損害に対して、賠償の責を一切負わないものとします。
5. 万一、DGFT と決済事業者間の決済事業契約が終了したことにより、DGFT による一部または全部の本件決済サービスの提供が不可能となった場合であっても、その理由の如何を問わず、本規約の違反とみなされず、DGFT はそれによる責を負わないものとします。
6. 利用者および DGFT は、本規約の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し損害賠償の義務を負わないものとします。

第36条（契約期間）

利用契約は契約成立の日から有効とし、サービス開始日の 1 年後の前日をもって期間が満了するものとします。但し、期間満了の 2 ヶ月前までに利用者または DGFT いずれからも解約の意思表示がない場合は更に 1 年間同一条件にて延長するものとし、以降も同様とします。

第37条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および DGFT は、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人

- (8) その他前各号に準ずる者
2. 利用者および DGFT は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者および DGFT は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引（本規約に基づく取引に限られない。本条において以下同じ。）の全部または一部を停止し、または相手方との契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、利用者および DGFT は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何ら説明しまたは開示する義務を負わないものとし、解除に起因しまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
4. 利用者および DGFT が第 1 項または第 2 項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、利用者および DGFT は、その損害を賠償する義務を負うことを確認するものとします。

第38条（中途解約）

1. 利用者は、利用契約有効期間中であっても、サービス開始日より 1 年が経過した後は、2 ヶ月以上前の書面による通知により、DGFT トが当該書面を受領してから 1 ヶ月以上が経過した日の属する月の末日を解約の効力発生日として、利用契約を解約できるものとします。
2. DGFT は、利用契約期間中に DGFT の合理的な支配の及ばない事由により決済品目の一部またはすべての提供を継続することが困難とする事情が生じた場合、緊急かつやむを得ない事情による場合を除き、3 ヶ月以上の事前の利用者への通知により、当該決済品目の一部の提供の中止、または利用契約の解約をすることができるものとします。

第39条（契約の解除）

1. 顧客からの苦情等により、DGFT または決済事業者により利用契約の継続が不適当と判断され、DGFT が相当期間を定め催告を行ったにも拘らず当該事由が解消しない場合には、DGFT は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. DGFT は、利用者に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本件決済サービスの利用を申込みするのに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第 16 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (3) 前号のほか、本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、利用者がこれを是正しないとき
 - (4) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (5) 利用者の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (6) 差押・仮差押・仮処分の申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - (7) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (8) 第 34 条（地位の譲渡等の禁止）に違反した場合
 - (9) 本件決済サービスの利用において信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - (10) DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (11) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (12) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (13) 1 年以上にわたり本件決済サービスの利用が無い場合

- (14) 第3条（登録申請）第3項において表明保証した内容が真実に反することまたはそのおそれがあることが判明した場合
- (15) その他 DGFT または決済事業者が不適当と認めた場合
3. 利用者は、DGFT が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、DGFT がこれを是正しないとき
- (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
- (3) 差押・仮差押・仮処分の申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
- (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
- (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
4. 利用者および DGFT は、相手方が第1項乃至第3項各号の事由により利用契約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第35条（賠償責任）に従って相手方に請求することができるものとします。
5. 利用者が第2項各号のいずれかに該当した場合、利用者は期限の利益を失い、DGFT が請求した場合は、直ちに、利用者が DGFT に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとします。

第40条（契約の終了に伴う措置）

1. 利用契約が終了した場合、利用者は、直ちに本規約を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとします。
2. 利用契約の終了以前に、利用者が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつ本件決済サービスにおいては決済事業者に売上請求がなされた取引については、利用契約の終了後においても本規約に従って利用者、DGFT 共にこれを履行するものとします。

第41条（準拠法）

1. 本規約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。
2. 利用契約に基づき発生した権利義務、あるいは利用契約に基づき行われた法律行為または事実上の行為（どちらも不作為による行為を含みます。）に対して民法（明治29年法律第89号）が適用される場合で、かつ、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号、以下、本条において「改正民法」といいます。）において改正された条項が適用される場合、改正民法の規定にかかわらず、当該権利義務の発生あるいは法律（または事実）行為が2020年4月1日（以下、本条において「改正民法適用日」といいます。）以降である場合には、改正民法を適用するものとします。この場合、権利義務の発生原因が改正民法適用日より以前であったとしても、改正民法を適用するものとします。
3. 利用者および DGFT は、本規約は、主要な契約条件である決済手数料について当事者の協議に基づき可変する可能性があることから、改正民法第548条の2に定める定型約款に該当しないことを確認するものとします。

第42条（合意管轄裁判所）

利用契約に関し、利用者と DGFT との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 アリペイ決済サービス

利用者が第2条第11号①に定めるアリペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第43条 （用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「アリペイ決済サービス」とは、アリペイ決済サービス契約に基づき利用者に提供する、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスをいいます。
- (2) 「アリペイアカウント」とは、顧客がアリペイの指定サイト上で会員登録を完了した際に割り当てられる取引アカウントをいいます。
- (3) 「エクスプレスチェックアウト」とは、アリペイアカウントと紐付けられた顧客の銀行カードから顧客が直接引き落としとして商品代金の支払を完了させることができる支払資金の調達手段の一つをいいます。
- (4) 「アリペイ規則等」とは、アリペイ決済サービスについてアリペイが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン、仕様書等をいいます。

第44条 （委託業務）

利用者はDGFTに対し、以下の業務を委託し、DGFTはこれを受託します。

- (1) アリペイへの商品代金の収納依頼
- (2) アリペイからの商品代金の入金情報の受領
- (3) アリペイからの商品代金の受領
- (4) その他利用者およびDGFTで合意した業務
- (5) 前各号に付随関連する業務

第45条 （取扱商品）

1. 利用者は、DGFTに対し、アリペイ決済サービスを利用して顧客へ引渡しまたは提供される取扱商品に関し、適用ある法令もしくは規則の要求またはDGFTもしくはDGFTを通じてアリペイが要求する内容に合致していること、ならびに、DGFTおよび顧客その他の第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し保証します。
2. 利用者は、アリペイ決済サービスを利用して顧客へ引渡しまたは提供した取扱商品が顧客その他の第三者の権利または利益を侵害した場合には、利用者の責任と費用負担において当該第三者との紛争を解決するとともに、当該第三者またはDGFTもしくはアリペイに生じた一切の損害を連帯して賠償するものとします。

第46条 （入金情報）

利用者と顧客との間で信用販売が成立し、顧客が商品代金の支払いを完了した場合、アリペイは、アリペイが顧客から商品代金を受領した旨をDGFTに対して通知し、DGFTはこれを受けて当該通知を利用者に転送するものとします。利用者は、当該通知の受領後、顧客に対して速やかに取扱商品の引渡しまたは提供を開始するものとします。

第47条 （精算）

1. DGFTは、利用者に対し、DGFT所定の方法により、日本円をもって前条の商品代金にかかる精算を行うものとします。
2. 利用者は、前項の精算に関し、原則としてマーチャント管理ポータルに表示された売上データを基礎として計算されるものとしますが、DGFTがアリペイから取得する入金明細データとの齟齬が生じた場合には、当該入金明細データが優先して適用されることを承諾するものとします。

第48条 （返金）

1. 利用者が自己の販売方針に基づき顧客に対する商品代金の返金（以下、「本件返金」といいます。）を必要と判断した場合、または利用者が顧客に対して本件返金を行う旨を通知した場合、DGFTは、

DGFT 所定の方法による利用者からの依頼に基づき、本条の定めに従って速やかに本件返金を行うものとしします。

2. 利用者は、DGFT を通じてアリペイに対し、本規約に基づいてアリペイが DGFT に送金する前の商品代金から本件返金に相当する額（以下、「返金額」といいます。）を差し引き、DGFT の指示に従って顧客に対し本件返金を行う権限を付与するものとしします。
3. アリペイが DGFT に送金する前の商品代金が返金額より少額のため前項の差引処理ができない場合、アリペイは、商品代金の不足が解消された時点において返金処理を行うものとしします。
4. 前 2 項に基づき差引処理された返金額については、決済手数料の課金対象とはならないものとしします。加えて、アリペイが顧客から商品代金を回収した時点で既に差し引かれたアリペイ所定のサービス手数料について、後日本件返金の対象となり顧客に対して返金が行われた場合は、当該サービス手数料は利用者に返金されるものとしします。
5. DGFT は、取引日より 365 日目の日本時間 23 時 59 分までに利用者より受領した本件返金の指示についてのみ受諾し対応するものとしします。但し、DGFT が別途指定する旅行商品（航空券、クルーズ、ホテル等）については、本件返金の可能な期間は取引日より 1 年間としします。

第49条 （エクスプレスチェックアウト）

1. DGFT は、エクスプレスチェックアウトで使用可能なクレジットカードまたはデビットカードの種類、発行銀行、支払限度額を随時変更できるものとしします。また、DGFT は、DGFT 所定のリスク管理基準に従い、またはアリペイからの事前に利用者に通知することにより、エクスプレスチェックアウトを停止または終了することができるものとしします。
2. DGFT は、アリペイから、アリペイの決済処理システムを介した不当な支払請求またはその他の不正取引（以下、「不正取引」と総称します。）があった旨の通知を受けた場合、以下各号に定める措置を講じるものとしします。
 - (1) 利用者は、DGFT に対し、当該不正取引において商品の配送またはサービスの提供を適切に行ったことを証明できる証拠資料を提出するものとしします。なお、証明資料には、ショップ内の CCTV（防犯カメラ映像）、対象商品の名称や金額等が含まれますが、これらに限りません。証明資料の提供がされない、もしくは十分と認められない場合、または不正取引が利用者の故意もしくは過失に起因することが判明した場合には、利用者は DGFT に対して、当該不正取引に関して DGFT が利用者に支払った商品代金を返還するものとしします。
 - (2) 連続した 3 カ月間におけるエクスプレスチェックアウトを利用した不正取引の累積額が、当該期間のエクスプレスチェックアウトを利用して完了した取引総額の 1000 分の 1 を超える場合、DGFT は予告なくエクスプレスチェックアウトを停止する権利を有するものとしします。
 - (3) 特定の 1 カ月におけるエクスプレスチェックアウトを利用した不正取引の累積額が、当該期間のエクスプレスチェックアウトを利用して完了した取引総額の 10 万分の 1 を超える場合、利用者は、DGFT の要請に応じ、不正取引の発生リスクを低減するものとしします。利用者が DGFT の通知を受領した日から 30 日以内に DGFT が要請した予防措置を講じなかった場合には、DGFT は予告なくエクスプレスチェックアウトを停止する権利を有するものとしします。
3. 前 2 項に基づきエクスプレスチェックアウトが停止または終了されたことに起因または関連して顧客との間でクレーム、請求その他の紛争が生じた場合、利用者は、利用者の責任および費用負担において当該紛争を解決するものとし、DGFT は一切責任を負わないものとしします。

第50条 （サービス利用上の遵守事項）

1. 利用者は、DGFT に開示または提供した全ての情報およびデータが真正、正確かつ完全であることを保証するものとしします。利用者は、本条項に違反することにより顧客その他の第三者の権利または利益を侵害した場合には、利用者の責任と費用負担において当該第三者との紛争を解決するとともに、当該第三者または DGFT もしくはアリペイに生じた一切の損害を連帯して賠償するものとしします。
2. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとしします。また利用者は、利用者が法人である場合は、利用者の代表者、または利用者の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含みます。また、当該法律に関連する政令等を含みます。以下、本条において「犯収法」といいます。）における実質的支

配者を指すものとします。)が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証するものとします。

- (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
 - (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
 - (3) 米国財務省外国資産管理室 (Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC)により、制裁措置の対象として公表されている。
 - (4) 第2号または第3号の対象者と取引を行っている
3. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含みます）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとします。）が前記①および②に該当せず、もしくは利用者が法人である場合において、利用者における犯収法上の実質的支配者および当該実質的支配者の家族（定義は前記と同じとします。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証するものとします。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとしますが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとします。
- (1) 国家元首
 - (2) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
 - (7) 中央銀行の役員
 - (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
4. 利用者は、前項の表明保証に違反した場合（DGFTにおいて、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含みます。）、DGFTが利用者に対しアリペイ決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」といいます。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を求めることができることを予め承諾するものとします。この場合においてDGFTが満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFTは利用制限等の措置を採ることができるものとします。DGFTが本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより利用者にいかなる損害が生じたとしても、DGFTは免責されるものとします。
5. 利用者は、アリペイ決済サービスを、利用者の名義で第三者のために導入せず、またはDGFTもしくはDGFTを通じてアリペイが提供する決済のインターフェースを、他のウェブサイトまたは企業のための商業的または非商業的なサービスに利用しないものとします。
6. 利用者は、DGFT または DGFT を通じてアリペイが提供した取引管理システムを適切に利用することを保証するものとし、また利用者のシステムが、注文の取扱いおよび物品の配送またはサービスの提供に関して、DGFT または DGFT を通じてアリペイが提供するソフトウェア要件およびサービス・プロセスに合致していることを保証するものとします。
7. DGFT およびアリペイのロゴおよびコンテンツは、DGFT が別途認める場合を除き、利用者が支払方法としてアリペイ決済サービスの利用を受け付けることを示すためにのみ使用しなければなりません。また、利用者は、DGFT の指針および指示に従って、アリペイ決済サービスについて誠実に顧客に説明し、サービス申込のためにDGFT またはアリペイのプラットフォームにアクセスできるよう顧客を導くことを保証するものとします。
8. 利用者は、顧客に対し、アリペイ決済サービスの利用の対価として、サービス手数料、決済処理手数料またはシステムアクセス手数料等のいかなる手数料も請求しないものとします。
9. 利用者は、顧客に対して、いかなる方法によっても、いずれの販売チャンネルでの精算の際であるにかかわらず、アリペイ決済サービスを決済方法として使用することを制限しないものとします。
10. 利用者は、信用販売の証拠（配送の証憑など）を取引完了後5年間保管するものとし、DGFTがその閲覧を請求した場合は、これに応じるものとします。

る目的に限定して使用、複製、公開、配布および伝送するための非独占的で譲渡不能なロイヤルティなしのライセンスを供与することに異議なく同意します。

第52条 （保証制限および免責）

1. DGFT は、アリペイ決済サービスに関して、明示的か黙示的かを問わず、商品性または特定目的への適合性その他一切の保証を行わないものとします。
2. DGFT は、いかなる場合も、利用者に対して、逸失利益、間接損害、特別損害、付随的損害、特別損害もしくは懲罰的損害または利用契約の締結時点において予見不能な損害に関して賠償責任を負わないものとします。

第3章 LINE Pay 決済サービス

利用者が第2条第11号②に定めるLINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章)の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第53条 (LINE Pay 決済に関する規約)

1. 利用者はLINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、LINE Pay が定める以下規約を確認し、かつ、同意するものとします。
 - (1) LINE Cash 加盟店規約
 - (2) LINE Money 出店規約
 - (3) 包括代理加盟店経由加盟店契約特約
 - (4) プライバシーポリシー
2. 前項の規約と、利用契約の条項が矛盾・抵触する場合には、前項の規約が優先するものとします。
3. 利用者は第1項の規約が変更される可能性があり、変更時には規約に定める手続き・条件に従い更改がなされること、およびDGFTまたはLINE Payにより新たな規約が定められる可能性があり、当該規約への同意がLINE Pay 決済サービスの継続提供の条件となる可能性があることを予め承諾するものとします。

第54条 (用語の定義)

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「LINE Pay 決済サービス」とは、LINE pay が発行する「LINE Cash」および「LINE Money」ならびに「LINE Pay ライト」による代金決済サービスの総称をいいます。
- (2) 「LINE Pay 規約」とは、前条第1項において定める各規約の総称をいいます。なお、規約が変更された場合は当該変更後の規約を、新たな規約が追加された場合は当然に当該新規約を含むものとします。
- (3) 「LINE Pay 加盟店契約」とは、LINE Cash 加盟店規約における加盟店契約、LINE Money 出店規約における出店契約、その他LINE Pay 規約に基づきLINE Pay と利用者との間に成立する契約のいずれかまたは全部をいいます。
- (4) 「LINE Pay 加盟店」とは、LINE Cash 加盟店規約における加盟店および/またはLINE Money 出店規約における出店者をいいます。
- (5) 「対象顧客」とは、顧客のうち、利用者との取引において、LINE Pay 決済サービスの利用を希望する者をいいます。

第55条 (包括代理権の授権)

1. 利用者は、LINE Pay 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFT が利用者を包括的に代理する権限を授権することに同意するものとします。
 - (1) LINE Pay に対する、LINE Pay 決済サービス利用の申込み行為
 - (2) LINE Pay 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) LINE Pay に対する一切の各種届出、報告、申請行為
 - (4) LINE Pay に対する売上請求および売上請求の取消請求に関する一切の事項
 - (5) LINE Pay に対する売上債権の譲渡および売上債権の買戻しに関する一切の事項
 - (6) LINE Pay 決済サービスにより決済された商品代金の受領に関する一切の事項
 - (7) LINE Pay に対する一切の通知、審査依頼およびこれらの会社からの通知の受領
 - (8) その他、利用者がLINE Pay 決済サービスを利用するために必要な一切の行為
 - (9) その他、別途利用者およびDGFT が合意した事項
2. 利用者は、利用契約の有効期間中、DGFT の書面による事前の同意なく、利用者がDGFTに授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者は、利用者がDGFTに対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が利用者の代理人として適切な行為を行わない場合など合理的な理由がある場合を除き、すべてDGFTが行い、利用者は本人としてかかる行為を行わないことに合意するものとします。

4. 利用者は、前項にかかわらず、LINE Pay が利用者または DGFT のいずれに対しても、LINE Pay 加盟店契約の当事者としての LINE Pay の行為を行うことができることに合意するものとします。

第 56 条（申込み）

1. 利用者は、LINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合、LINE Pay 規約に同意の上、別途 DGFT または LINE Pay が定める申込書を DGFT に提出しなければならないものとします。
2. DGFT が利用者からの申込みを LINE Pay に連携し、LINE Pay から申込みに対する承諾を得た場合、当該承諾の時点で LINE Pay と利用者との間で LINE Pay 加盟店契約が成立するものとします。
3. DGFT は前項に係る承諾を得た場合、速やかに利用者へ通知するものとします。
4. 利用者は、DGFT の要請に基づき、DGFT および LINE Pay が LINE Pay 加盟店審査を実施するために必要な書類を、第 1 項の申込書とともに DGFT に提出するものとします。
5. 利用者は、DGFT または LINE Pay が LINE Pay 加盟店申請をするためのウェブサイト等を準備した場合、第 1 項記載の申込書の提出に代わり、当該ウェブサイト等を経由した申込みを行うものとします。
6. 利用者は DGFT が求める場合、速やかに次の事項を DGFT が指示する方法により届け出るものとします。但し、DGFT はすでに他の本件決済サービス利用のために情報を得ている場合は、当該情報を用いることができるものとします。
 - (1) 利用者の商号
 - (2) 利用者の代表者氏名
 - (3) 利用者の所在地
 - (4) 利用者の連絡先電話番号
 - (5) 利用者の担当者
 - (6) その他、DGFT または LINE Pay が審査または LINE Pay 決済サービスの継続提供のために必要と判断する事項
7. 利用者は、前項で DGFT に届け出た内容に変更が生じたときは、DGFT 指定の方法により、遅滞なく DGFT に届け出るものとします。

第 57 条（決済）

1. DGFT は、対象顧客が取扱商品を購入する際、支払方法として LINE Pay 決済サービスを選択した場合に、当該取引にかかる情報のうち、LINE Pay 所定の決済データを LINE Pay のサーバーに引き継ぎ、LINE Pay より決済可否を得た上で、利用者に対し回答を行うものとします。
2. 利用者は、前項により DGFT から決済可能の回答を得た後、取扱商品を対象顧客に提供した場合は、DGFT 所定の方法により、DGFT に対して売上確定情報を提出しなければならないものとします。

第 58 条（商品代金）

1. LINE Pay 決済サービスを利用した商品代金は、DGFT が LINE Pay から受領し、決済手数料を控除した上で利用者に支払うものとします。
2. 前項の商品代金について、対象顧客が利用者から取扱商品を購入する際に支払方法として LINE ポイントまたは LINE Pay ボーナスを利用した場合は、1 ポイント＝1 円、1 LINE Pay ボーナス＝1 円として換算のうえ、LINE Pay が利用者に支払う精算金が含まれるものとします。なお、LINE Pay は、LINE ポイントに係る精算金について、当該精算金の支払時において利用者が別途 LINE Pay との間で締結した契約に基づき LINE Pay に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができるものとします。
3. 利用者は、LINE Pay の利用者に対する商品代金の支払義務は、LINE Pay が DGFT に商品代金の全額を支払った時点で履行されたものと見なされ確定的に消滅することにつき、予め承諾します。

第 59 条（支払の停止・返還・留保等）

1. 利用者は、LINE Pay が LINE Pay 規約に基づき行う調査について合理的な協力を行うものとし、当該調査が完了するまで当該調査対象となる商品代金について第 58 条第 1 項に基づく支払を DGFT が留保または拒絶できることを承諾します。
2. 対象顧客と利用者との間の取扱商品の取引が次の各号のいずれかに該当する場合、当該取引に係る商品代金相当額（以下本条において「チャージバック金額」といいます。）は、第 58 条に規定する DGFT から利用者への支払の対象とはなりません。DGFT がチャージバック金額を第 58 条第 1 項に基づいて利用者に支払済みの場合、DGFT は、支払済みのチャージバック金額の返還を求め、または、次回以降に当該利用者に対して支払う金額からチャージバック金額を差し引くことができるものとし、
 - (1) 利用者における取引の内容が正当でない、または不実である場合
 - (2) 対象顧客から自己の利用による取引ではない旨の申し入れが DGFT または利用者に対して行われた場合
 - (3) 原因となる取引に関する対象顧客と利用者との紛議等が、当該取引を行った日より 60 日を経過しても解消しなかった場合
 - (4) 利用者における取引が LINE Pay 規約（本規約を含みます。以下同じです。）その他法令の規定に違反して行われたものである場合
 - (5) 前項に基づいて行われる調査について、利用者が合理的と認められる協力を行わない場合
 - (6) 対象顧客と利用者との間の取扱商品の取引について、当該取引日から 30 日以内に LINE Pay 所定の方法によって取消しまたは解除が行われた場合
 - (7) 前各号のほか、LINE Pay が合理的理由を示して、利用者に対し、支払の停止を通知、または支払済みのチャージバック金額の返還を求めた場合
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、DGFT は、当該事由が解消するまでの間、利用者に対する第 58 条第 1 項に基づく支払を留保または拒絶できるものとし、
 - (1) 対象顧客と利用者との間で紛議等が発生する可能性があるとして DGFT が合理的に判断した場合
 - (2) 対象顧客と利用者との間の取扱商品の取引について、前 2 項各号のいずれかに該当する疑いがあると DGFT が認めた場合
 - (3) 利用者が LINE Pay 規約に掲げる解除事由のいずれかに該当する場合

第 60 条（遵守）

利用者は、LINE Pay 決済サービスを利用する場合には、以下各号を遵守しなければならないものとします。

- (1) 対象顧客との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に対象顧客が不利にならないように取り計らい、利用者または DGFT が対象顧客に対し責任を取り得ない範囲について、対象顧客が理解できるよう取扱商品の販売ページ等適切な場所に明示すること。
- (2) 対象顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口寄せられた苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと
- (3) DGFT から LINE Pay 加盟店契約の遵守状況、ショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行うこと。
- (4) 利用者の責めに帰すべき事由により、対象顧客その他の第三者から LINE Pay 決済サービスの利用に関して苦情その他の申立てがあった場合には、利用者の責任において解決するものとし、DGFT または LINE Pay に一切の迷惑をかけないこと。

第 61 条（責任）

利用者は、利用契約または LINE Pay 加盟店契約に対する違反によって DGFT、LINE Pay、LINE Pay 決済サービスを利用する他の LINE Pay 加盟店、または対象顧客に損害を与えた場合には、その一切の損害（合理的な弁護士費用を含みますが、それに限られません。）を賠償する責任を負うものとし、

第4章 d払い（バーコード決済）

利用者が第2条第11号③に定めるd払い（バーコード決済）の利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第62条 （用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「d払い（バーコード決済）」とは、顧客がドコモの提供する専用アプリをインストールした端末でバーコードを利用し、利用者と顧客との間の取引の代金の支払いを、第2号の「支払方法」に規定する支払い方法から選択して行う決済サービスをいいます。本章においては、以下単に「d払い」と表記します。
- (2) 「支払方法」とは、d払いの利用に際し、顧客が選択することができる、請求代金または請求代金に相当する額を支払う以下の方法（ドコモが別に定める「d払いご利用規約」に定義するものと同義とします。）をいい、その詳細はサービスガイドラインで定めるとおりとします。
 - ① 電話料金合算払いからの支払い
 - ② dカードからの支払い
 - ③ dカード以外のクレジットカードからの支払い
 - ④ dポイント利用
 - ⑤ d払い残高からの支払い／d払い残高利用
- (3) 「加盟店契約」とは、利用者がd払いの提供を受けるために、利用者とドコモとの間で締結される、本章に定める内容の契約をいいます。
- (4) 「顧客」とは、利用者から購入した商品等の代金又は対価の支払のためにd払いを利用する者をいいます。
- (5) 「商品等」とは、利用者がd払いを利用して販売又は提供する商品及び役務をいいます。
- (6) 「請求代金」とは、利用者が顧客との間で締結した商品等の売買契約又は提供契約等（以下本章において、総称して「売買契約等」といいます。）に基づき顧客に対して請求権を有する代金又は対価（送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます。）をいいます。
- (7) 「売上情報」とは、利用者がドコモに対して送信する売上日、請求代金等に関する情報をいいます。
- (8) 「サービスセンタ」とは、ドコモが利用者に対してd払いを提供するために設置する電子計算機及び電気通信設備等をいいます。
- (9) 「サービスガイドライン」とは、d払いの提供条件等についての詳細を説明するため、本章の規定の一部を構成するものとしてドコモが別に定めるものをいい、DGFT 所定のウェブページ（https://www.veritrans.co.jp/tos/dbarai_kiyaku.pdf）に最新版を掲載するものとします。
- (10) 「ドコモ口座」とは、ドコモが別に定める「ドコモ口座利用規約」に定めるドコモ口座をいいます。
- (11) 「クレジットカード」とは、クレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物又は番号、記号その他の符号を含みます。）のうち、ドコモが指定するものをいいます。
- (12) 「クレジットカード支払い」とは、ドコモが別に定める手続に従って顧客が登録したクレジットカードを、ドコモへの請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。
- (13) 「クレジットカード支払い加盟店契約」とは、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、クレジットカード会社とドコモとの間の契約をいいます。
- (14) 「提携クレジットカード会社」とは、自己が加盟又は提携する組織（VISA インターナショナルサービスアソシエーション及びマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号及び次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人又は法人を指すものとします。）に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、ドコモとの間でクレジットカード支払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社をいいます。

- (15)「提携会社」とは、提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織並びにドコモがクレジットカード支払いの機能を提供するに際し、ドコモと提携クレジットカード会社又は提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織との間で、当該クレジットカード支払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。
- (16)「d ポイント」とは、ドコモが別に定める「d ポイントクラブ会員規約」（以下、「d ポイントクラブ会員規約」といいます。）に定める d ポイントをいいます。
- (17)「d ポイント付与（請求代金額連動）」とは、ドコモが別途通知する「d 払い加盟店 料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される手数料を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、請求代金の金額に連動して d ポイントクラブ会員である顧客に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、サービスガイドラインに従って d ポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。
- (18)「d ポイント付与（キャンペーン）」とは、ドコモと利用者との間で別途締結する、d ポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、「d ポイント付与（キャンペーン）覚書」といいます。）において指定する費用（以下、「d ポイント付与費用（キャンペーン）」といいます。）を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、利用者の指定に基づいて、d ポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動して d ポイントクラブ会員である顧客に対して、サービスガイドラインに従って d ポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。

第63条 （包括代理権の授与）

1. 利用者は、d 払いの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFT が利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) ドコモに対する d 払い利用の申込み
 - (2) 加盟店契約及びこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) ドコモに対する一切の各種届出、報告及び申請
 - (4) ドコモに対する売上債権の譲渡及び売上債権の買戻しに関する事項
 - (5) ドコモに対する売上債権の立替払いの請求及びその解除に関する事項
 - (6) ドコモからの売上債権の譲渡代金及び立替払金の受領に関する一切の事項
 - (7) ドコモに対する一切の通知、審査依頼及びドコモからの通知の受領
 - (8) その他、加盟店契約に基づく利用者の義務の履行又は権利の行使に関する一切の事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が DGFT に授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、ドコモは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としてのドコモの行為を行うことができるものとします。

第64条 （加盟店契約）

1. 利用者は、d 払いの利用を希望する場合は、本章（サービスガイドラインを含みます。）の内容に承諾した上で、DGFT 所定の方法により、DGFT を通じてドコモに対して加盟店契約の申込みを行うものとします。
2. 加盟店契約は、希望者による前項の申込みをドコモが承諾した時点をもって、ドコモと希望者との間に成立するものとします。
3. ドコモは、前項に基づき d 払いの利用の申込みをした利用者が、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) ドコモに対する債務の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (2) ドコモが技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき
 - (3) その他ドコモ又は提携クレジットカード会社が不適当と判断したとき

第65条 （提供条件）

1. d払いを提供することが可能な地域及びd払いの提供条件等についてはサービスガイドラインに定めるところによります。なお、利用者は、d払いの利用にあたり、サービスガイドラインを遵守するものとします。
2. 利用者は、加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、又は受けるおそれのある行為をしてはならない。また、ドコモが関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、利用者は必要な協力を行うものとします。
3. ドコモが加盟店契約に定める規定に違反している又はd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、利用者は、直ちにその指示に従い速やかに適切な措置を取るものとします。
4. ドコモが、加盟店契約に定める規定の遵守を確認するために又はd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、ドコモが必要と認める事項について調査への協力、報告又はデータ・文書等の提出を求めた場合には、利用者は、速やかにこれに応じるものとします。
5. 利用者は、自己の責任と費用において、d払いを利用するために必要な機器、ソフトウェア、試験その他の必要な準備を行うものとします。

第66条 （クレジットカード支払い）

1. 利用者は、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する提携クレジットカード会社との間のクレジットカード支払い加盟店契約については、ドコモがその契約当事者となることを確認します。
2. 利用者は、ドコモが、クレジットカード支払いの機能を提供するにあたり、利用者がDGFTを通じてドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

第67条 （加盟店契約の解約）

1. 利用者は、ドコモに対して加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約申込書をDGFTを通じてドコモに提出することにより加盟店契約を解約できるものとします。
2. ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約通知書をDGFTに対して送付することにより加盟店契約を解約できるものとします。
3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第68条 （ドコモが行う加盟店契約の解除）

1. ドコモは、利用者が加盟店契約に違反した場合、又は第71条（d払いの停止）第1項各号の規定によりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてDGFTに対し当該違反又は当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
2. ドコモは、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
 - (2) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後利用者において違反を是正してもなおd払いを提供することが困難であるとき
 - (3) 商品等について、苦情が多発したとき
 - (4) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関又はそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき
 - (5) ドコモへの届出内容が事実と反しており、当該届出が意図的に行われたことが判明したとき
 - (6) 社会通念上不相当と認められる態様においてd払いを利用しているとドコモが判断したとき
 - (7) 加盟店契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき

- (8) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき
 - (9) 利用者の営業又は業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき
 - (10) ドコモに重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - (11) その他 d 払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
3. 第 1 項又は前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第69条 (d 払い (バーコード決済) 包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了)

d 払い (バーコード決済) 包括加盟店契約が終了した場合 (解約、解除による場合を含みます。) は、加盟店契約も同時に終了するものとします。また、この場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する日までに履行するものとします。

第70条 (提供中止)

1. ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合には d 払いの全部又は一部の提供を中止することがあります。
 - (1) サービスセンタの保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) サービスセンタの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 電気通信サービスの停止により、d 払いの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 提携カード会社の指示があった場合
 - (5) その他ドコモが d 払いの全部又は一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. ドコモは、前項に基づき d 払いの提供を中止されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第 1 項の規定により d 払いの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で DGFT を通じて利用者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第71条 (d 払いの停止)

1. ドコモは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は d 払いの全部又は一部の提供を停止することがあります。
 - (1) 加盟店契約の規定に違反したとき
 - (2) 第 68 条 (ドコモが行う加盟店契約の解除) 第 2 項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 利用者において、6 ヶ月以上継続して d 払いの利用の事実がないとき
 - (4) 商品等についてドコモが不適当と判断したとき
 - (5) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき
2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、前項の措置に替えて又は前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが前項の措置を取ることに又は第 68 条 (ドコモが行う加盟店契約の解除) に基づきドコモが加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。
3. ドコモは、第 1 項に基づき d 払いの提供を停止されたことにより利用者、顧客又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ドコモは、第 1 項の規定により d 払いの全部又は一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で DGFT を通じて利用者に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第72条 (サービスの廃止)

1. ドコモは、都合により、d 払いの全部又は一部を廃止することができるものとします。なお、d 払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。
2. ドコモは、前項に基づき d 払いを廃止されたことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

3. ドコモは、第1項の規定により、d払いの全部又は一部を廃止するときは、DGFTを通じて利用者に対し廃止する60日前までに書面によりその旨を通知します。

第73条 （商品等の保証）

1. 利用者は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証するものとします。
2. ドコモは、商品等について一切の責任を負わないこととします。
3. 利用者は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと顧客その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用及び責任においてこれを解決するものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、ドコモは自ら顧客その他の第三者との前項の紛争を解決することができるものとし、第5項の規定により、利用者にその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。
5. ドコモが顧客その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合は、利用者はその一切の損害及び費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第74条 （事前承認の義務）

1. DGFTは、顧客から利用者に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して、利用者に代わって事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。
2. 前項のドコモの承認は、当該d払いの顧客が売買契約等を締結する能力及び権限を有すること等を保証するものではありません。

第75条 （顧客との売買契約等の締結）

1. 売買契約等の締結は、利用者と顧客との間で行うものとして、ドコモ及びDGFTは一切関与しないものとします。
2. 利用者は、利用者の責任において、顧客が売買契約等を締結する能力及び権限を有することを確認して顧客と売買契約等を締結するものとします。
3. 利用者は、顧客と締結する商品等に関する売買契約等を以下の条件を満たす内容にするものとします。
 - (1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモの別に定める基準を満たしていること
 - (2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと
 - (3) 公序良俗に反しないこと
4. 利用者は、顧客が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、d払いを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことを承諾するものとします。
 - (1) 電話料金の支払いに指定しているクレジットカード会社が、d払いの利用を認めていること
 - (2) サービスガイドラインに定める利用限度額を超過していないこと
 - (3) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることをドコモが確認できていること

第76条 （広告方法、内容等）

1. 利用者は、商品等の販売又は提供にかかる請求代金の決済にd払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
 - (2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。
 - (3) 利用者が販売又は提供する商品等について、顧客にあたかもドコモが販売、提供又は保証しているかのような誤認その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと。
 - (4) 公序良俗に反する表現及び社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。

- (5) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体及び異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (6) 公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (7) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (8) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (9) 利用者のサイトにおける d 払いでの決済行為を他のサイトを利用するための条件とするなど、顧客に商品等の利用の意思がないまま d 払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。
2. 利用者は、商品等の販売又は提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならないものとします。また、利用者は、その手段の如何を問わず、顧客に対し、現金等を得る目的で d 払いを利用することを勧奨し、又は第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第77条 （サービス名称等の利用）

利用者は、d 払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d 払い サービス表記ガイドライン」に従うものとします。

第78条 （苦情対応）

1. 利用者は、d 払いの利用及び商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
2. ドコモが顧客等から利用者の d 払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、利用者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
3. 利用者は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、顧客の利益が最大（不利益が最小）となるように解決をはかるものとします。
4. 利用者は、利用者の d 払いの利用及び商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。
5. 利用者は、ドコモが顧客等から利用者の d 払いの利用及び商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して利用者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。
6. 利用者は、DGFT 又はドコモから加盟店契約の遵守状況、ショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行うものとします。

第79条 （取引データの保持）

利用者は、d 払いを利用して販売又は提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。

第80条 （売上情報の送信）

1. DGFT は、利用者に代わり、売上情報をドコモに送信するものとします。
2. 前項に基づき DGFT が送信した売上情報は、サービスセンタ内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
3. DGFT は、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコモに対して直ちに修正又は取消の通知をするものとします。当該通知は、サービスセンタ内のコンピューターにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
4. 利用者は、ドコモが売上情報の全部又は一部を集計又は分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。

第81条 （請求代金の立替払等）

1. ドコモは、請求代金を利用者の代理人である DGFT に対して立替払により支払うものとします（ドコモが利用者に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下「立替金」といいます。）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、利用者は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコモはこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を利用者の代理人である DGFT に対して支払うものとします。（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、「立替金等」といいます。）
2. DGFT は、利用者に代わってドコモに対して売上情報を送付するものとします。なお、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払又は債権譲受け（以下、合わせて「立替払等」といいます。）をしないものとします。
3. 第1項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとします。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。
4. 利用者は、請求代金に係る債権、ドコモに対する立替払請求権及びドコモに対する債権譲渡代金請求権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。
5. 利用者は、加盟店契約に別段の定めがある場合その他ドコモが別途認める場合を除き、請求代金を顧客に対して請求し、又は受領してはならないほか、ドコモが請求代金の立替払等を行い、当該請求代金相当額を顧客に対して請求するために必要な一切の手続きにドコモの指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限をドコモに対して授与するものとします。

第82条 （返品等）

1. 利用者は、顧客との合意や売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等に係る取引の取消しを受け付け、DGFT は、ドコモ所定の方法にて取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報（以下、「取消情報」といいます。）を d 払いの利用日から 90 日以内に利用者に代わってドコモに対して送付するものとし、当該請求代金は立替払等の対象外とします。
2. 利用者は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金等を受領している場合、当該立替金等を直ちに、DGFT の選択に従い、DGFT 又はドコモに返還するものとします。ただし、この場合において DGFT 又はドコモは、翌月以降の利用者に対する立替金等から当該取消しにかかる立替金等を差し引くことができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

第83条 （商品の所有権）

1. d 払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモから利用者に立替払されたときにドコモに移転するものとします。ただし、前条第1項に従って取消情報がドコモに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、利用者が DGFT を通じて当該立替金等をドコモに返還したときに、利用者に戻るものとします。
2. 商品の所有権が利用者に属する場合でも、ドコモが必要と認めたときは、利用者に代わって商品を回収することができます。

第84条 （請求代金の立替払等の解除等）

1. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、以下の事由が生じた場合にはこれを立替払等の対象外とすることができるものとします。
 - (1) 売上情報が正当なものでないとき
 - (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (3) ドコモの承認を得ず d 払いを利用して商品等の販売又は提供を行ったとき
 - (4) 顧客より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき
 - (5) 顧客より利用者に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき
 - (6) 利用者が顧客との間の売買契約等に違反したとき
 - (7) 顧客との紛議が解決されないとき
 - (8) 請求代金に係る債権又はドコモに対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき
 - (9) 提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき
 - (10) その他加盟店契約に違反して d 払いが利用されたとき

2. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。調査開始日から 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとし、この場合、利用者は、ドコモの調査に協力するものとします。
3. 第 1 項各号及び前項のいずれかに該当した場合、ドコモは利用者の代理人である DGFT に対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、利用者は、第 82 条（返品等）第 2 項の定めに従い、当該立替金等を返還するものとします。

第85条 （差押えの場合）

利用者がドコモに対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、ドコモは、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、利用者に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第86条 （相殺）

ドコモは、利用者に支払義務を負う立替金等とドコモが利用者に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。

第87条 （端数処理）

ドコモは、立替金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第88条 （d ポイント付与）

1. d ポイント（請求代金額連動）の付与対象となる請求代金に変更され又は売買契約等が取消された場合における d ポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、サービスガイドラインに従うものとします。
2. 利用者は、ドコモとの間で別途 d ポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、d ポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与される d ポイント（以下、「d ポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、d ポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、d ポイントクラブ会員である顧客に対して、d ポイントを付与することができるものとし（本項に基づき付与される d ポイントを以下、「d ポイント（キャンペーン）」といいます。）、この場合における d ポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモと利用者との間の負担割合及び精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金に変更され又は売買契約等が取消された場合における d ポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、d ポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従うものとします。
3. 利用者は、ドコモが d ポイントクラブ会員である顧客に対して付与する d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売又は提供にあたり、利用者が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによる d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等（利用者の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします（利用者が d 払いを利用して販売又は提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選又は総付景品施策との景品類の重複提供を含みます）。
4. 利用者は、商品等以外について実施する一般懸賞施策又は総付景品施策等の景品類として d ポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該 d ポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。
5. 利用者は、前四項に基づく d ポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、d ポイントクラブ会員規約に基づき、d ポイントクラブ会員である顧客に対して d ポイントを付与する場合があります。

第89条 (d ポイント付与の取消等)

1. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号の一に該当する場合、利用者への事前の通知なく顧客に対して d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）を付与せず、又は付与した d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）を取り消すことができるものとします。
 - (1) 顧客がドコモが別に定める各種規約に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (2) 顧客による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれる又は含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (3) 商品等が d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品又は役務であるとドコモが判断した場合
 - (4) 利用者が加盟店契約等の定めに違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (5) 利用者が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合又は違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反又は違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません）
 - (6) その他ドコモが必要と判断した場合
2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、利用者と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント（請求代金額連動）及び d ポイント（キャンペーン）をサービスガイドライン及び d ポイント付与（キャンペーン）覚書に従い取り消すことができるものとします。

第90条 (加盟店契約終了時等の措置)

1. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合又は本章に基づく提供中止若しくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について利用者に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことを DGFT に通知した場合は、この限りではありません。
2. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合又は本章に基づく提供中止若しくは提供停止がなされる場合、利用者は、自己の費用と責任により顧客に対して d 払いが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。
3. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第 73 条（商品等の保証）第 3 項乃至第 5 項、第 75 条（顧客との売買契約等の締結）、第 78 条（苦情対応）、第 79 条（取引データの保持）、第 80 条（売上情報の送信）第 4 項、第 84 条（請求代金の立替払等の解除等）、第 86 条（相殺）、第 90 条（加盟店契約終了時等の措置）、第 91 条（損害賠償）及び第 92 条（免責）の規定は効力を有するものとします。

第91条 (損害賠償)

利用者は、加盟店契約の違反、その他 d 払い利用に関連して、DGFT、ドコモ又は第三者に損害を及ぼした場合、DGFT、ドコモ又は第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟又は提携する組織の規則等により直接又は間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。

第92条 (免責)

ドコモ及び DGFT は、故意又は重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d 払いに関して利用者に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

第93条 (加盟店名簿等への記載)

利用者は、ドコモ及びその代理店が作成し公開する d 払いの加盟店名簿等に利用者の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品等を掲載することを承諾するものとします。

第5章 WeChat Pay 決済サービス

利用者が第2条第11号④に定めるWeChat Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第94条 （用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「WeChat Pay 決済サービス」とは、WeChat Pay 決済サービス契約に基づき利用者に提供する、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスをいいます。
- (2) 「端末デバイス」とは、WeChat Pay 決済サービスを利用するために必要な、機械端末、タブレット端末その他の決済端末機をいいます。
- (3) 「取引データ」とは、取引にかかる原証憑および／または文書、電磁的記録媒体その他の媒体を問わず、WeChat Pay 決済サービスを利用して行った取引にかかる情報であって、原則として、商品販売にあつては商品名、数量、取引通貨、取引金額、取引当事者、取引当事者の所在国、注文時間等の商品取引にかかる情報を含み、サービス取引にあつてはサービス種別、特定のサービスに関する情報（航空チケットに記載された航空便および出発時間、ホテル名および宿泊時間、留学の入学通知等を含むが、これらに限られないものとします。）、取引量、取引通貨、取引金額、取引当事者、取引当事者の所在地、注文時間等のサービス取引にかかる情報を含むものとします。

第95条 （委託業務）

1. 利用者はDGFTに対し、以下の業務を委託し、DGFTはこれを受託します。
 - (1) テンペイへの商品代金の収納依頼
 - (2) テンペイからの商品代金の入金情報の受領
 - (3) テンペイからの商品代金の受領
 - (4) その他利用者およびDGFTで合意した業務
 - (5) 前各号に付随関連する業務
2. DGFTは、第5条（利用契約の成立等）第5項により付与された代理受領権限に基づき、前項第3号の業務として、テンペイから商品代金（以下本条において、テンペイによる支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合にはそれを差し引いた額を指すものとします。）を受領するものとします。この場合、当該受領時点において、テンペイの利用者に対する商品代金支払義務は消滅するものとします。
3. 利用者は、DGFTを通じてテンペイに対し、商品代金をテンペイが利用者を代理して顧客から受領する権限を授与し、テンペイは当該権限に基づき、顧客から商品代金を受領するものとします。この場合、当該受領時点において、顧客のテンペイに対する商品代金支払義務および顧客の利用者に対する商品代金支払義務は消滅するものとします。

第96条 （取扱商品等）

1. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを利用するにあたり、以下に定める商品販売およびサービス取引（以下、本章において「取扱商品等」といいます。）のうち、DGFTに届け出た取扱商品等についてのみ取り扱うことができるものとします。
 - (1) 商品取引
 - (2) 航空機チケット
 - (3) ホテル宿泊
 - (4) 海外留学
 - (5) 旅行チケット
 - (6) 国際物流
 - (7) 国際レンタカー
 - (8) 国際会議
 - (9) ソフトウェアサービス（デジタルエンターテインメント製品およびアプリケーションソフトウェアを指し、ネットワークゲームのチャージ等のデジタル資産チャージサービスを除く。）

(10)医療サービス

(11)その他 DGFT およびテンペイが別途指定したサービス

2. DGFT およびテンペイは、前項各号に定める取扱商品等を随時変更することができるものとし、利用者は当該変更に応じた適切な措置を講ずるものとし、利用者は、テンペイが前項各号に定める取扱商品等を変更した結果、WeChat Pay 決済サービスを利用できなくなる可能性があることにつきあらかじめ了承するものとし、これにより利用者に生じた損害につき、DGFT は一切の責任を負わないものとし、

第97条 (サービス利用上の遵守事項)

1. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを利用して行った取引の日から 5 年間または関係国の法令もしくは規則で要求される期間のうちいずれか長い期間において、取引データを適切に保管するものとし、
2. 利用者は、利用者の注文処理、システムプログラムおよび精算方式が、DGFT およびテンペイが定める手続きに準拠していることを保証するものとし、
3. 利用者は、DGFT またはテンペイが明示的に許可した範囲内で、DGFT が指定する利用標識（テンペイが提供して DGFT が承認する WeChat Pay 決済サービスに関するロゴを含むものとし、）を端末デバイス、事業場店舗または公式ウェブサイトの目立つ位置に掲示するものとし、利用者は、WeChat Pay 決済サービスおよびテンペイの名称（中国語および英語の表記を含むものとし、）その他テンペイが所有または適法に使用する商標、商号、ブランドネーム、ロゴマーク等（以下、本条において「商標等」といいます。）を、加盟店が支払方法として WeChat Pay 決済サービスの利用を受け付けることの明示、及び本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならないものとし、DGFT およびテンペイは、利用者による商標等の取扱状況等について、オンラインの方法によるレビューを実施することができるものとし、
4. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを継続的に顧客に提供することを保証するものとし、顧客が WeChat Pay 決済サービスを利用者のショップにおいて利用できる状態を維持することを保証するものとし、利用者は、DGFT の書面による事前同意なくして、直接間接の如何を問わず、WeChat Pay 決済サービスのインターフェースを停止し、または顧客に対し WeChat Pay 決済サービスの提供を一方的に終了してはならないものとし、
5. 利用者は、顧客に対し、WeChat Pay 決済サービスの利用料その他の手数料の支払いを請求してはならないものとし、
6. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、以下に掲げる事項を遵守するものとし、但し、第 2 号については、WeChat Pay 決済サービスの利用が不可能な状態とした上で端末デバイス等の譲渡等を行う場合はこの限りでない。また、第 1 号および第 3 号から第 5 号については、端末デバイスの使用等により WeChat Pay 決済サービスの提供に支障が生じない場合はこの限りでない。
 - (1) 端末デバイスを本規約に規定された範囲内で合理的に使用すること。
 - (2) DGFT の事前の書面による承諾なしに、端末デバイスを第三者に譲渡、貸与、質入れ等の担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - (3) 本規約に規定された範囲を越えて端末デバイスを使用したり、端末デバイスを他の場所に移動しないこと。
 - (4) 取引や伝送中の決済情報の安全性、機密性を脅かすような態様での端末デバイスの使用、改変をしないこと。
 - (5) 次に定める措置を含む、端末デバイスに関する適切な保護措置を講じること。
 - ① 安定、安全かつ作業しやすい場所に設置すること
 - ② 直射日光や高温多湿の場所を避け、強い磁気の発生する場所から離れた場所に設置すること
 - ③ 十分な電源供給、通信回線状況の下で使用すること
7. 利用者は、DGFT が定める要件に従って WeChat Pay 決済サービスに関する販売促進資料を作成、使用または処分するものとし、DGFT の書面による事前同意なくして、WeChat Pay 決済サービスの販売促進以外の目的で当該販売促進資料を使用してはならないものとし、
8. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスに関する事項について、DGFT とテンペイとの間の WeChat Pay 決済サービス契約および WeChat Pay 決済サービスについてテンペイが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン、仕様書等（以下、「テンペイ規則等」と総称します。）が適用されることをあらかじめ承認するものとし、なお、利用者が、利用契約に関連

し、テンペイ規則等の内容について DGFT に問合せをした場合は、DGFT は実務上可能な範囲で当該問合せに回答するものとします。

9. DGFT による WeChat Pay 決済サービスの利用承認日から 90 日経過までの間、利用者が同サービスにかかる取引を一切行わない場合、DGFT またはテンペイは、利用者による同サービスの利用を停止することができるものとし、これにより利用者に生じた損害につき、DGFT またはテンペイは一切の責任を負わないものとします。
10. DGFT は、利用者に対し、DGFT がテンペイより受領した通知または最新のテンペイ規則等に基づき、当該通知等を遵守するために DGFT が必要と判断した措置および対応を講じるよう求めることができるものとします。利用者は、DGFT から当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとします。

第98条 （禁止事項）

1. 利用者は、いかなるハイリスク活動も積極的に実施せず、または顧客がそれを実施する支援もしないことを保証するものとします。なお、ハイリスク活動は、クレジットカード詐欺、マネーロンダリング、詐欺、端末デバイスの移転、顧客アカウント情報の保持または開示、虚偽の申請、スキミング、悪意のある破産などを含むが、これらに限定されないものとします。
2. 利用者は、DGFT および顧客の書面による事前同意なくして、顧客の情報を収集、維持または使用するためのいかなる措置も講じないことを保証するものとします。
3. 利用者は、リバース・エンジニアリングその他の方法により DGFT またはテンペイが提供もしくは所有するシステム、ソフトウェアまたは端末デバイスを復号しないことを保証するものとします。また、利用者は、かかるシステムまたはソフトウェア（ソースコード、オブジェクト・プログラム、ソフトウェア・ファイル、ローカル・コンピュータ・メモリで実行されるデータ、顧客の端末から伝送されるデータ、サーバデータなどを含むがこれらに限定されないものとします。）を複製、修正、編集、集約または改変してはならないものとします。さらに、利用者は、テンペイの書面による事前の許可なく、かかるシステムまたはソフトウェアの元の機能を改変し、または機能を追加してはならないものとします。
4. 利用者は、DGFT の書面による許可なくして、DGFT またはテンペイにより提供されたインターフェース技術、セキュリティプロトコルおよび安全性証明書を公開し、第三者に譲渡し、または第三者に使用させる（使用が無償であるか否かを問いません。）ことがないことを保証するものとします。さらに、利用者は、本規約に規定された以外の目的のために WeChat Pay 決済サービス専用リソース（顧客情報、取引データ、端末デバイス、販売促進およびマーケティング資料などを含むがこれらに限定されないものとします。）を使用してはならないものとします。さらに、利用者は、こうしたリソースを、第三者に譲渡し、または第三者に使用させてはならないものとします。
5. 利用者は、以下の取引活動を行ってはならないものとします。
 - (1) 関係国の輸出入管理に関する規制に準拠していない商品取引
 - (2) 市場において一般に許容されていない商品取引、および不明確な価格決定メカニズムや潜在的风险を伴う無形商品取引
 - (3) 関係国および社会を危険にさらし、または社会公共の利益を害するおそれがあるプロジェクトおよび運営活動
 - (4) DGFT、テンペイもしくは第三者の法的権利を侵害し、または法的利益を損なう虚偽広告、事実誤認を生じさせる販売行為その他の活動

第99条 （リスク評価および実施措置）

DGFT およびテンペイは、利用者の地理的特性、業界特性、業務規模、財務信用状況等を総合的に考慮して、利用者または取引に対するリスク評価を実施するものとします。DGFT およびテンペイは、リスク評価の結果、利用者または取引がハイリスクであると判断した場合その他 DGFT またはテンペイが必要と判断した場合には、取引の制限、取引量の制限の設定、商品代金の支払留保、追加調査およびリスク準備金の請求等の措置を講じることができるものとします。

第100条 （返金）

1. 利用者は、顧客に直接返金をしてはならないものとします。直接返金をした場合、結果として生じる紛争およびリスクは、すべて利用者が負担するものとします。

2. 利用者が、顧客からの依頼および自己の販売方針に基づき顧客に対する商品代金の返金（以下、「本件返金」といいます。）を必要と判断した場合には、DGFT は、DGFT 所定の方法による利用者からの依頼に基づき、本条の定めに従って速やかに本件返金を行うものとします。
3. 利用者は、DGFT を通じてテンペイに対し、利用契約に基づいてテンペイが DGFT に送金する前の利用者にかかる商品代金合計額から本件返金に相当する額（以下、「返金額」といいます。）を差し引き、DGFT の指示に従って顧客に対し本件返金を行う権限を付与するものとします。
4. テンペイが DGFT に送金する前の利用者にかかる商品代金合計額が本件返金額より少額のため本件返金の原資が不足している場合、テンペイは、本件返金額の不足が解消されるまで、本件返金処理を留保する場合があるものとします。
5. 本件返金となされた場合の本件返金額については、決済手数料の課金対象とはならないものとします。
6. DGFT は、取引日より 365 日以内に利用者より受領した本件返金の指示についてのみ受諾し対応するものとします。
7. 利用者は、本規約上の義務を履行せず、または業務の変更もしくは終了について第 12 条（業務内容等の変更）並びに第 24 条（通知）第 4 項及び第 5 項に基づく届け出義務を履行していない場合であって、当該義務の不履行の結果として DGFT またはテンペイからの連絡に対し 3 日以内に返答がなかったときは、顧客の申出により、テンペイが当該申出にかかる取引の商品代金を、顧客に対し本件返金することにつき、あらかじめ了承するものとします。
8. 本条の場合において、DGFT から利用者に対し、本件返金にかかる商品代金を支払っていない場合は、DGFT は当該商品代金相当額の支払いを要さず、利用者に支払済みのときは、DGFT は、支払済みの当該商品代金相当額の返還を求め、または、次回以降に利用者に対して支払う金額から当該商品代金相当額を差し引くことができるものとします。

第101条（表明保証）

1. 利用者は、DGFT に対し、利用契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証します。
 - (1) 利用者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存在する法人又は個人であり、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、利用契約を締結し、利用契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能および権利を有していること。
 - (2) 利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行は、利用者が法人である場合において利用者の会社の目的の範囲内の行為であり、利用者はかかる利用契約の締結および履行ならびに当該取引の実行につき法令上および利用者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 利用契約で別途明確に定める場合を除き、利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行および情報開示により、法令、規則、公的機関その他の第三者の許認可、承諾もしくは同意等またはそれらに対する通知等（以下、本号において「許認可等」といいます。）が要求されることはなく、または要求される許認可等を全て取得および保持しており、かつ、利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行および情報開示は、法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定、令状、利用者が法人である場合において利用者の定款その他の内部規則、利用者を当事者とするまたは利用者若しくは利用者の財産を拘束し若しくはこれに影響を与える第三者との間の契約または証書等に抵触または違反するものではないこと。
 - (4) 利用契約等の締結の前後を問わず、利用者が WeChat Pay 決済サービスのために DGFT またはテンペイに提供した利用者に関する情報（利用者の事業および経営に関する基本情報、法令に基づく許認可および登録の要否に関する情報、事業所の所在地や連絡先に関する情報を含むがこれらに限定されないものとします。）、資料および書類がすべて真実であり、かつ正確性、完全性、適法性、有効性、追跡可能性かつ一貫性を有していること。
 - (5) 利用者に適用のあるデータ保護法制の要求事項を遵守し、利用者の個人データ処理に関して、常時適切なすべての情報保護手段を講じ、維持するとともに、当該データ保護法制および利用契約等に定める義務違反を招来するようないかなる行為も行わないこと。
2. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとしま

す。また利用者は、利用者が法人である場合は、利用者の代表者、または利用者の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含みます。また、当該法律に関連する政令等を含みます。以下、本条において「犯収法」といいます。）における実質的支配者を指すものとします。）が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証するものとします。

- (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
 - (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
 - (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
 - (4) 第 2 号または第 3 号の対象者と取引を行っている。
3. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含みます）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとします。）が前記①および②に該当せず、もしくは利用者が法人である場合において、利用者における犯収法上の実質的支配者および当該実質的支配者の家族（定義は前記と同じとします。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証するものとします。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとしますが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとします。
- (1) 国家元首
 - (2) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
 - (7) 中央銀行の役員
 - (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
4. 利用者は、前項の表明保証に違反した場合（DGFT において、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含みます。）、DGFT が利用者に対し WeChat Pay 決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」といいます。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を求めることができることを予め承諾するものとします。この場合において DGFT が満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFT は利用制限等の措置を採ることができるものとします。DGFT が本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより利用者にかかる損害が生じたとしても、DGFT は免責されるものとします。

第102条（調査協力）

1. 利用者は、DGFT から照会または要請の通知を受領してから 3 営業日以内に、取引データその他の情報または資料を電子メールまたは DGFT に要求される他の方法で DGFT に提出するものとします。
2. 顧客が支払いを拒否しまたは取引を否定する場合、第 14 条（顧客との紛議）の定めに加え、利用者がその全責任をもって速やかにかつ慎重に調査を行って問題に対処し、DGFT に対し、取引データその他の情報または資料を適時にかつ正確に提供するものとします。
3. 利用者は、DGFT またはテンペイが利用者による WeChat Pay 決済サービスを利用した取引または顧客からの苦情その他必要とする事項に関して調査を要すると判断した場合には、DGFT は、利用者に対して調査を実施または要請することができ、利用者は速やかにその調査に協力しなければならないものとします。
4. 利用者は、DGFT またはテンペイが日本または中国の規制当局に対して利用者に関する情報を提供することがあることにつき、あらかじめ了承するものとします。

第103条（知的財産権）

利用者は、WeChat Pay 決済サービスの利用に関連してテンペイが所有する商標の使用（すべてのマーケティング、販売促進および宣伝資料への掲載を含むがこれらに限定されないものとします。）を希望する場合は、かかる使用がテンペイの商標使用に関するレギュレーションに合致するか否かを決定するため、テンペイの書面による事前承認を条件とするものとします。その場合、利用者は、テンペイの商標を含むすべての資料のコピーを、その使用前に、DGFT を通じてテンペイに承認を求めて DGFT 所定の方法により DGFT に提出するものとします。

第104条（免責）

利用者は、以下に定める事由により WeChat Pay 決済サービスが停止、中止もしくは廃止され、または DGFT とテンペイとの間の WeChat Pay 決済サービス契約が終了する可能性があることをあらかじめ了承し、かかる WeChat Pay 決済サービスの停止、中止、廃止または WeChat Pay 決済サービス契約終了に関して、DGFT は何らの責任も負わないものとします。

- (1) テンペイが必要なセキュリティ予防策を講じたにもかかわらず、悪意のあるハッカー攻撃、コンピュータウイルス攻撃を受け、または、テンペイの合理的支配が及ばない状態となった場合
- (2) テンペイが必要なセキュリティ予防策を講じたにもかかわらず、コンピューターシステムが激しく破壊され、麻痺し、または通常の状態で作動できない状況に陥り、テンペイが WeChat Pay 決済サービスを提供することができない場合
- (3) 通信機関において通信システムの調整または故障が発生した場合
- (4) WeChat Pay 決済サービスが関連法令や規則等に違反した場合
- (5) 利用者が中国、日本その他の関係国の法令、規則等または本規約に違反したことを理由として、テンペイが DGFT との間の WeChat Pay 決済サービス契約の全体を解除し、または WeChat Pay 決済サービス全体の利用を制限した場合
- (6) WeChat Pay 決済サービスの利用開始から 90 日経過までの間、DGFT および WeChat Pay 決済サービスを利用する全ての利用者が同サービスにかかる取引を一切行わない場合
- (7) 中国、日本その他関係国の法令もしくは規則等への抵触、または規制当局の命令その他の措置により、WeChat Pay 決済サービスの停止、中止または廃止が要請された場合
- (8) 中継銀行、またはテンペイ以外の通知サービスプロバイダーによって引き起こされた他の事由
- (9) 関係法令や規則等の変更に伴いテンペイが事業を変更する場合であって、当事者間で解決することができない場合
- (10) その他テンペイが WeChat Pay 決済サービスの停止、中止もしくは廃止が必要と判断した場合、またはテンペイに起因する事由が発生した場合

第105条（決済手数料等の変更）

1. 利用者は、中国人民銀行、中国国家外貨管理局その他の関連規制当局、または中国国内の協力組織等による方針変更に伴って、テンペイが WeChat Pay 決済サービスの利用料率を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、当該変更の範囲内において、DGFT が第 32 条（決済手数料）に定める決済手数料の内容（手数料単価、手数料率等）を変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとします。
2. 利用者は、テンペイが利用者または DGFT の WeChat Pay 決済サービス利用状況に基づき、DGFT への商品代金の決済期間を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、当該変更に伴って DGFT が第 32 条（決済手数料）第 1 項に定める取扱期間等を変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとします。
3. 利用者は、テンペイが DGFT に通知または公表することにより、WeChat Pay 決済サービス契約または WeChat Pay 決済サービスの機能を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、第 7 条（本契約等の変更）の規定にかかわらず、当該変更に伴って DGFT が、WeChat Pay 決済サービスにかかる本規約および機能を随時変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとします。この場合において、DGFT は、一定の予告期間において、変更後の内容を利用者に通知するものとします。

第106条（契約違反の責任）

1. 利用者が、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、DGFT は、利用者に対して、次項に定める権利を行使することができるものとします。
 - (1) 第 39 条（契約の解除）第 2 項各号に掲げる事由
 - (2) 第 97 条（サービス利用上の遵守事項）第 10 項に基づき DGFT が求めた措置等に速やかに対応しない場合
 - (3) 第 98 条（禁止事項）に違反していると DGFT またはテンペイが合理的に判断した場合
 - (4) 利用者が DGFT またはテンペイの問い合わせおよび調査要請を不当に拒否し、意図的に遅延させ、または是正を拒否した場合
 - (5) DGFT またはテンペイの調査に対する回答を、第 102 条（調査協力）第 1 項の期限もしくは別途指定された期限内に行わず、または合理的理由なく拒否した場合
 - (6) 利用者による WeChat Pay 決済サービスを利用した取引について、顧客との商品代金に関する紛議が発生し、商品等の販売を行った日より合理的期間を経過しても当該紛議が解消しない場合
 - (7) 直接間接の如何を問わず、利用者が詐欺に関与した場合
 - (8) 利用者が WeChat Pay 決済サービスを利用して違法な事業に関与した場合
 - (9) 本規約の規定に違反した場合
 - (10) 利用者が中国、日本その他の関係国の法令、規則等に違反した場合
 - (11) 利用者が DGFT またはテンペイの利益を害する行為をした場合
 - (12) 利用者が危険な事象または異常な取引に関与していると DGFT またはテンペイが合理的に判断した場合
2. 利用者が前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、DGFT は利用者に対して、何ら催告等を要することなく、以下の各号のいずれかの権利の一つまたは複数を任意に選択して行使することができるものとします。
 - (1) 商品代金の支払いを留保する権利
 - (2) 商品代金の支払いを拒否する権利
 - (3) 取引を一時停止する権利
 - (4) 端末デバイスを撤去する権利
 - (5) 利用契約の全部または一部を解除する権利
 - (6) DGFT およびテンペイの被った損害、損失その他の費用を賠償および/または補償することを請求する権利
3. DGFT が前項において商品代金の支払いの留保または拒否を決定した場合において、当該商品代金を利用者に支払済みのときは、DGFT は、DGFT の任意の選択に従って、支払済みの当該商品代金相当額の返還を求め、または、次回以降に当該利用者に対して支払う金額から当該商品代金相当額を差し引くことができるものとします。

第6章 PayPay 決済サービス

利用者が第2条第11号⑤に定める PayPay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第107条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「PayPay 決済サービス」とは、PayPay 決済サービス契約に基づき利用者に提供する、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスをいいます。
- (2) 「加盟店」とは、利用者のうち、本利用規約を承認のうえ、PayPay 決済サービスの利用を申し込み、PayPay がこれを承諾した者をいいます。
- (3) 「加盟店店舗」とは、加盟店が運営する店舗のうち、加盟店が第111条に基づく利用申込みにあたり、または第112条に基づき、PayPay 決済サービスの利用を可能とすることを届け出て、PayPay がこれを承諾した店舗をいいます。
- (4) 「カード」とは、それを提示もしくは通知して、商品等を購入または提供を受けることができるカード（その他の物または番号、記号その他の符号を含みます）をいいます。
- (5) 「カード会社」とは、カードを交付もしくは付与し、またはクレジットカードサービスを運営する法人、団体その他の組織のうち、PayPay が指定する者の総称をいいます。
- (6) 「PayPay ユーザー」とは、PayPay 所定の規約に同意し、PayPay より第13号に定めるバーコード等を利用して決済を行うサービスの利用を認められた者をいいます。
- (7) 「カード関連情報」とは、PayPay ユーザーのカード番号、カードの有効期限、カードのセキュリティコードまたはカード会社に登録された PayPay ユーザーの氏名、電話番号など、カードを利用するために必要な情報をいいます。
- (8) 「商品等」とは、加盟店が販売する商品もしくは権利または提供する役務をいいます。
- (9) 「決済関連情報」とは、PayPay 決済サービスにより決済された額、件数、決済の履歴および PayPay が加盟店に対してカード関連情報に代えて提供するコードなどの決済に関連する情報をいいます。
- (10) 「注文関連情報」とは、PayPay 決済サービスにより決済された商品等の金額その他の注文に関連する情報をいいます。
- (11) 「商品等代金」とは、商品等の販売価格または提供の対価をいい、商品等にかかる税金、送料その他 PayPay が認める料金を含むものとします。
- (12) 「端末」とは、加盟店または PayPay ユーザーが所有または管理するスマートフォン端末、タブレット端末、POS レジ端末その他の電子機器であって、PayPay 決済サービスの利用のために使用できるものとして PayPay が認めたものをいいます。
- (13) 「バーコード等」とは、PayPay 決済サービスに関し、PayPay が発行するバーコード等の番号、記号その他の PayPay ユーザーまたは加盟店を特定する情報を含む符号であって、以下の①および②の総称をいいます。
 - ① PayPay が PayPay ユーザーに発行し、PayPay ユーザーが PayPay 決済サービスによる決済を行う端末上に表示するもので、PayPay ユーザーを特定するための情報その他加盟店店舗における決済に必要となる情報を記録したもの（以下、「PayPay ユーザーバーコード等」といいます。）
 - ② 本利用規約に従って PayPay が加盟店に発行し、加盟店店舗における掲示、加盟店の端末上での表示その他 PayPay が指定する方法により加盟店が PayPay ユーザーに提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店店舗または PayPay が第116条第2項により承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）における決済に必要となる情報を記録したもの（以下、「加盟店バーコード等」といいます。）
- (14) 「ポイント」とは、PayPay が別途指定するポイントプログラムにより付与されるポイントをいいます。
- (15) 「クーポン」とは、PayPay または PayPay が指定する第三者が PayPay ユーザーに対して発行する商品等代金の全部または一部の支払に利用することができるクーポンをいいます。
- (16) 「PayPay 残高」とは、PayPay 残高利用規約に従って PayPay が発行する PayPay マネー、PayPay マネーライトおよび PayPay 商品券をいいます。
- (17) 「本利用規約」とは、本章の規定に加え、PayPay 残高加盟店規約、カード加盟店規約その他の PayPay

決済サービスを利用する場合に利用者に適用される規約の総称をいいます。

- (18) 「本契約」とは、PayPay 決済サービスの利用にあたり、本利用規約に基づき利用者と PayPay またはカード会社との間で成立する契約（第 111 条第 4 項に定義する加盟店契約を含みます。）の総称をいいます。

第108条（PayPay 決済サービス）

PayPay は、加盟店に対して、DGFT を通じてまたは PayPay 自ら、加盟店が PayPay ユーザーに対する商品等の販売取引において、①PayPay 残高による商品等代金の決済、②カードによる商品等代金の決済（カード関連情報を加盟店自ら取得または保持することなく完了するもの）または③その他の決済手段による商品等代金の決済を実現するための、次の第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号および第 7 号に定めるサービスならびに第 5 号または第 6 号のうち加盟店が第 111 条第 1 項による申し込みの際選択したサービスを提供します。

- (1) 商品等代金の立替払いまたは代理受領
- (2) 商品等代金に関するカード会社への請求等、加盟店が履行すべき業務の代行
- (3) カード関連情報の管理
- (4) 注文関連情報の閲覧または注文の受け付け、もしくは取消しなど、PayPay ユーザーからの商品等の注文等を管理する機能を有するコンピュータープログラム（以下、「注文管理プログラム」といいます。）の提供
- (5) 加盟店店舗において PayPay ユーザーが提示する PayPay ユーザーバーコード等の読み取り、商品等代金の金額の入力など、加盟店店舗において PayPay 残高、カードその他 PayPay が指定する決済手段による決済を受け付ける機能を有するコンピュータープログラム（以下、「店舗決済受付プログラム」といいます。）の提供
- (6) 加盟店バーコード等を生成し、加盟店における PayPay ユーザーへの提示を可能とする機能を有するコンピュータープログラムの提供
- (7) 加盟店店舗における集客に資する機能として PayPay が追加するものの提供

第109条（代理権の授与）

1. 利用者は、PayPay 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下の事項について、DGFT が利用者を代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) PayPay に対する PayPay 決済サービスの利用の申込み
 - (2) 本契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) PayPay に対する一切の各種届出、報告および申請
 - (4) PayPay に対する商品等代金の請求および当該請求の取消しに関する事項
 - (5) PayPay からの商品等代金の受領に関する一切の事項
 - (6) PayPay に対する一切の通知、審査依頼および PayPay からの通知の受領
 - (7) その他、本契約に基づく利用者の義務の履行または権利の行使に関する一切の事項
2. 利用者は、本契約の有効期間中、利用者が DGFT に授与した代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、PayPay は、DGFT または加盟店もしくは加盟店候補者のいずれに対しても、本契約の当事者としての PayPay の行為を行うことができるものとします。
4. 前三項の規定にかかわらず、PayPay 決済サービスのうち、カードによる商品等代金の決済について、DGFT は、本条第 1 項に定める代理権限に基づき利用者の業務を代行するものの、以下の各号に掲げる事項については、利用者を代理する責任を負わないものとし、利用者が自らの責任と負担において当該事項について対応するものとします。
 - (1) 第 120 条に基づくクレーム対応等
 - (2) 第 121 条に基づく返品等
 - (3) 第 126 条に基づく不正利用への対応等
 - (4) 第 127 条に基づく商品等代金の返還等
 - (5) 第 128 条に基づく調査協力等
 - (6) 第 129 条に基づく個人情報の取扱い
 - (7) 第 130 条に基づく漏えい等が生じた場合の対応

(8) 第 137 条に基づく PayPay に対する損害賠償

第110条 (将来提供予定のサービス等)

DGFT および利用者は、以下の各号に掲げるサービスについては、別途 PayPay から DGFT を通じて利用者に対して通知する時期から提供が開始されるものとし、当該開始時期が到来するまでは、以下の各号に記載した関連規定は効力を生じないことを確認します。

- (1) 第 107 条第 13 号②に定義する「加盟店バーコード等」および第 108 条第 6 号に基づく「加盟店バーコード等」を生成し、加盟店における PayPay ユーザーへの提示を可能とする機能を有するコンピュータープログラムの提供（関連規定：第 116 条第 1 号第 2 号、第 117 条第 1 項第 2 号および同条第 2 項第 2 号）
- (2) 第 107 条第 14 号に定義する「ポイント」（関連規定：第 122 条から第 125 条まで）
- (3) 第 107 条第 15 号に定義する「クーポン」（関連規定：第 122 条から第 125 条まで）
- (4) 第 108 条第 4 号に定義する「注文管理プログラム」（関連規定：第 113 条から第 115 条まで）
- (5) 第 108 条第 5 号に定義する「店舗決済受付プログラム」（関連規定：第 113 条から第 115 条まで）
- (6) 第 108 条第 7 号に基づく「加盟店店舗における集客に資する機能」の追加提供（関連規定：該当する規定なし）

第111条 (契約の成立)

1. PayPay 決済サービスの利用申込みを行う者（以下、「本申込者」といいます。）は、本利用規約および PayPay が定めるプライバシーポリシー（URL：<https://about.paypay.ne.jp/docs/terms/privacy/>）を承認のうえ、DGFT を通じて PayPay に対し DGFT 所定の方法にて PayPay 決済サービスの利用申込みを行うものとしします。
2. 本申込者は、PayPay 決済サービスの利用申込みにあたり、PayPay に提出する資料または PayPay に届け出る事項が正確かつ最新の内容であることを表明し、保証するものとしします。
3. PayPay が PayPay 決済サービスの利用申込みを受け付けた場合、PayPay において、本申込者の審査（以下、「本件審査」といいます。）を行います。本件審査にはカード会社による審査その他の PayPay 決済サービスにおける各決済手段を利用するために必要な第三者による審査も含まれます（以下、PayPay、カード会社および当該第三者をあわせて「PayPay ら」といいます）。本申込者は、本件審査の結果によってはカードによる商品等代金の決済の提供を受けられない場合があることを承諾するものとしします。
4. 本件審査の結果、PayPay が PayPay 決済サービスの利用申込みを承諾した時点で、本申込者を加盟店として PayPay との間で、本章の規定および PayPay が定める PayPay 残高加盟店規約（URL：<https://about.paypay.ne.jp/terms/merchant/rule/balance/>）に基づく契約（以下、「加盟店契約」といいます。）が成立します。加盟店は、本章の定めに加え、PayPay 決済サービスのうち、PayPay 残高による決済については、次の各号に従って PayPay 残高加盟店規約を順守しなければならないものとしします。また、これらのほか、PayPay 残高加盟店規約において本章の規定と矛盾・抵触する定めがある場合、本章の定めが優先されるものとし、本章に定めのない事項に限り、PayPay 残高による決済については、PayPay 残高加盟店規約が適用されるものとしします。
 - (1) 本申込者は、本条第 1 項に従って利用申込みを行ったことをもって、PayPay 残高加盟店規約第 3 条の申込および第 4 条の届出を行ったものとみなされます。
 - (2) PayPay ユーザーが、PayPay 残高加盟店規約第 5 条第 2 項に定める PayPay 所定の方法で PayPay 残高による支払いを選択した場合であって、本規約第 117 条第 1 項各号に定める手続きが完了したときに、PayPay 残高加盟店規約第 5 条第 2 項に基づき、PayPay は、PayPay 残高の減算を行うほか、同条の定めに従います。
 - (3) PayPay 残高加盟店規約第 8 条第 2 項所定のマネー取引を取り消す必要が生じた場合の取扱いとは、本規約第 121 条に従って行うものとしします。
 - (4) PayPay 残高加盟店規約第 11 条所定の加盟店手数料等の支払いおよび第 12 条所定の精算については、本規約第 32 条、第 33 条および第 119 条に従って行うものとしします。
 - (5) PayPay 残高による決済が PayPay 残高加盟店規約第 19 条第 1 項各号の事由に該当したときは、本規約第 127 条第 1 項各号に該当したものとみなし、同条第 2 項から第 6 項までの定めに従って取り扱います。
5. 本件審査の結果、PayPay が PayPay 決済サービスの利用申込みを承諾し、カード会社がカードによる商品等代金の決済の提供の申込を承諾した時点で、本申込者と次の各号に定めるカード会社との

間で、カード会社に応じて次の各号に定めるカード加盟店規約（以下、「カード加盟店規約」といいます。）に基づくカード加盟店契約が成立します。加盟店は PayPay に対して、カード加盟店契約に基づき加盟店が行うべき業務その他一切の事項の代行に必要な権限を付与するものとします。

(1) カード会社：PayPay カード株式会社

カード加盟店規約：クレジットカード加盟店約款（実店舗用）

(URL： <https://about.paypay.ne.jp/terms/merchant/rule/credit-card/>)

（クレジットカードおよび PayPay カード（PayPay 決済用） サービスのため）

(2) カード会社：PayPay

カード加盟店規約：あと払い加盟店約款（オフライン決済用）

(URL： <https://about.paypay.ne.jp/terms/merchant/rule/paylater/>)

（あと払い（一括のみ） サービスのため）

(3) カード会社：PayPay が別途通知するカード会社

カード加盟店規約：別途 PayPay が通知するカード加盟店規約

6. PayPay らは、本件審査の経過、結果の理由等について一切開示しません。

7. 加盟店は、PayPay がその任意の判断および裁量により、加盟店において PayPay 決済サービスによる決済を受け付けることができる一ヶ月当たりの限度額（以下、「決済限度額」といいます。）を設定することができること、ならびに当該決済限度額の設定をいつでも変更することができることを予め承諾するものとします。この場合加盟店は、決済限度額を超えて PayPay 決済サービスによる決済を行うことができません。

8. 加盟店は、PayPay 商品券加盟店特約 (<https://about.paypay.ne.jp/terms/merchant/rule/gift-voucher>) に基づき、PayPay より前記特約にいう商品券加盟店として選定されたときは、本利用規約として前記特約が適用される旨につき、予め承諾するものとします。

第112条 （加盟店店舗）

1. 加盟店店舗に関する情報（加盟店店舗の名称、住所、連絡先その他 PayPay が指定する加盟店店舗に関する情報を含みます。）を、PayPay または PayPay が指定する第三者が運営するサービスのウェブサイト（以下「PayPay が掲載するウェブサイト」といいます。）に PayPay が掲載する場合があること、また、PayPay の判断で掲載をやめる場合があることを、加盟店は予め承諾します。次項以下に従って追加、変更された加盟店店舗に関する情報についても同様とします。
2. 加盟店は、前条第 2 項に基づき届け出た加盟店店舗に追加、変更がある場合には、あらかじめ、PayPay 所定の方法で届け出るものとします。
3. 前項の届け出のうち、加盟店店舗の追加については、PayPay がこれを承諾した場合に限り、当該加盟店店舗の追加をすることができるものとします。

第 112 条の 2 （PayPay 商品券）

加盟店は、PayPay 商品券加盟店特約に規定される PayPay 商品券のサービスを利用する場合、PayPay が周知する「自治体等およびふるさと納税ポータルサイト運営会社への加盟店情報連携の同意について」

(<https://paypay.ne.jp/store/introduction/jichitai-cp-houkatsu/>) に同意のうえ、当該サービスの利用申し込みをもって、以下第 1 号に掲げる情報を、以下第 2 号記載の目的で、PayPay または PayPay が連携したふるさと納税ポータルサイト運営会社が以下第 3 号に掲げる情報連絡先に連携することを承諾するものとします。

(1) 連携する情報

- ・ 屋号/店舗名
- ・ 店舗住所
- ・ 店舗電話番号
- ・ 法人番号（法人の場合）
- ・ 加盟店審査時に PayPay が付与した業種情報

(2) 情報を連携する目的

- ・ 自治体等によるキャンペーン対象店舗の選定
- ・ PayPay 商品券利用可能店舗の選定
- ・ 自治体等による加盟店への問い合わせ等のための情報管理
- ・ 自治体等、またはふるさと納税ポータルサイト運営会社のホームページ等への加盟店情報の掲示

- ・販売促進ツール等の配送
- (3) 情報連携先
 - ・キャンペーン、PayPay 商品券を実施または発行する自治体等
 - ・キャンペーン、PayPay 商品券の実施または発行にあたって自治体等が指定した外部組織（商工会・広告代理店・イベント企画会社等）
 - ・ふるさと納税ポータルサイト運営会社

第113条（注文管理プログラム、店舗決済受付プログラム）

1. PayPay は、加盟店に対して、注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムを PayPay が提供する形式のまま利用することができる非独占的な権利を許諾し、本利用規約、PayPay が定める API 利用特約（URL： <https://about.paypay.ne.jp/terms/merchant/rule/api/>）および PayPay が指示・指定する仕様等（以下、総称して「操作マニュアル」といいます。）に従って提供します。
2. 加盟店は、注文管理プログラムまたは店舗決済受付プログラムを利用する場合、その利用に必要な範囲で、PayPay 所定の方法で、PayPay のシステム（以下、「PayPay システム」といいます。）にアクセスして利用するものとします。ただし、PayPay が別途認めた場合は、これと異なる方法で注文管理プログラムまたは店舗決済受付プログラムを利用することができるものとします。
3. 加盟店は、注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムを利用するために必要な PayPay 所定の環境（端末の準備および接続を含む。）の整備および設定を自らの費用と責任で行うものとし、かかる環境の整備および設定の全てを加盟店が完了しない限り、PayPay 決済サービスを利用することはできません。
4. 加盟店は、PayPay 決済サービスの利用開始時まで、注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムが操作マニュアルどおりの機能および適合性を有しているか否かを確認しなければなりません。
5. 加盟店は、本利用規約および操作マニュアルに従って注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムを利用するものとし、PayPay 決済サービスの利用以外の目的に注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムを利用してはなりません。
6. PayPay は、自己の裁量でいつでも操作マニュアルを制定、改定または廃止することができます。
7. PayPay は、注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムの提供のために PayPay が必要と判断する範囲に限り、いつでも、バージョンアップ、不具合の修正、改良など注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムの機能の内容および仕様を変更することができます。当該変更が加盟店による注文管理プログラムまたは店舗決済受付プログラムの利用に影響する場合、PayPay は変更前または変更後に加盟店へ当該変更を通知します。
8. 注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムは、加盟店が利用する時点において PayPay が保有している状態で提供するものであり、PayPay が加盟店の予定している目的、要求および利用態様への適合性、有用性、有益性、セキュリティ、非侵害性またはエラー、バグ、論理的誤り、中断および不具合などが無いことを保証するものではありません。
9. PayPay は、注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムについて、エラー、バグ、論理的誤り、中断および不具合その他の瑕疵を修補する義務を負いません。ただし、PayPay は当該瑕疵（かし）を修補するよう努力します。

第114条（注文関連情報、カード関連情報および決済関連情報の取り扱い）

1. 加盟店および PayPay は、注文関連情報は加盟店および PayPay がそれぞれ PayPay ユーザーから取得するものであること、ならびに加盟店および PayPay は注文関連情報を自己のプライバシーポリシーに従い取り扱うことを確認します。
2. 加盟店は、カード関連情報の適正管理および情報漏えい防止のため、原則として注文管理プログラムを通じて加盟店が閲覧できるカード関連情報は、カード関連情報の一部の情報に限られることを承諾するものとします。加盟店は、カード関連情報および決済関連情報を、第 117 条第 1 項の売上承認処理、第 118 条第 1 項の売上確定処理その他 PayPay が認めた目的以外の目的で利用してはなりません。
3. 注文管理プログラムおよび店舗決済受付プログラムを通じて加盟店が閲覧できる注文関連情報および決済関連情報は、PayPay が正確性を保証するものではありません。

第115条（アクセス権限）

1. 加盟店は、注文管理プログラムまたは店舗決済受付プログラムを利用するため、PayPay システムにアクセスするにあたり、PayPay ID を PayPay から取得するものとします。加盟店は、PayPay が加盟店に付与する ID および当該 ID に設定したパスワード（以下、総称して「アクセス権限」といいます。）を用いて PayPay システムを利用しなければなりません。
2. 加盟店は、アクセス権限の利用に関し、PayPay の別途定める条件および操作マニュアルに従うものとします。
3. PayPay は、PayPay が加盟店に付与したアクセス権限を用いて PayPay 決済サービスに関連してなされた行為については、当該アクセス権限の付与を受けた加盟店によりなされた行為とみなします。アクセス権限が当該アクセス権限の付与を受けた加盟店以外の第三者により利用されたことによって、PayPay または第三者が損害を被った場合、当該アクセス権限の付与を受けた加盟店はその損害を賠償するものとします。
4. 加盟店は、第三者のアクセス権限を用いて、PayPay システムにアクセスしてはなりません。
5. 加盟店はアクセス権限を厳重に管理するものとし、PayPay システムにアクセスする必要がある役員および従業員以外の者に利用させてはなりません。
6. 加盟店は、アクセス権限の漏えいもしくは詐取等、アクセス権限のセキュリティが確保できていない事態が生じた場合またはそのおそれがあると判断した場合は、直ちに PayPay システムへのアクセスを停止するとともに PayPay に当該事実を通知しなければなりません。
7. PayPay は、前項の通知を受け、アクセス権限の再設定等の処理が必要と判断した場合、当該処理を行います。この場合、加盟店は、PayPay による当該処理が完了するまでの間、PayPay システムへのアクセスが制限されることを承諾します。

第116条（加盟店における掲示等）

1. PayPay 決済サービスの利用開始日より、加盟店は、PayPay 決済サービスが利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置を操作マニュアルおよび PayPay が指定する方法に従って講じるものとします。ただし、第2号に定める措置は、第108条第6号に定めるサービスを利用する場合に講じるものとします。また、第2号に定める措置の不備により加盟店バーコード等の読取りに不具合が生じ、これにより加盟店に損害が生じたとしても、PayPay はその責任を負わないものとします。
 - (1) PayPay 決済サービスの加盟店店舗であることを示す PayPay 所定の案内を PayPay ユーザーの見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 加盟店バーコード等を PayPay ユーザーに提示すること。
 - (3) 前二号の他 PayPay が別途通知した措置
2. 加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、PayPay の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 加盟店店舗以外の場所において PayPay 決済サービスの利用ができることを示すこと
 - (2) 次の①から③のいずれかの態様で前項に定める措置を行うこと
 - ① PayPay と加盟店との間に、提携、共同事業、フランチャイズ、代理店、取次店または業務委託など PayPay 決済サービスの利用と提供以外に取引関係があることをほのめかす態様
 - ② 加盟店店舗を、PayPay が運営していると誤認させる態様
 - ③ PayPay またはその従業員が、商品等を推奨または保証するなど、PayPay またはその従業員の意見が表示されていると解釈できるような態様
 - (3) 前項に定める措置を PayPay が不適切と判断する態様で行うこと
 - (4) 前三号のほか、操作マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと
3. 加盟店は、PayPay から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、PayPay から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

第117条（売上承認処理）

1. 加盟店は、PayPay ユーザーより商品等の購入申込みがあった場合は、PayPay の指定する方法により、次の各号のいずれかの手続を行ったうえで、当該商品等にかかる商品等代金について、

PayPay 残高の減算、カード会社の承認またはその他の決済手段に係る契約上必要とされる承認等を得るための PayPay 所定の処理（以下、「売上承認処理」といいます。）を、DGFT を通じて行うものとします。

(1) PayPay ユーザーバーコード等を加盟店の端末で読み取ったうえで、商品等代金の金額その他 PayPay 所定の決済に必要な情報を入力する処理

(2) 加盟店バーコード等を PayPay ユーザーの端末で読み取らせたうえで、PayPay ユーザーにおいて商品等代金の金額その他 PayPay 所定の決済に必要な情報を入力させる処理

2. 売上承認処理は、前項各号に定める手続きに応じて、次の各号に定める時に完了するものとします。

(1) 前項第 1 号に定める手続

加盟店が、加盟店の端末にて売上承認処理を完了した旨を表示可能な状態においた時

(2) 前項第 2 号に定める手続

PayPay が加盟店の端末にて売上承認処理を完了した旨を表示可能な状態においた時または

PayPay が PayPay ユーザーの端末にて売上承認処理を完了した旨を表示可能な状態においた時のいずれか早い時

3. 加盟店は、売上承認処理を完了した旨の表示が PayPay ユーザーまたは加盟店の端末に表示された場合、商品等代金と PayPay 決済サービスにより決済された金額を確認するものとし、金額が一致しているときは、当該 PayPay ユーザーとの売買契約等に基づいて直ちに商品等の提供を行うものとします。加盟店が当該確認により金額の相違を知ったときは、第 121 条に基づいて取消処理を行った上で、改めて本条第 1 項に基づく売上承認処理を行うものとします。

4. PayPay は、売上承認処理において、加盟店の商品等にかかる商品等代金に関し、PayPay ユーザーが保有する PayPay 残高の範囲内かどうかの確認、カード会社に対する売上承認の請求、その他の決済手段に係る契約上必要とされる承認の請求等の手続を行います。なお、これらの手続の結果は、請求時点における決済手段の有効性を確認するものであり、商品等の購入申込みを行った者が PayPay ユーザー本人であることを保証するものではありません。

5. 加盟店は、第 2 項に基づき PayPay が売上承認処理を完了した旨の表示が PayPay ユーザーおよび加盟店の端末のいずれにも表示されなかった場合、承認が得られなかった商品等代金を PayPay 決済サービスを利用して決済してはなりません。

6. 加盟店は、PayPay ユーザーが商品等の購入を申し込んだ事実を記録し、PayPay が要求したときは、これを速やかに提出するものとします。

第118条（売上確定処理）

1. 前条第 2 項に基づき売上承認処理を完了した時に PayPay 所定の売上の確定処理（以下、「売上確定処理」といいます。）は完了し、PayPay は、当該時点に PayPay 決済サービスにより決済される商品等代金の金額を確定します。なお、前条第 1 項各号に基づく売上承認処理の対象とされた商品等代金の金額その他の情報に誤りがあった場合でも、PayPay 所定の決済手続が完了した場合には、当該情報に基づき決済されたものとして売上確定処理が行われるものとし、PayPay は、係る情報の誤りについて責任を負わないものとします。

2. PayPay は、売上確定処理がなされた商品等代金のうち PayPay 残高によるものについては、PayPay 残高加盟店規約に基づき商品等代金に相当する PayPay ユーザーの PayPay 残高を減算します。この減算が完了したときに、加盟店の PayPay ユーザーに対する商品等代金に係る債権は消滅するものとします。また、PayPay は、売上確定処理がなされた商品等代金について、カード会社に対する当該商品等代金の立替払いの請求またはその他の決済手段に係る決済手段に係る契約上必要な手続を行います。

第119条（商品等代金の支払い）

1. PayPay は、前条第 1 項に定める売上確定処理がなされた商品等代金について、PayPay 決済サービスが利用された場合に用いる決済手段として PayPay ユーザーが指定した手段に応じて、第 32 条および第 33 条の規定のほか、次の各号の定めに従い、DGFT を通じて加盟店に支払います。

(1) PayPay 残高 減算した PayPay 残高相当額の支払い

(2) カード 立替払い

(3) その他の決済手段 別途 PayPay より通知するものとする。

2. PayPay は、第 1 項に基づき加盟店に支払う金銭から、PayPay が加盟店に対して有する金銭債権を、弁済期の到来の有無にかかわらず控除して支払うことができるものとします。

第120条（クレーム対応等）

1. 加盟店は、加盟店、加盟店店舗または商品等に関して、PayPay ユーザーまたは第三者からクレーム（売上承認処理の対象とされた商品等代金の金額相違、売上承認処理が完了しない状態で提供した商品等の返還に関するクレームを含みますが、これに限りません）を受けた場合、全て自己の責任と費用において対応し解決を図るものとし、PayPay 上に一切の迷惑を及ぼさないものとします。ただし、加盟店と PayPay ユーザーとの間の商品等売買を合意の上取り消し、または解除することによる解決を行う場合は、次条の定めに従った処理を行うものとし、PayPay ユーザーに対する返金を行わないものとします。また、加盟店は、クレームの再発防止のために必要な措置を講じなければなりません。
2. 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、PayPay ユーザーまたは第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するとともに、その経過を PayPay に対して報告するものとします。また、加盟店が前項のクレーム対応上、PayPay ユーザーへ通知またはプレスリリースなどを行う場合には、事前に PayPay にその内容を通知するものとします。

第121条（返品等）

1. PayPay ユーザーからの商品等の返品を受け付ける等により、加盟店が加盟店と PayPay ユーザーとの間の商品等売買を合意の上取り消し、または解除した場合であって、PayPay 所定の方法により PayPay 所定の期間内に取消処理を行い、PayPay がこの処理を承認したときには、当該 PayPay 決済サービスによる決済を取り消すことができるものとします。
2. 前項の取消が行われた場合には、PayPay は、当該取消に係る売買等の商品等代金相当額について、第 119 条に基づく支払いの義務を負わないものとします。また、既に第 119 条に基づく支払が行われた場合には、加盟店は、これを直ちに PayPay に返還しなければならないものとします。この場合、第 119 条に基づき加盟店に支払う商品等代金その他の PayPay が払うべき金銭から、加盟店が PayPay に返還する金銭相当額を控除することができるものとします。

第122条（ポイントおよびクーポンによるプロモーション）

1. 加盟店は、PayPay が以下の方法による PayPay 決済サービス等のプロモーションを行うことをあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) PayPay の設定するポイント付与率（以下、「ポイント付与率」といいます。）を商品等代金に乗じて算定したポイントを PayPay ユーザーに付与する方法
 - (2) 商品等代金の全部または一部の支払にポイントの利用を認める方法
 - (3) クーポンを発行する方法
 - (4) クーポンの利用条件に従って商品等代金の全部または一部の支払にクーポンの利用を認める方法
2. 加盟店は、前項第 1 号のプロモーションに加えて、PayPay が別途定める範囲内で任意に PayPay ユーザーにポイントを付与する方法により、PayPay 決済サービス等のプロモーションを行うことができるものとします。
3. PayPay は、PayPay の任意の判断と負担により、ポイント付与率を超えたポイントを、PayPay ユーザーに付与することができるものとします。また、クーポンの発行時期、購入に利用できる商品等やクーポンの種類、利用対象となる加盟店などクーポンの利用条件は、PayPay が任意に設定します。

第123条（PayPay ユーザーによるポイントおよびクーポンの利用）

1. PayPay ユーザーは、商品等代金の全部または一部の支払にポイントおよびクーポンを利用できるものとします。
2. 加盟店は、前項の場合、利用されたポイントおよびクーポンに相当する金額を商品等代金から差し引いて請求するものとし、利用されたポイントまたはクーポン値引き相当額を含んだ金額を PayPay ユーザーに請求してはなりません。

3. 加盟店は、PayPay ユーザーに対し、ポイントまたはクーポンの利用を拒否したり、利用できるポイントまたはクーポンの種類を制限したり、他の決済方法への変更を要求したり、ポイントまたはクーポン利用にかかる手数料を要求したりするなど、その方法を問わず、ポイントまたはクーポンを利用する PayPay ユーザーを不利に扱ってはなりません。

第124条（ポイントおよびクーポンに関する順守事項）

1. 加盟店は、ポイントと類似するサービスや特典を提供している場合、PayPay ユーザーがポイントと混同または誤解しないようにしなければなりません。
2. 加盟店は、その方法を問わず、自らの注文により、ポイントまたはクーポンを取得してはならないほか、万一自らの注文により取得したポイントまたはクーポンがある場合であっても、これを使用してはなりません。また、PayPay がこれらに類似すると判断した行為についても同様に禁止いたします。
3. 加盟店は、ポイントおよびクーポンに関する PayPay 所定の帳票を作成し、本契約期間中および本契約期間終了後 7 年間は加盟店の事務所に保存するものとします。

第125条（ポイントまたはクーポン利用分の支払）

1. PayPay は、PayPay ユーザーが商品等代金の全部または一部の支払にポイントまたはクーポンを利用した場合、PayPay 所定の方法に従い、当該ポイントまたはクーポン利用による値引き相当額を加盟店に支払います。
2. 前項の定めにかかわらず、PayPay は、次の各号の一に該当した場合、ポイントまたはクーポン利用による値引き相当額の支払を留保することができるものとします。
 - (1) 第 127 条（商品等代金を支払わない場合等）第 1 項に該当する場合
 - (2) その他、不正利用防止の観点から必要と PayPay が判断した場合

第126条（PayPay 決済サービスの不正利用への対応等）

1. 加盟店は、自己の責任において、取引の安全性の確保に努め、PayPay が推奨する不正利用の防止措置を講じる等により、PayPay 決済サービスの不正利用に該当しないことの確認を行い、不正利用の防止に協力するものとします。
2. 加盟店は、商品等の購入申込みを行った者が PayPay ユーザー本人以外であると疑われる場合または商品等の購入申込みにおける PayPay 決済サービスの使用状況が明らかに不審と思われる場合は、当該販売を行わないものとし、直ちにその事実を PayPay に連絡するものとします。
3. PayPay は、加盟店と PayPay ユーザーとの取引において、PayPay 所定の調査により不正利用が発生しているまたはそのおそれがあると判断した場合、加盟店に対して商品等の引渡しまたは提供を停止することを求めることができるものとし、加盟店は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとします。
4. 加盟店は、不正利用が発生した場合は、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、実施するものとします。また、加盟店は、遅滞なく、当該調査の結果および策定した計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを PayPay に報告するものとします。

第127条（商品等代金を支払わない場合等）

1. PayPay は、加盟店が行った PayPay 決済サービスを利用して決済した商品等の販売について次の各号の一に該当した場合、加盟店に対し、何らの責任を負うことなく、第 119 条に基づく支払いをしないことができるものとします。
 - (1) 売上承認処理を行わずに売買等を行うなど、PayPay 所定の手続によらない方法で決済を行った場合
 - (2) 売上承認処理の内容が正当なものでない場合または売上承認処理の内容に不実不備がある場合
 - (3) PayPay ユーザーがクーリングオフ、支払停止の抗弁等、法律上または加盟店との間の売買等の契約上の原因に基づき、PayPay 決済サービスにより決済した取引に係る契約を解除または取り消したことを理由として、PayPay ユーザーがカード会社に対し、当該取引に係る商品等代金の全部または一部を支払わない場合

- (4)第 120 条第 1 項のクレームが発生した場合またはそのおそれがあると PayPay が判断した場合
 - (5)PayPay ユーザーに商品等の引渡しまたは提供がなされていない場合またはそのおそれがあると PayPay が判断した場合
 - (6)加盟店が第 136 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合またはその疑いがあると PayPay が認めた場合
 - (7)その他加盟店が本利用規約に違反した場合
 - (8)PayPay ユーザーまたはその他の第三者から、PayPay 決済サービスによる決済を行っていない旨の申し出があった場合または商品等の購入申込みを行った者が正当な決済権限を有する者以外であると疑われる場合。ただし、加盟店が次の①から③の条件をいずれも満たしている場合は除く。
 - ①加盟店が、上記決済が正当な決済権限を有する者によるものでないことについて善意かつ無過失であること
 - ②第 126 条に規定する義務に違反している疑いがないこと
 - ③上記決済に関する PayPay からの調査協力（上記決済に関する情報や監視カメラ映像の提供を含みますが、これらに限りません）の求めがあったときはこれに応じること
2. 加盟店は、前項各号に定める事項が第 119 条に基づく支払いの後に判明した場合、PayPay が支払った商品等代金を PayPay に対し返還しなければならないものとします。返還にかかる振込手数料等の費用は、加盟店が負担するものとします。
 3. PayPay は、前項の場合、第 119 条に基づき加盟店に支払う商品等代金その他の PayPay が払うべき金銭から、加盟店が PayPay に返還する金銭相当額を控除することができるものとします。
 4. PayPay は、第 1 項各号に該当する疑いがあると PayPay が認めた場合、自らまたはカード会社その他の PayPay が指定する第三者をして、当該事項について調査（以下、「事実調査」といいます。）を行いまたは行わせること、また、事実調査が完了するまで第 119 条に基づく支払いを留保することができるものとします。
 5. PayPay は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの責任を負うことなく、第 119 条に基づく支払いを行わないことができるものとします。
 - (1)事実調査の開始より 30 日を経過しても前項の疑いが解消しない場合
 - (2)事実調査の開始から 14 日以内に、事実調査のため PayPay が加盟店に対して行う問い合わせに加盟店が対応しない場合
 6. 事実調査が開始後 30 日以内に完了し、加盟店が第 4 項に基づき第 119 条に基づく支払いを留保している商品等代金につき第 1 項各号に該当しないと認めた場合、PayPay は、加盟店に対し当該商品等代金を支払うものとします。この場合、PayPay は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第128条 （調査協力等）

1. 加盟店は、PayPay が加盟店に対し業務内容、PayPay 決済サービスの利用状況、商品等の内容または売上処理の内容等、PayPay が必要と認めた事項に関して調査、報告または資料の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
2. 加盟店は、PayPay が、PayPay が法令に基づく報告等を行うにあたり必要な情報その他法令で報告が義務付けられた事項の提示を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
3. PayPay は、加盟店管理のため加盟店に対して PayPay が所定の途上審査を行い、当該途上審査の結果を必要に応じてカード会社その他の決済手段提供会社に通知するものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。

第129条 （個人情報の取り扱い）

PayPay または加盟店は、本契約の履行にあたりまたは本契約に関連して、個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいい、PayPay ID、メールアドレス、通信ログ、クッキー情報等をいう。以下同じ）の取り扱いが生じる場合、同法および所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意義務をもって適切に取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用等の防止に努めるものとします。

第130条 （情報の漏えい等が生じた場合の対応）

1. 加盟店は、決済関連情報、注文関連情報またはカード関連情報を含む加盟店が保有する PayPay 決済サービスに関する情報の滅失、毀損または漏えい（以下、漏えい等」といいます。）が生じた場合、速やかに PayPay に対し、漏えい等の発生の日時、内容その他の詳細事項について報告をしなければなりません。
2. 加盟店は、前項の漏えい等が生じた場合、速やかに漏えい等の原因を究明するために必要な調査（当該漏えい等に係るクレジットカード番号等の特定を含みます。）を行い、PayPay に報告するものとします。また、この場合、加盟店は、漏えい等の再発防止のための必要な措置（従業者に対する必要かつ適切な指導を含むものとします。）を講じたうえで、その内容を PayPay に書面で報告しなければなりません。
3. PayPay は、加盟店が漏えい等を生じさせた場合であって、加盟店が実施した前項の調査または再発防止のための措置が不十分であると認めた場合、その他 PayPay が必要と認める場合は、加盟店に対し、追加調査、当該措置の改善の要求その他必要な措置または指導を行うことができるものとし、加盟店はこれに従うものとします。ただし、PayPay による指導は、加盟店を免責するものではありません。PayPay が行う措置または指導には次の各号に定める事項を含みますが、これに限らないものとします。
 - (1) PayPay が指定する監査会社によるシステム診断
 - (2) PayPay 決済サービスの提供の停止

第131条（PayPay 決済サービスの中断または停止）

1. PayPay は、PayPay システムの定期点検、保守等のやむを得ない事情により、PayPay 決済サービスの提供を部分的にまたは全面的に中断する場合があります。この場合、PayPay は、加盟店に対し、ウェブサイトへの掲示等により、事前にその旨を通知するものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかの場合は、PayPay は、加盟店への事前通知を行うことなく、直ちに PayPay 決済サービスの提供を中断または停止することができます。かかる中断または停止により、本契約の全部または一部の義務を履行できなかった場合、PayPay はそれについて何ら責任を負わず、本契約上の義務を免除されます。この場合、PayPay は当該中断または停止により加盟店に発生した一切の損害について免責されます。
 - (1) PayPay が、天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、通信事業者の役務提供の停止もしくは緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他 PayPay の責に帰することのできない事由により PayPay 決済サービスの提供の中断または停止を必要と判断した場合
 - (2) PayPay システムの保守等、技術もしくは運用上の理由その他の合理的な理由で PayPay が PayPay 決済サービスの提供の中断または停止を必要と判断した場合
 - (3) PayPay システムの不正利用防止などのため中断が必要であると PayPay が判断した場合
3. PayPay は、通信障害、機器故障、その他の事由により、PayPay 決済サービスが利用できない状態であることが判明したときは、可能な限り速やかに加盟店に対してその旨をウェブサイトへの掲示等により告知するとともに復旧に努めるものとします。

第132条（免責）

1. 前条に該当し、PayPay 決済サービスを利用することができないことにより、これを決済方法とする売買等を行うことができない等、加盟店に損害が生じた場合においても、これらの損害につき、PayPay は一切責を負わないものとします。
2. 前項に定める事由を除き、PayPay の責に帰すべき事由により加盟店に損害が発生した場合、PayPay は、本契約に基づき加盟店から DGFT を通じて PayPay に支払われた直近 1 カ月分の PayPay 所定の決済システム利用料の合計額を限度として、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第133条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、第 111 条に定める契約成立の日から 1 年間とします。
2. 前項の定めにかかわらず、期間満了の 30 日前までにいずれの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の書面による通知がなされない限り本契約は自動的に 1 年間更新するものとし、以後も同様とします。

3. 本契約の終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。

第134条（残存条項）

本契約終了後も、第115条（アクセス権限）第3項、第120条（クレーム対応等）第1項、第129条（個人情報の取り扱い）、第132条（免責）、第133条（有効期間）第3項、本条（残存条項）、第136条（解除、期限の利益喪失等）第3項および第137条（損害賠償）は有効に存続するものとします。

第135条（中途解約等）

1. 第133条第1項の有効期間内であっても、加盟店が PayPay 所定の方法で解約届を PayPay に提出し、PayPay がこれを受理した後、別途定める期間が経過した時点で、本契約は終了するものとします。
2. PayPay が30日以上期間を定めて本契約の解約を通知したときは、第133条第1項の有効期間内であっても、当該通知期間の経過をもって、本契約は終了するものとします。

第136条（解除、期限の利益喪失等）

1. PayPay は、加盟店が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができます。
 - (1) 本契約または加盟店と PayPay らとの間で締結した他の契約に定める義務の全部または一部に違反したとき
 - (2) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (3) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったときまたは解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
 - (5) 資本減少、事業の廃止、休止または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
 - (6) 手形もしくは小切手を不渡りとし、その他支払不能または支払停止となったとき
 - (7) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、PayPay が本契約を継続することを不適当と判断したとき
 - (8) 法令等に違反したとき
 - (9) 商品等または加盟店の販売方法に関し、PayPay ユーザーもしくは第三者から多数の苦情などが寄せられたときまたは PayPay が不適切であると判断したとき
 - (10) PayPay または PayPay 決済サービスの信用を毀損したときまたはそのおそれがあると PayPay が判断したとき
 - (11) カード会社から、カード加盟店として適当ではないとして、クレジットカードの取り扱いの停止を通知されたとき
 - (12) 商品等や販売方法等に関し、関係官庁による注意または勧告を受けたとき
 - (13) 商品等や販売方法等に関し、第三者から権利侵害のクレームを受けたり公序良俗に反したりするなど、PayPay 決済サービスの利用を PayPay がふさわしくないと判断したとき
 - (14) 加盟店の代表者もしくは加盟店の指定する担当者と連絡が取れなくなったときまたは加盟店の代表者の意思が確認できないとき
 - (15) 利用契約に違反したときまたは利用契約が終了したとき
 - (16) 加盟店が個人の場合において、その個人が死亡し、その相続人が本契約に定める義務を履行できないと PayPay が判断したとき
 - (17) 加盟店が法人の場合において、その代表者が死亡し、加盟店が本契約に定める義務を履行できないと PayPay が判断したとき
2. 加盟店が前項各号の一に該当する場合、加盟店は、PayPay に対する全ての債務（本契約による債務に限定されません）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて PayPay に支払わなければいけません。
3. 本条に定める契約の解除は、PayPay の加盟店に対する損害賠償の請求を妨げません。

第137条 （損害賠償）

加盟店が本契約に違反し、PayPay らに損害が発生した場合、加盟店は当該損害を賠償する責任を負います。

第138条 （本契約終了時の措置）

1. 本契約が終了した場合、PayPay は PayPay 所定の方法により PayPay 決済サービスの提供を停止します。
2. 本契約が終了した場合、加盟店は速やかに第 116 条に定める措置を中止するとともに、これに使用した掲示物等を廃棄しなければなりません。

第139条 （変更）

1. PayPay は、加盟店に事前に通知することなく、いつでも本利用規約（本利用規約に関連して PayPay が個別に提示する利用条件を含みます。）を変更することができるものとします。ただし、加盟店への影響が重大な場合、事前告知期間を設けるものとします。
2. PayPay による本利用規約の変更後に、加盟店が PayPay 決済サービスを利用して決済を行った場合は、加盟店は変更後の本利用規約を承認したものとみなします。

第7章 Alipay+決済サービス

利用者が第2条第11号⑥に定めるAlipay+決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第140条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「Alipay+決済サービス」とは、Alipay+の利用に関してDGFTがブランド運営者との間で締結した契約（以下「アクワイアリング契約」といいます。）に基づき提供する、商品代金の収納代行およびこれに係る情報処理サービスをいいます。
- (2) 「加盟店」とは、第142条（登録申請）に基づいてAlipay+決済サービスの利用の登録を申請し、第4条（審査および登録）においてDGFTがAlipay+決済サービスを利用することを承諾した者をいいます。
- (3) 「ショップ」とは、加盟店が運営する店舗・自動販売機等をいいます。
- (4) 「取扱商品」とは、加盟店がショップで顧客へ販売または提供する、DGFTが承認した物品、権利、ソフトウェア等またはサービスをいいます。
- (5) 「顧客」とは、ショップにおいて取扱商品の購入を申し込んだ、または加盟店より当該申込を承認された、個人または法人をいいます。
- (6) 「本件決済手段」とは、Alipay+に加盟している事業者が、当該加盟した地位に基づき顧客に対して提供する決済手段をいいます。
- (7) 「対象取引」とは、加盟店および顧客間において行われる本件決済手段を用いて決済が行われる取扱商品の販売等にかかる対面取引をいいます。
- (8) 「決済データ」とは、加盟店と顧客間の対象取引において、DGFTが決済処理のために用いるデータをいいます。
- (9) 「マーチャント管理ポータル」とは、加盟店がショップにおける加盟店と顧客とのAlipay+決済サービスを用いた取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、DGFTがウェブサイト上に設置するソフトウェアをいいます。
- (10) 「コンテンツ」とは、加盟店がショップで提供または表示する一切の情報をいいます。
- (11) 「イシュー」とは、顧客に対し、本件決済手段を提供する事業者をいいます。
- (12) 「Alipay+」とは、Alipay Connect Pte.Ltd.が提供する資金決済に関するサービスをいいます。
- (13) 「Alipay+ルール」とは、Alipay+への参加者（ただし、加盟店は除きます。）がAlipay+の決済システム等を利用するに際して遵守すべき事項としてブランド運営者が定める各種の規制、ガイドラインその他のルールをいい、アクワイアリング契約で定められたルールも含むものとします。なお、ブランド運営者が各種の規制、ガイドラインその他のルールを変更した場合、当該変更後のルールも含むものとします。
- (14) 「ブランド」とは、ブランド運営者に係るトレードマークその他識別子であって、ブランド運営者が保有しまたはその権利を有するものをいいます。
- (15) 「ブランド運営者」とは、直接または間接にDGFTに対してAlipay+の利用に係るサービスを提供する事業者であって、本規約においてはAlipay Connect Pte.Ltd.及びAlipay Singapore E-commerce Private Limitedを個別に又は総称して意味するものとします。

第141条（委託業務）

利用者はDGFTに対し、以下の業務を委託し、DGFTはこれを受託します。

- (1) ブランド運営者への商品代金の収納依頼
- (2) ブランド運営者からの商品代金の入金情報の受領
- (3) ブランド運営者からの商品代金の受領
- (4) その他利用者およびDGFTで合意した業務
- (5) 前各号に付随関連する業務

第142条（登録申請）

1. Alipay+決済サービスの利用を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守すると共に、本規約に基づく取引に対して妥当する範囲でAlipay+ルールが適用または準用されることに同意し、かつ、以下の各号に掲げるAlipay+決済サービスの申込情報（以下、「申込情報」といいます。）をDGFT 所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に記載のうえ提供（DGFT 所定の申請内容入力ページに必要事項を入力の上申込書を電磁的方法で提供する場合を含みます。）することにより、DGFT に対し、Alipay+決済サービスの利用の登録を申請することができるものとします。
 - (1) 名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日（登録希望者が個人の場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号及び電子メールアドレス）
 - (2) 登録希望者が行う取引の種類
 - (3) 登録希望者が販売等しようとする商品等の種類
 - (4) 過去5年以内に特定商取引に関する法律に基づき処分を受けたことがあるか否か（ある場合はその内容）
 - (5) 過去5年間に消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたことがあるか否か（ある場合はその内容）
 - (6) 登録希望者が取扱う商品が許認可を要する場合には、当該許認可証
 - (7) ショップの名称、所在地、連絡先
 - (8) 登録希望者の指定する金融機関の振込口座（ただし、本人名義のものに限ります。）
 - (9) その他 DGFT 所定の事項（Alipay+決済サービスに関し、DGFT から金銭の支払を受ける際に利用する銀行口座を含むがこれに限られません。）
2. 登録希望者は、DGFT に対し、前項に基づく登録申請の時点において登録希望者（登録希望者が法人である場合にはその代表取締役）が未成年者ではないことを表明し、保証するものとします。

第143条（審査および登録）

1. DGFT は、DGFT 所定の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下、「登録申請者」といいます。）の登録の可否を審査し、DGFT が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。尚、登録希望者が提供した申込情報および店舗申請データに誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わないものとします。
2. DGFT が前項の通知を行った時点で、DGFT と登録申請者の間に本規約に基づく契約（以下、「本契約」といいます。）が成立し、以後、当該登録申請者は加盟店となります。
3. DGFT は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) DGFT に提供した申込情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 未成年者である場合
 - (4) 登録希望者が過去 DGFT との契約に違反した者またはその関係者であると DGFT が判断した場合
 - (5) 第 37 条（反社会的勢力の排除）に定める規定に該当していると DGFT が判断した場合
 - (6) 第 159 条（契約の解除）に定める措置を受けたことがある場合
 - (7) その他、DGFT が登録を適当でないと判断した場合

第144条（必要機器等の調達・導入等）

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担によりAlipay+決済サービスを利用するために必要な機器等（タブレット端末等を指し、Alipay+決済サービスを利用するために当該タブレット端末等にインストールするアプリケーションその他のソフトウェアを含め、以下「必要機器等」といいます。）を調達のうえ導入するものとし、本契約の有効期間中、必要機器等を適正に運用する（アプリケーションその他のソフトウェアを最新バージョンにアップデートすることを含みます。）ものとします。
2. 必要機器の動作不良、故障その他の不具合については、加盟店の責任と費用負担において解決するものとし、DGFT は一切責任を負わないものとします。

第145条（Alipay+決済サービスのサービス開始日）

DGFT は、加盟店が申込書に入力した利用開始希望日をもとに、Alipay+決済サービスの開始日を加盟店に通知するものとします。

第146条（加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等）

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店がショップで提供し、または提供する予定の取扱商品は、加盟店が DGFT に申請した店舗申請データ、または今後加盟店が DGFT に提出し、DGFT が承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限ること
 - (2) 加盟店が作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づき、瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと
 - (3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること
 - (4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ DGFT にこれを証明する関連書類を提出し、事前に DGFT の承認を得ること
 - (5) 加盟店のショップにおけるエントランスやレジカウンターおよび加盟店のウェブサイトにおける決済画面のほか、取扱商品のマーケティング資料その他 Alipay+ルールが定める箇所においてブランドの表示を行うこと、取扱商品以外のものに関してブランドを利用しないこと、ならびにその利用等に関して DGFT 及びブランド運営者の指示等に従うこと
 - (6) 商品の交換、返品、返金または取引のキャンセル等に関する取り決めを定め、これをショップまたはそのウェブサイト等に掲示すること
 - (7) Alipay+決済サービスの利用に当たり、DGFT、イシューまたはブランド運営者の名誉・信用を直接もしくは間接的に毀損し、または業務を妨害する行為をしないこと
 - (8) 法令、ガイドラインその他加盟店の事業遂行上遵守することが求められる事項
 - (9) 有害なコード、コンピュータ・プログラム等を DGFT またはブランド運営者のシステムまたは第三者のコンピュータに送信または書き込みしないこと
 - (10) DGFT またはブランド運営者のシステム（ソースコードその他のシステムの構成要素を含む。）の修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、再構成または当該システムのソフトウェア保護メカニズムの破壊、無効化その他の回避行動を試みないこと
 - (11) その他、Alipay+ルール上、DGFT が加盟店に遵守させることが求められている事項
2. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当するものを販売または提供することはできないものとします。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの
 - (2) 生き物
 - (3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (4) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
 - (5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (6) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの
 - (9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - (10) DGFT またはイシュー若しくはブランド運営者のイメージを低下させる商品若しくは権利または役務
 - (11) その他 DGFT またはブランド運営者が不適当と認めたもの
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の費用および責任において解決するものとします。
4. 加盟店は、Alipay+およびブランド運営者の名称（中国語および英語の表記を含む。）その他ブランド運営者が所有しまたは適法に使用する商標、商号、ブランドネーム、ロゴマーク等（以下「商標等」といいます。）並びに Alipay+に関する著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属し、利用契約または加盟店契約（以下「本契約等」といいます。）に基づき Alipay+決済サービスを利用する目的に限定してブランド運営者から当該知的財産権を使用する権利を許諾されるものであること、当該許諾が利用者に対していかなる権利も付与するものでないことを確認します。ま

た、当該許諾される権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものであり、ブランド運営者は、本契約等の契約期間中いつでも当該許諾した権利の内容を修正し、または許諾を撤回することができるものとし、当該修正または撤回により利用者に生じた損害について DGFT およびブランド運営者は一切の責任を負わないものとします。

5. 加盟店が販売促進の目的で Alipay+に関するコンテンツを表示し、または発行等する場合には、加盟店は、これらのコンテンツに係る著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属することを確認します。
6. 加盟店は、ブランド運営者が Alipay+に関連して作成し若しくはブランド運営者のために作成され、または加盟店により提供された申込情報その他のデータまたは情報に関連して発生した著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属することを確認します。
7. 加盟店は、DGFT の事前の同意なく、Alipay+決済サービスに関連して DGFT およびブランド運営者の間で締結した契約、Alipay+、ブランド運営者との取引関係ならびに Alipay+ルールに関する情報を公表その他第三者に提供しないものとします。加盟店は、以下の場合を除き、DGFT または DGFT を通じたブランド運営者による事前の同意なく本契約等に関連する事項を公表してはならないものとします。
 - (1) 加盟店またはブランド運営者が相互に本契約等に関連する同内容の事項の公表を行う場合
 - (2) 加盟店に適用される関連法令の要求に基づき本契約等に関連する事項の公表を行う場合
8. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また加盟店は、加盟店が法人である場合は、加盟店の代表者、または加盟店の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含みます。また、当該法律に関連する政令等を含みます。以下、本条において「犯収法」といいます。）における実質的支配者を指すものとします。）が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証するものとします。
 - (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
 - (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
 - (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
 - (4) 第 2 号または第 3 号の対象者と取引を行っている。
9. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含みます）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとします。）が前記①および②に該当せず、もしくは加盟店が法人である場合において、加盟店における犯収法上の実質的支配者および当該実質的支配者の家族（定義は前記と同じとします。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証するものとします。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとしますが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとします。
 - (1) 国家元首
 - (2) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
 - (7) 中央銀行の役員
 - (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
10. 加盟店は、前項の表明保証に違反した場合（DGFT において、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含みます。）、DGFT が加盟店に対し Alipay+決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」といいます。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を求め

ることができることを予め承諾するものとします。この場合において DGFT が満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFT は利用制限等の措置を採ることができるものとします。DGFT が本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより加盟店にいかなる損害が生じたとしても、DGFT は免責されるものとします。

11. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、加盟店およびその関連会社について、本契約等に基づく義務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、調査その他の手続を受けていないこと、ならびに DGFT に対して提供する情報が重要な点において正確であり、かつ重要な情報が全て DGFT に提供されていることを表明し、保証するものとします。
12. 加盟店は、ブランド運営者が自己のアンチマネーローディング、コンプライアンスおよびセキュリティに関する方針および手続に基づき、対象取引にかかる商品代金の支払拒絶、または Alipay+決済サービスの利用制限等を講じることができること、および法令に従いブランド運営者が関係当局に対して疑わしい取引等の報告を行うことができることを予め承諾するものとします。

第 146 条の 2（禁止商材の取扱いおよび罰金）

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスを利用するにあたっては、第 146 条（加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等）第 2 項各号に記載するものに加え、別途 DGFT が通知する物品・サービス・権利・ソフトウェア等（以下、本条において「禁止商材」といいます。）を取り扱うことができないものとします。
2. DGFT 及びブランド運営者は、前項に定める禁止商材を随時変更することができるものとし、加盟店は当該変更に応じた適切な措置を講ずるものとします。加盟店は、DGFT 及びブランド運営者が禁止商材を変更した結果、Alipay+決済サービスを利用できなくなる可能性があることを予め了承するものとし、これにより加盟店に生じた損害につき、DGFT 及びブランド運営者は一切の責任を負わないものとします。
3. 加盟店は、本条第 1 項に違反して禁止商材を取り扱ったことに起因して、加盟店または DGFT がブランド運営者から、ブランド運営者が定めるレギュレーションその他諸規則に基づき発生する罰金、違約金等（名称の如何を問わないものとし、以下、本条において「罰金等」といいます。）の支払の請求を受けた場合には、加盟店または DGFT がブランド運営者から請求を受けた罰金等の支払義務を負うものとします。ブランド運営者が加盟店に対し上記罰金等の支払を請求した場合、または DGFT に対し上記罰金等の支払を請求した場合、加盟店は DGFT の選択に従い、速やかにブランド運営者または DGFT に対し、請求された金額の全額を支払うものとします。加盟店は、ブランド運営者に対して請求された金額を支払う場合にはブランド運営者の指示に従って支払うものとし、ブランド運営者に対して請求された金額を直接支払った場合においても、DGFT に対して求償その他一切の請求ができないものとします。
4. 前項第 2 文にかかわらず、DGFT は、請求された金額の全額または一部をブランド運営者に対して支払うことができるものとします。この場合、加盟店は DGFT に対し、直ちに DGFT がブランド運営者に支払った金額と同額を支払うものとします。
5. 本条と第 35 条（賠償責任）の内容が矛盾抵触する場合は、本条が優先して適用されるものとします。

第147条（申込情報の変更）

1. 加盟店は、申込情報その他 DGFT 所定の事項に変更が生じることとなった場合はあらかじめ（販売等しようとする商品等の種類または銀行口座等の変更に関しては、変更の効力が生ずる日の 30 日以上前であることを要するものとします。）DGFT 所定の方法により届け出るものとします。
2. 加盟店が前項の届出を怠ったことにより生じた加盟店の損失その他の負担について、DGFT はその責を負いません。

第148条（Alipay+決済サービスの利用）

1. 加盟店は、顧客から本件決済手段を利用することを求められた場合には、顧客が保有する端末に表示された QR コード又はバーコードその他 DGFT 所定の情報等（以下、「QR コード又はバーコード等」といいます。）を必要機器等を用いて読み取り、または必要機器等に表示した QR コードもしくはバーコード等を顧客に読み取らせることによって、本件決済手段による取引を遂行するもの

とします。なお、顧客から本件決済手段の利用方法についての問合せを受けた場合には、その適切な利用方法を顧客に対して教示し対応するものとします。

2. 加盟店は、Alipay+決済サービスを、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲で、DGFT およびブランド運営者が定める手続きに従って利用することができるものとします。
3. DGFT は、加盟店が誤って送信した Alipay+決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによってなんら責任を負いません。
4. 加盟店は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等につき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップに明示するものとします。
5. 加盟店は、本件決済手段を利用して対象取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済手段を利用して対象取引の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や Alipay+決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。
6. DGFT が本規約に関連し、顧客または第三者から直接または間接に異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、DGFT または Alipay+の指示に従い、異議等に関する情報または資料の提供その他異議等の解決のために必要な措置を直ちに講ずるものとします。なお、上記通知および指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。
7. 加盟店に第 159 条（契約の解除）第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、加盟店は、直ちに DGFT へ連絡するとともに、履行が完了していない加盟店の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。
8. DGFT は、加盟店に対し、DGFT がブランド運営者より受領した通知または最新の Alipay+ルールに基づき、当該通知等を遵守するために DGFT が必要と判断した措置および対応を講じるよう求めることができるものとします。加盟店は、DGFT から当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとします。
9. 加盟店は、対象取引の日から 5 年間または関係国の法令もしくは規則で要求される期間のうちいずれか長い期間において、当該取引に関するデータ及び文書等を適切に保管するものとします。

第149条 （不正利用防止措置）

1. 加盟店は、対象取引を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、法律、政令、省令その他のルールを遵守し、適切な本人確認の実施その他の必要な措置を講じなければならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店において対象取引の実施に関し不正利用が発生していると認められる場合、加盟店は再発防止策を講ずるものとし、その計画の策定又は実施に関し DGFT またはブランド運営者による指示がある場合には、これに従うものとします。
3. ブランド運営者が Alipay+決済サービスの全部または一部について不正利用が発生するリスクが高いと判断した場合、DGFT またはブランド運営者は、Alipay+決済サービスの全部または一部の停止もしくは終了、取引上限の設定その他 DGFT またはブランド運営者が必要と認める措置を講じることができるものとします。
4. 前項に定める措置により加盟店が被った損害について、DGFT およびブランド運営者は一切責任を負わないものとします。

第150条 （顧客との紛議）

1. 加盟店は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、加盟店とその顧客との間で対象取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦情、または紛争等が生じた場合であっても、DGFT、ブランド運営者および第三者に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 顧客からの加盟店の取扱商品に対する苦情、返品要求、商品取替要求、中途解約の請求、広告上の解釈に係る問合せ、アフターサービス等に係る問合せについては、加盟店が全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、DGFT、ブランド運営者および第三者に一切迷惑をかけないものとします。

3. 顧客からの苦情または紛争等が解決するまでの間、DGFT は、当該苦情または紛争等に関連する対象取引に係る取扱商品の代金の支払を停止することができるものとします。

第151条（資料提供等）

1. 加盟店は、加盟店の業務運営の適切性の調査、DGFT もしくはブランド運営者に適用される法令等の遵守、または本規約もしくは Alipay+ルール の遵守のために必要な情報、資料等の提供を DGFT が求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
2. DGFT は、以下の各号のいずれかに該当しているおそれがあると判断した場合、またはその事実が判明した場合、その事実または合理的な理由を加盟店に提示したうえで、加盟店の業務時間内において、加盟店の事業所内に立ち入り、加盟店の本規約の遵守状況を確認することができるものとします。
 - (1) 加盟店においてクレジットカード番号等その他顧客に関する情報が漏えい、滅失、毀損すること
 - (2) 加盟店において不正利用が行われていること
 - (3) 加盟店が本規約又は法令に違反していること
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、加盟店における Alipay+決済サービスの利用に関する苦情 の発生状況その他の事情に照らし、DGFT が加盟店に対する調査を実施することが相当であると認める事由
3. 前項の調査および確認の結果、DGFT が必要と認めたときは、DGFT は、加盟店に対する差し止め請求その他必要な措置を採ることができるものとし、加盟店は、これに従うものとします。
4. 加盟店は、ブランド運営者と DGFT との間の契約に定める事項について、ブランド運営者から加盟店に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとします。

第152条（第三者の権利の処理）

加盟店は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを表明し、保証すると共に、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを加盟店が行った上で、取扱商品を提供するものとします。

第153条（Alipay+決済サービスの停止または中断）

1. DGFT は、以下の場合に該当する場合その他 Alipay+ルール に基づき必要と認めた場合は、Alipay+決済サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) システムの定期的な点検・補修のため
 - (2) DGFT がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) DGFT のシステムに起因する事由その他の事由によって加盟店のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) DGFT のサービスに使用する通信回線が輻輳し、または使用不能な場合
2. DGFT が前項に基づき Alipay+決済サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日および期間を加盟店に通知するものとします。ただし、緊急の場合、または火災、停電、天災その他の不可抗力による場合は除くものとします。
3. DGFT は、Alipay+決済サービスにおける加盟店もしくは顧客と DGFT 間の伝送に用いる第三者の回線または加盟店の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等 Alipay+決済サービスの運営障害について一切の責を負わないものとします。

第154条（クレジットカード番号等の取扱い）

1. 加盟店は、正当な理由がある場合を除き、顧客が保有するクレジットカード番号等（以下、「クレジットカード番号等」といいます。）を取り扱ってはならないものとします。
2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、カードの会員番号等の漏洩等を防止するために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

第155条（対象取引に係る代金の支払）

1. DGFT は、商品代金の総額（DGFT、イシューまたはブランド運営者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。）から決済手数料を差し引いた金額を加盟店の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。
2. 商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、加盟店は、決済手数料から商品代金総額を減じた金額を DGFT の定める期日までに DGFT の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。
3. 加盟店が前項、その他本規約に基づき DGFT に支払うべき金額を、DGFT が正当と認める理由無くして DGFT の定める期日までに支払わなかった場合、DGFT は、当該期日後に受領した商品代金の加盟店への引渡し分から差し引くことにより、加盟店の DGFT に対する支払に充てることができるものとします。
4. 本条に従って、加盟店または DGFT が相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとします。
5. 加盟店が、第 2 項の支払いを、DGFT の定める期日より 2 ヶ月を超えて遅延した場合には、DGFT は Alipay+決済サービスの提供を停止することができるものとします。
6. 加盟店において以下の事項のいずれかが生じた場合、DGFT は、第 1 項の支払いを留保または拒否することができるものとします。この場合において、DGFT は、加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
 - (1) 加盟店が Alipay+決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第 148 条（Alipay+決済サービスの利用）第 6 項に基づき求められた措置を講じない場合
 - (3) 第 151 条（資料提供等）に基づく情報等の提供、調査または措置等を求められたにも関わらず、これらに応じない場合
 - (4) 加盟店による対象取引の実施に関し不正利用が発生した場合
 - (5) 加盟店による対象取引に関して顧客または第三者から直接または間接に異議等を受けた場合
 - (6) 加盟店による対象取引に関して顧客から商品代金の返金を求められた場合
 - (7) 加盟店が第 16 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (8) 前各号のほか、加盟店が本規約、法令または Alipay+ルールに違反する行為を行った場合
 - (9) 第 153 条（Alipay+決済サービスの停止または中断）第 1 項または第 159 条（契約の解除）第 2 項に基づき Alipay+決済サービスの一部または全部の提供が停止された場合
 - (10) 加盟店が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (11) 加盟店の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (12) 加盟店が差押・仮差押・仮処分の上申、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の上申を受けた場合、もしくはこれらの上申を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (13) 加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (14) 加盟店が Alipay+決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (15) 加盟店が DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (16) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
- (10) DGFT またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
- (11) ブランド運営者が Alipay+ルールに基づき商品代金の留保等を求めた場合
- (12) その他 DGFT またはブランド運営者が不適当と認めた場合
7. 前項各号のいずれかの事項が生じていたにもかかわらず、DGFT が第 1 項の支払を行った場合、加盟店は、DGFT の選択により、DGFT の請求があり次第直ちに当該支払われた代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の商品代金から差し引くことにより返還するものとします。
8. DGFT は、加盟店に対し、日本円をもって本条の商品代金に係る精算を行うものとします。
9. 加盟店は、ブランド運営者が対象取引に適用する為替レートと市場価格との間に著しい乖離が生じた場合、DGFT またはブランド運営者が当該取引に係る精算処理の停止その他必要な措置を講じる可能性があることを予め承諾するものとします。

第156条 （返金）

1. 加盟店が自己の販売方針に基づき顧客に対する商品代金の返金（以下「本件返金」といいます。）を必要と判断した場合、または加盟店が顧客に対して本件返金を行う旨を通知した場合、DGFT は、DGFT 所定の方法による加盟店からの依頼に基づき、本条の定めおよび Alipay+ルールに従って速やかに本件返金を行うものとします。
2. 加盟店は、DGFT を通じてブランド運営者に対し、本規約に基づいてブランド運営者がブランド運営者に送金する前の商品代金から本件返金に相当する額（以下「返金額」といいます。）を差し引き、DGFT の指示に従って顧客に対し本件返金を行う権限を付与するものとします。
3. ブランド運営者が DGFT に送金する前の商品代金が返金額より少額のため前項の差引処理ができない場合、ブランド運営者は、商品代金の不足が解消された時点において返金処理を行うものとします。この場合において、DGFT およびブランド運営者は、当該返金処理の遅延について一切責任を負わないものとします。
4. 前二項に基づき差引処理された返金額については、決済手数料の課金対象とはならないものとします。加えて、ブランド運営者が顧客から商品代金を回収した時点で既に差し引かれたブランド運営者所定のサービス手数料について、後日、本件返金の対象となり顧客に対して返金が行われた場合は、当該サービス手数料は加盟店に返金されるものとします。DGFT は、取引日より 365 日以内に加盟店より受領した本件返金の指示についてのみ受諾し対応するものとします。

第157条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、Alipay+決済サービスに関して有する自己の DGFT に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとします。
3. 合併または会社分割等により、加盟店から本契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 30 日以内に DGFT またはブランド運営者所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、DGFT は何らの催告なくして本契約を解約できるものとします。

第158条（賠償責任）

1. 加盟店および DGFT は、本規約もしくは Alipay+ルールに違反することにより、または、Alipay+決済サービスの利用または提供に関して、DGFT、イシュー、ブランド運営者または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。当該損害には、弁護士費用その他の経費のほか、Alipay+ルールにより直接または間接的に DGFT またはブランド運営者が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わない）を含むものとします。
2. ブランド運営者および DGFT は、Alipay+決済サービスに係る適格性や目的適合性、使用許諾性、非侵害性、データの正確性等について何ら保証するものではなく、不備やエラー、中断等が生じないことを保証するものではありません。
3. 加盟店および DGFT は、本規約に違反することにより、または、Alipay+決済サービスの利用および提供に関して、顧客または第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の費用と責任で解決するものとします。

第159条（契約の解除）

1. 次項に定める場合のほか、顧客からの苦情や法令等の違反、財政状況の重大な変化、多数の紛争発生、費用の未払い等の Alipay+ルールの定める停止または解除事由の発生その他関連法令等または Alipay+ルールの不遵守等により、DGFT またはブランド運営者により本契約の継続が不適当と判断された場合には、DGFT は、直ちに Alipay+決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
2. DGFT は、加盟店に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに Alipay+決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) Alipay+決済サービスの利用を申込みするのに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第 146 条（加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等）第 2 項に該当する商品またはサービス等を取り扱った場合
 - (3) 第 16 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合

- (4) 前各号のほか、本規約または Alipay+ルールに違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、加盟店がこれを是正しないとき
 - (5) 本規約または Alipay+ルールに基づき DGFT またはブランド運営者から求められた措置を適切に講じない場合
 - (6) ブランド運営者が Alipay+決済サービスの提供に必要なサービスの提供を停止した場合
 - (7) Alipay+ルールもしくは法令に繰り返し違反した場合、または違反が重大な場合
 - (8) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (9) 加盟店の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (10) 差押・仮差押・仮処分 of 申立、または滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、またはこれらの申立を自らした場合、合併によらず解散した場合
 - (11) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (12) Alipay+決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (13) 加盟店が実施した対象取引について、不正利用の金額が DGFT またはブランド運営者が定める基準を超えた場合
 - (14) DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (10) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (11) DGFT またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (12) DGFT とブランド運営者との間のアクワイアリング契約を終了する旨の通知を DGFT が受けた場合
 - (13) ブランド運営者が Alipay+決済サービスの提供の停止を求めた場合
 - (14) 第 142 条（登録申請）第 2 項において表明保証した内容が真実に反することまたはそのおそれがあることが判明した場合
 - (15) その他 DGFT が不適当と認める場合
3. 加盟店は、DGFT が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (1) 本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、DGFT がこれを是正しないとき
 - (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (3) 差押・仮差押・仮処分 of 申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
4. 加盟店および DGFT は、相手方が第 1 項から第 3 項各号の事由に該当したことにより本契約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第 158 条（賠償責任）に従って相手方に請求することができるものとします。
5. 加盟店が第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当した場合、加盟店は、期限の利益を失い、DGFT が請求した場合は、直ちに、加盟店が DGFT に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとします。

第160条（契約の終了に伴う措置）

- 1. 本契約が終了した場合、加盟店は、直ちに Alipay+決済サービスの利用を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとします。
- 2. 本契約の終了以前に、加盟店が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつ Alipay+決済サービスにおいてはイシュア又はブランド運営者に売上請求がなされた取引については、本契約の終了後においても本規約に従って加盟店、DGFT 共にこれを履行するものとします。

第8章 メルペイ決済サービス

利用者が第2条第11号⑦に定めるメルペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定（以下、「本加盟店規約」といいます。）を適用するものとします。なお、本加盟店規約が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本加盟店規約が優先して適用されるものとします。

第161条（用語の定義）

1. 本加盟店規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - (1) 「メルペイ決済サービス」とは、DGFT が加盟店を代理して代金収納業務およびデータ処理業務を実施することにより、加盟店がメルペイサービスを利用できるサービスをいいます。
 - (2) 「ガイド」とは、ガイドラインその他のメルペイサービスに関してメルペイが定めるルールをいいます。
 - (3) 「加盟店」とは、メルペイとの間で本加盟店規約を内容とする加盟店契約（以下、「本加盟店契約」といいます。）を締結した法人又は個人であって、ユーザーがメルペイサービスを利用して代金の支払いを行うことができる商品、サービス、権利等の販売者又は提供者をいいます。但し、本加盟店規約の適用対象となる加盟店には、メルカリサービスにおける加盟店（出品者）は含まれないものとします。
 - (4) 「加盟店標識」とは、メルペイが指定する、メルペイサービスを取り扱う加盟店であることを表示するための記号、商標、ロゴ、サービス遷移ボタン等をいいます。
 - (5) 「クレジット ID」とは、メルペイ利用規約に基づき、包括立替払いサービスの利用を可能とするために、メルペイが特定のユーザーに割り当てる識別番号をいいます。
 - (6) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含みます。）に定める「個人情報」を指すものとし、ユーザーが入力した氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、職業、電話番号、アカウント情報（電子メールアドレス、パスワード等をいいます。）、プロフィール情報（ニックネーム、趣味、家族構成、年齢その他の個人に関する属性情報をいいます。）、クレジットカード情報、利用履歴等で、かつ特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含みます。）をいいます。
 - (7) 「コンテンツ」とは、メルペイがメルペイサービスに掲載又は発信した情報をいいます。
 - (8) 「商品等」とは、メルペイ又は加盟店がユーザーに販売又は提供する物品、サービス、権利等をいいます。
 - (9) 「立替払いサービス」とは、ユーザーの加盟店に対する取引代金の支払いについて、メルペイがユーザーに代わり立替払いを行うサービスをいいます。なお、「立替払いサービス」のうち、ユーザーがクレジット ID を利用して加盟店との取引を行うものを「包括立替払いサービス」といいます。
 - (10) 「店舗設置用 QR コード」とは、メルペイサービスを利用した決済のためにメルペイが加盟店に交付する弊社所定の QR コードをいいます。
 - (11) 「取引代金」とは、ユーザーが、メルペイサービスの利用対象とする取引において、加盟店に支払うべき商品等の代金（消費税、送料等を含みます。）をいいます。
 - (12) 「プライバシーポリシー」とは、メルペイが定めるプライバシーポリシー（名称の如何を問わないものとします。）をいいます。
 - (13) 「ポイント」とは、有償ポイント及び無償ポイントを総称していいます。
 - (14) 「本加盟店規約等」とは、加盟店規約（外部加盟店用）、プライバシーポリシー、ロゴ利用規約、ガイドその他の加盟店が遵守するものとしてメルペイが定めたルールをいいます。
 - (15) 「本規約等」とは、本加盟店規約等及びメルペイ利用規約等を総称していいます。
 - (16) 「無償ポイント」とは、メルペイその他メルペイが提携する者がユーザーに無償で付与するものであって、商品等の代金の支払い等に際し、本規約等に基づき、1 無償ポイント＝1 円として値引きを受けることのできるものをいいます。
 - (17) 「無償ポイント事業」とは、無償ポイントを、メルペイ及びメルカリグループの営業促進のために活用し、かつ、その償還に関する収益を目指す事業をいいます。

- (18)「メルカリアプリ」とは、株式会社メルカリ（以下、「メルカリ社」といいます。）が提供するスマートフォン・タブレット端末向けアプリケーションであって、ユーザーがメルカリサービス及びメルペイサービスを利用するために必要なものをいいます。
- (19)「メルカリグループ」とは、メルカリ社を最終親会社とする企業集団をいいます。
- (20)「メルカリサービス」とは、メルカリ社が運営するインターネットサービス「メルカリ」をいいます。
- (21)「メルペイアカウント」とは、メルペイサービスを利用するために、ユーザーごとに開設される口座（アカウント）をいいます。
- (22)「メルペイサービス」とは、メルペイアカウントの開設、メルペイ残高及び有償ポイントのチャージ、メルペイ残高及びポイントを用いた決済、立替払いサービスによる決済並びに利用可能残高等の情報提供等のメルペイが提供するサービスをいいます。
- (23)「メルペイ残高」とは、メルペイ利用規約に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正を含みます。）に基づく取引時確認を行ったユーザーが、メルペイアカウントに入金し、同アカウントに 1 メルペイ残高＝1 円として記録されるものであって、加盟店における決済等に利用することができる資金をいいます。
- (24)「メルペイ利用規約」とは、メルペイサービスを利用するユーザーとメルペイとの間の権利義務その他法律関係を定めるものをいいます。
- (25)「メルペイ利用規約等」とは、メルペイ利用規約、プライバシーポリシー及びガイドその他ユーザーが遵守するものとしてメルペイが定めたルールをいいます。
- (26)「ユーザー」とは、メルペイサービスを利用する者（加盟店を除きます。）をいいます。
- (27)「有償ポイント」とは、メルペイが発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）。その後の改正を含みます。）第 3 条第 1 項第 1 号）であって、ユーザーが 1 有償ポイント＝1 円として、商品等の代金の支払い等に利用することができるものをいいます。
2. 前項の用語は、別途定義されている場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、本加盟店規約等においても適用されるものとします。

第162条（本加盟店規約等への同意及び本加盟店規約等の変更）

1. 本加盟店規約等への同意及び適用

本加盟店規約等は、メルペイサービスの利用及び取扱いに関する条件を加盟店とメルペイとの間で定めることを目的とし、加盟店とメルペイ間のメルペイサービスの取扱いに関わる一切の關係に適用されます。加盟店は、本加盟店規約等に同意をした上で、本加盟店規約等の定めに従ってメルペイサービスを取り扱わなければなりません。加盟店は、メルペイサービスを取り扱うことにより、本加盟店規約等に同意をしたものとみなされます。

2. 本加盟店規約等の変更

メルペイは、DGFT を通じて事前に加盟店に通知することにより、本加盟店規約等の内容を随時変更できるものとします。本加盟店規約等の変更後に、加盟店がメルペイサービスを取扱った場合には、加盟店は、本加盟店規約等の変更同意をしたものとみなされます。但し、ロゴ利用規約については、加盟店はメルペイのロゴを利用する都度、ロゴ利用規約を確認のうえ利用するものとし、当該規約の内容が変更される場合であっても、メルペイは加盟店に通知することを要さないものとします。メルペイ及び DGFT は、本加盟店規約等の変更により加盟店に生じたすべての損害について、メルペイ又は DGFT に故意又は過失がある場合を除き、責任を負いません。なお、本加盟店規約等の変更同意しない加盟店は、メルペイサービスの利用を停止してください。

第163条（加盟店契約）

1. 申込み等

- (1) 加盟店になろうとする者（以下、「加盟店希望者」といいます。）は、本加盟店規約に同意の上、DGFT を通じてメルペイに対して本加盟店契約の申込みを行うものとします。
- (2) 加盟店希望者は、前号に定める申込みにおいて、以下の情報を届出るものとします。
- ・ 法人の場合：商号、本店所在地、電話番号、法人番号、代表者の氏名及び生年月日、加盟店希望者が行う取引の種類、取扱商材その他メルペイが指定する情報

- ・個人の場合：氏名、生年月日、住所、電話番号、加盟店希望者が行う取引の種類、取扱商材その他メルペイが指定する情報

- (3) 加盟店希望者（法人の場合は代表者）が未成年者である場合は、事前に親権者など法定代理人の同意を得た上で申込みを行わなければなりません。

2. 加盟店審査

メルペイは、前項に定める申込みに対し、加盟店として承認するか否かを決定（以下、「加盟店審査」といいます。）します。なお、メルペイは、以下の各号のいずれかに該当するものと判断した場合は、加盟店として承認しないこととします。

- (1) 加盟店希望者が既に本加盟店契約を締結している場合
- (2) 加盟店希望者（法人の場合は代表者）が未成年者の場合において、事前に親権者など法定代理人の同意を受けていない場合
- (3) 加盟店希望者（法人の場合は代表者も含みます。）が過去にメルペイからメルペイサービスの利用停止等の処分を受けている場合
- (4) 加盟店希望者による届出内容に正確ではない情報又は虚偽の情報が含まれている場合
- (5) 加盟店希望者（法人の場合は代表者も含みます。）がメルペイの運営、サービス提供若しくは他のユーザーの利用を妨害する、又はそれらに支障をきたす行為を行った場合又はそのおそれがあるとメルペイが判断した場合
- (6) 加盟店希望者及びその役員、従業員、株主その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）、テロリスト等日本政府若しくは外国政府が経済制裁の対象として指定する者に該当すること、又は暴力団員等と一定の関係を有すること（暴力団員等に対して資金を提供し若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、暴力団員等を不当に利用していると認められること、又は、加盟店希望者が法人の場合、暴力団員等がその経営を支配し、若しくはその法人の経営に実質的に関与していると認められること、その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること）（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）が判明した場合
- (7) 加盟店希望者において講じようとするセキュリティ対策措置が割賦販売法（昭和36年法律第159号。その後の改正を含みます。以下同じ。）所定の基準に適合せず、又は適合しないおそれがあるとメルペイが認める場合
- (8) その他メルペイが不相当であると判断する場合

3. 確約

加盟店希望者は、自ら及びその役員、従業員、株主その他の関係者が、反社会的勢力のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、及び、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてメルペイの信用を毀損し又はメルペイの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

4. 本加盟店契約の成立

本加盟店契約は、メルペイが第2項に定める加盟店としての承認を行った時点で、メルペイ及び加盟店との間で成立するものとします。

5. 届出事項

メルペイが、加盟店希望者又は加盟店に関し、情報の届出を求めた場合は、加盟店希望者又は加盟店は、速やかにこれに応じ、届け出るものとします。また、メルペイに届け出た情報につき、変更又は訂正がある場合（取扱商材の変更を含みますが、これに限られないものとします。）には、加盟店は、速やかに、これを届け出るものとします。なお、当該変更又は訂正があった場合、メルペイは、第2項に定める加盟店審査に準じて審査を行います。

6. メルペイ等への代理受領権限の付与

加盟店は、メルペイ及びDGFTに対し、ユーザーが加盟店に支払う取引代金につき、代理受領権限を付与するものとします。

第164条（表示義務等）

1. 加盟店標識及び販促物等の掲示・表示

加盟店は、メルペイの作成する加盟店標識及び販促物等（ポスター等を含みますが、これに限られないものとします。）を、メルペイの指示に従って掲示又は表示するものとします。なお、本加盟店契約が終了した場合は、メルペイの指示に従い、速やかに加盟店標識及び販促物等の掲示及び表示を取り止めるものとします。

2. 法令に基づく表示等

加盟店は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 517 号。その後の改正を含みます。）その他の関係法令が適用される場合、これにより義務付けられている表示等を適切に行うものとします。また、加盟店は、メルペイが当該表示等を指示した場合には、これに従うものとします。

第165条 （無償ポイントの取扱い）

1. 無償ポイント事業

加盟店は、メルペイサービスを利用した加盟店の商品等の販売又は提供の促進のため、無償ポイントの取扱いを行うとともに、無償ポイント事業の運営に協力するものとします。

2. ユーザーに対する無償ポイントの付与

メルペイ又はメルペイとの別途の合意によりメルペイから無償ポイントの付与を受けた加盟店（以下、あわせて「無償ポイント付与者」といいます。）は、ユーザーによるメルペイサービス、メルカリサービスその他ポイント付与者の提供するサービスの利用、各種キャンペーンへの参加その他のポイント付与者とメルペイが合意した条件を満たした場合、当該条件を満たしたユーザーに対し、無償で、メルペイが発行する無償ポイントを付与します。

3. 無償ポイントの内容及び付与方法

前項に定める無償ポイント付与者による無償ポイントの付与は、メルペイが、ユーザーのメルペイアカウント内の無償ポイントの残高を加算する方法により行われます。また、無償ポイントの取得単位その他の取得条件及び無償ポイントの利用条件は、メルペイ利用規約等に定めるもののほか、無償ポイント付与者及びメルペイが定めるところに従うものとします。

4. 加盟店による協力・支払い

加盟店は、無償ポイントの本加盟店規約に従った受入れにより、無償ポイント事業に協力しこれを可能ならしめるため、無償ポイントを利用した商品等の販売又は提供取引を行うものとし、メルペイは、加盟店による当該協力の対価として、加盟店から無償ポイントを回収し、本加盟店規約に定めるところにより、加盟店に対して利用された無償ポイントに相当する金銭を支払うものとします。

5. 無償ポイントを利用した取引

加盟店は、ユーザーがメルペイ利用規約等に定める条件に従い、無償ポイントを利用する旨の意思表示を行い、メルペイがこれを承認した場合には、ユーザーに対して、1 無償ポイントにつき 1 円を減額した金額にて商品等を販売又は提供するものとします。

6. 無償ポイント相当分の加盟店への支払い

メルペイは、無償ポイントを利用した取引について、加盟店に対して、1 無償ポイントにつき 1 円の金銭を支払うものとします。なお、メルペイが加盟店に支払う無償ポイント相当分の金銭には適用のある消費税額が含まれているものとします。

7. 無償ポイント失効時の取扱い

無償ポイントがメルペイ利用規約等の定めに基づき失効した場合、メルペイは、失効した無償ポイント相当額について、いかなる者に対しても払戻しを行いません。

第166条 （有償ポイント及びメルペイ残高の取扱い）

1. 有償ポイント及びメルペイ残高の利用

加盟店は、ユーザーがメルペイ利用規約等に定めるところにより、取引代金の全部又は一部の支払いに有償ポイント又はメルペイ残高を利用する旨の意思表示を行い、メルペイがこれを承認した場合には、当該支払金額（以下、「取引金額」といいます。）につき本規約等に従って適正に当該有償ポイント又はメルペイ残高を利用させるものとします。但し、メルペイ残高による 1 回の取引金額の上限は 100 万円（税込）（ユーザーと加盟店における取引の内容等により、1 回の取引金額の上限が 100 万円（税込）以下に制限される場合もあります。）とします。

2. 売上データの提出

加盟店は、前項の規定に基づき有償ポイント又はメルペイ残高による決済を行った場合、メルペイの指示に従い、DGFT を通じてメルペイに対して当該決済に係る売上データを提出するものとします。但し、メルペイが承認する方法により、前項の決済の処理と同時に自動的に売上データの処理が行われる場合は、この限りではありません。なお、加盟店は、メルペイが別途売上票等の提出を求めたときは、速やかに DGFT を通じて提出するものとします。

3. 取引代金債権の消滅

- (1) メルペイ残高が利用された場合、メルペイが、第1項に基づきその利用を承認した時点で、メルペイは、ユーザーのメルペイアカウント上のメルペイ残高から取引金額に相当するメルペイ残高を減算します。そして、メルペイが、前項の売上データに基づき取引金額を確定させた時点で、当該取引金額について加盟店を代理して受領するものとします。当該代理受領の時点で、加盟店の当該ユーザーに対する取引代金に係る債権（取引金額に係る部分）は消滅し、ユーザー及び加盟店間の取引金額の決済は完了するものとします。
- (2) 有償ポイントが利用された場合、メルペイが第1項に基づきその利用を承認した時点で、メルペイは、ユーザーのメルペイアカウント上の有償ポイントから取引金額に相当する有償ポイントを減算します。そして、メルペイが、前項の売上データに基づき取引金額を確定させた時点で、加盟店の当該ユーザーに対する取引代金に係る債権（取引金額に係る部分）は消滅し、ユーザー及び加盟店間の取引金額の決済は完了するものとします。

第167条（立替払いサービスの取扱い）

1. 立替払いサービスの利用

加盟店は、ユーザーがメルペイ利用規約等に定めるところにより、取引代金の全部又は一部の支払いに立替払いサービスを利用する旨の意思表示を行い、メルペイがこれを承認した場合には、当該支払い金額につき本規約等に従って適正に立替払いサービスによる決済を利用させるものとします。

2. クレジット ID の有効性等の確認

加盟店は、ユーザーがメルカリアプリ上で前項に定める意思表示を行った場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認するものとします。

- (1) 通知されたクレジット ID の有効性
- (2) 当該立替払いサービスの利用の申込が、なりすましその他のクレジット ID の不正利用に該当するおそれがないこと

3. 売上データの提出

加盟店は、第1項の規定に基づき立替払いサービスによる決済を行った場合、メルペイの指示に従い、DGFT を通じてメルペイに対して当該決済に係る売上データを提出するものとします。但し、メルペイが承認する方法により、第1項の決済の処理と同時に自動的に売上データの処理が行われる場合は、この限りではありません。なお、加盟店は、メルペイが別途売上票等の提出を求めたときは、速やかに DGFT を通じて提出するものとします。

4. 不正利用発生時の対応

加盟店は、クレジット ID が不正に利用された場合には、直ちにその旨をメルペイに対して報告するとともに、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施するものとします。加盟店は、当該調査の結果に基づき、適切な是正及び再発防止策を講じ、これをメルペイに報告の上、実施するものとします。

第168条（クレジット ID の適切な管理等）

1. クレジット ID の適切な管理

加盟店は、割賦販売法に従い、クレジット ID の適切な管理のために必要な措置を講じるものとし、かつクレジット ID につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するため、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。なお、加盟店は、立替払いサービスの提供を受ける場合には、DGFT が提供するシステムを利用することにより、クレジット ID を保持しないこととします。

2. クレジット ID の管理体制の変更

技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、前項に定めるシステムが割賦販売法により求められる措置に該当しないおそれがあるとき、その他クレジット ID の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるとメルペイが判断し、加盟店に対し当該システム又はクレジット ID の管理の方法の変更を指示した場合、加盟店は当該指示に従うものとします。

3. クレジット ID の漏えい時の対応

加盟店は、クレジット ID が漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合には直ちにメルペイに通知し、また、メルペイの指示のもと、メルペイと協力して遅滞なく以下に掲げる措置を講じるほか、メルペイに対し、随時、調査結果等の報告を行うものとします。また、加盟店は、メルペイの指示があった場合には、直ちに、クレジット ID その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。

- (1) クレジット ID の漏えい、滅失又は毀損の有無を調査すること
- (2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲その他の事実関係（漏えい、滅失又は毀損の対象となったクレジット ID の特定を含みます。）及び発生原因を調査すること
- (3) 前 2 号の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
- (4) 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について、必要に応じて公表し又は影響を受けるユーザーに対してその旨を通知すること

第169条（メルペイから加盟店への支払い）

1. 集計及び支払い

メルペイは、利用が承認されたポイント、メルペイ残高、立替払いサービスに係る取引代金（以下「決済取引金額」といいます。）についての締日及び支払日を加盟店の代理人である DGFT との間で別途合意します。メルペイは、当該合意に基づく対象期間内の決済取引金額を集計し、当該決済取引金額を、加盟店の代理人である DGFT を通じて支払日に加盟店がその代理人である DGFT に対して届け出た金融機関口座に振込む方法により支払います（但し、決済取引金額の総額が所定の金額に満たない場合は次の支払日に繰り越すことができるものとし、以後も同様とします。）。

2. 明細等

別段の合意のない限り、加盟店は、メルペイが DGFT を通じて提供する決済取引金額の明細を確認し、当該明細の内容に疑義がある場合は、当該明細を受領してから 5 営業日以内に、DGFT を通じてメルペイに申し出るものとします。加盟店から当該申し出がなかった場合、メルペイは、メルペイが作成した決済取引金額の明細の内容を正しいものとして取り扱います。

第170条（代金の一部についてのメルペイ残高、ポイント又は立替払いサービスの利用）

1. 取引代金の一部にのみメルペイ残高、有償ポイント又は立替払いサービスが利用される場合

加盟店は、取引代金の一部に限りメルペイ残高、有償ポイント又は立替払いサービスを利用させ、その残額につき、別途メルペイと加盟店が合意した決済手段のうち、メルペイ利用規約に基づきユーザーが選択したものにより、支払いを受けることができるものとします。

2. 取引代金の一部にのみ無償ポイントが利用される場合

加盟店は、取引代金の一部にのみ無償ポイントが利用される場合、無償ポイントの利用による値引き後の取引代金につき、別途メルペイと加盟店が合意した決済手段のうち、メルペイ利用規約に基づきユーザーが選択したものにより、支払いを受けることができるものとします。

第171条（加盟店による管理）

1. メルペイサービスの利用の制限

加盟店は、ユーザーがメルペイサービスの利用を希望した場合であっても、以下の各号のいずれかに該当する場合は、メルペイサービスを利用させてはならないものとします。

- (1) ユーザーがメルペイサービスの利用に際して指定したメルペイ残高、ポイント数に相当する金額又は決済を行うと指定した金額が取引代金の全額に満たない場合であって、他の決済手段が選択されていないとき又は選択された他の決済手段が利用できないとき
- (2) メルペイ利用規約等により、メルペイサービスを利用できない場合

- (3) メルペイサービスが、本加盟店規約等に規定する禁止商材の取引に利用される場合
- (4) 加盟店が提供する商品等が、メルペイに届け出た商品等と異なる場合
- (5) メルペイ残高による決済の場合であって、1回の決済に係る取引代金が100万円（税込）を超える場合
- (6) 1回の取引に係るメルペイサービスの利用を複数回に分割して行う場合
- (7) 借入金の返済等の取引代金以外の支払いにメルペイサービスを利用する場合
- (8) ユーザーと加盟店以外の第三者との取引に係る支払いにメルペイサービスを利用する場合
- (9) 加盟店又はその関係者（代表者及び従業員を含みます。）が当該加盟店のユーザーとしてメルペイサービスを利用する場合（但し、試験的にメルペイサービスを利用する場合等の正当な理由に基づく場合を除きます。）
- (10) クレジットID、メルペイアカウント、メルペイ残高、ポイント又は立替払いサービスに係る利用可能残高が偽造若しくは変造されたもの又は不正に入手若しくは利用されたもの（その疑いがあるものも含みます。）であると判断される場合
- (11) 加盟店契約が成立していない場合
- (12) メルペイが加盟店に対し、システムやネットワークの障害その他のやむを得ない事由により、メルペイサービスの利用を制限する旨の通知をした場合
- (13) その他メルペイと加盟店が合意し又はメルペイが加盟店に対し指示した場合

2. 不正等の連絡

加盟店は、前項第10号に該当すると判断した場合には、メルペイに対し、直ちに連絡するとともに、メルペイの指示に従うものとします。

第172条（遵守事項）

1. 法令及び規約の遵守

加盟店は、法令及び本加盟店規約等を遵守し、これらに違反してはならないものとします。

2. 禁止事項

加盟店は、メルペイサービスの利用又はその対象となる取引に関し、以下の事項を行ってはならないものとします。なお、加盟店が、ユーザー又は第三者を利用して当該事項を行った場合も同様とします。

- (1) 法令又は本加盟店規約等に違反すること
- (2) 公序良俗に反する行為をすること
- (3) マネー・ロンダリングを目的とした行為をすること
- (4) メルペイに虚偽又は不正確な情報を提供すること
- (5) 他の加盟店の加盟店資格を利用してメルペイサービスを利用すること又は自らの加盟店資格を他の者に利用させること
- (6) 以下の事由を含む、メルペイのサービス運営に支障を生じさせ又はそのおそれのある行為をすること
 - ① 事前のメルペイの書面による許可なく、メルペイのサービス外において、商業目的で、メルペイが提供する何らかのサービス、コンテンツ、情報、システム、機能、プログラム等の全部又は一部を利用すること
 - ② コンピュータウィルスの送信等、コンピュータの機器や通信回線、ソフトウェア等の機能に悪影響を及ぼすこと
 - ③ メルペイが提供するサービスに接続されているサーバーやネットワークに対して悪影響を及ぼすこと
 - ④ メルペイがサービスを提供する上で関係する何らかのシステムに対して、不正にアクセスすること
 - ⑤ メルペイが提供する手段以外の方法によりメルペイサービスにアクセスすること
 - ⑥ メルペイのウェブサイトに関連するシステム、ソフトウェアのセキュリティホール、エラー、バグ等を利用した行為をすること
 - ⑦ メルペイのウェブサイトに関連するシステム、ソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリング、逆アセンブル等の手法により解読する行為、これらを改ざん、修正等する行為及びこれらを複製、二次利用した行為をすること

- (7) 以下の事由を含む、メルペイ、ユーザー又は他の加盟店の権利若しくは利益を侵害すること又はそのおそれのある行為をすること
- ① ユーザーの誤解や混乱を招く行為をすること
 - ② ユーザー又は他の加盟店の著作権若しくはプライバシーを侵害し又は名誉を毀損すること
 - ③ メルペイ、ユーザー又は他の加盟店に経済的、物理的又は精神的損害を与えること
 - ④ 非倫理的又は民族人種等による差別行為若しくはそのおそれのある行為をすること
- (8) メルペイサービスに関するメルペイの指示に従わないこと
- (9) その他メルペイが不適切と判断する行為

3. 禁止商材

加盟店は、次の各号のいずれかの商品等をメルペイサービスの利用対象としないものとします。

- (1) メルペイ所定の禁制品及び法令に違反する役務
- (2) 他人の権利を侵害する又はそのおそれのある商品等（偽ブランド品を含みますがこれに限られないものとします。）
- (3) 盗品を含む犯罪等によって入手した商品等
- (4) 公序良俗に反する商品等（アダルト関連の商品、わいせつな商品、児童ポルノに関連する商品又はコンピュータウィルス等のデジタルコンテンツを含みますがこれに限られないものとします。）
- (5) 人体、臓器、細胞、血液又はそれに類するもの
- (6) その他、メルペイが合理的な理由に基づき不適切と判断した商品等

第173条（差別的取扱いの禁止）

加盟店は、メルペイサービスの利用が本規約等に違反することとなる場合を除き、正当な理由なく、メルペイサービスの取扱いの拒絶、現金払いその他の支払手段の利用の要求、追加代金の請求等、メルペイサービスの利用を希望するユーザーに対し、それ以外の者より不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

第174条（調査、報告等）

1. 本加盟店規約違反に関する調査等

メルペイは、本加盟店規約若しくは法令の違反、データの不整合がある場合（疑いがある場合を含みます。）又は加盟店に関する苦情の発生の状況その他の事情に鑑み必要がある場合、加盟店に対し、調査、報告、資料の提出等を求めることができ、加盟店は、速やかにこれに応じるものとします。

2. メルペイによる指示等

メルペイは、前項に基づく調査、報告、資料の提出等を踏まえ、加盟店に対し必要な指示を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。この場合、メルペイは、加盟店に対し、期間を定めて、是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。

3. 行政機関等の要請による調査等

メルペイサービスに関し、関係各省庁その他行政機関等から調査、報告、資料の提出等を求められた場合又は指摘若しくは指導があった場合、加盟店は、メルペイの指示に従い、調査、報告、資料の提出等を行い、また、当該指摘又は指導に従った措置をとるものとします。

第175条（ユーザーとの間の取引の取扱い）

1. メルペイの役割

ユーザーと加盟店との間の取引について、メルペイは、何ら責任を負いません。取引の対象の商品等に瑕疵があった場合等、ユーザーと加盟店との間の取引に関する問題については、ユーザーと加盟店との間で解決していただきます。

2. 取消又は解除の場合の取扱い

メルペイサービスの利用対象となった加盟店及びユーザー間の取引が取消し又は解除となった場合（かかる取消又は解除が取引の日から 365 日以内に行われた場合に限り。）において、メルペイが、加盟店から通知を受け、当該取引に係るメルペイサービスの利用の取消し又は解

除を認めた場合、加盟店は、メルペイの指示に従って当該取引の取消し又は解除の手続を行うものとし、この場合において、加盟店が既にメルペイから当該取引に係る決済取引金額を受領している場合には、これを速やかに返還するものとし、メルペイは、当該返還に係る金額を、メルペイが加盟店に対して支払う金額から控除することができるものとし、なお、メルペイサービスの利用対象となった取引が取消又は解除となった場合には、メルペイはメルペイ所定の加盟店手数料（以下、「加盟店手数料」といいます。）を加盟店から収受しないものとします。

3. 支払いの留保

メルペイは、メルペイサービスの利用対象となった加盟店及びユーザー間の取引に係る紛議の解決のために必要である場合には、当該取引に係る決済取引金額の支払いを留保できるものとします。この場合、メルペイは、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. ユーザーへの現金の払戻し禁止

加盟店は、加盟店及びユーザー間のメルペイサービスの利用対象となった取引が取消し又は解除となった場合であっても、ユーザーに対し、原則として、現金で払戻しをすることはできないものとします。

第176条（メルペイサービスの停止等）

1. サービスの停止・終了事由

メルペイは、以下の各号のいずれかに該当する場合には、加盟店に事前に通知することなく一時的にメルペイサービスの全部又は一部を停止又は終了することができるものとします。

- (1) サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生その他の理由によりメルペイサービスの提供ができなくなった場合
- (2) 定期的な又は緊急のシステム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物等を含みます。）の保守、点検、修理、変更を行う場合
- (3) 火災、停電等によりメルペイサービスの提供ができなくなった場合
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりメルペイサービスの提供ができなくなった場合
- (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力によりメルペイサービスの提供ができなくなった場合
- (6) 法令又はこれに基づく措置によりメルペイサービスの提供ができなくなった場合
- (7) その他、運用上又は技術上メルペイが必要と判断した場合

2. サービスの任意的終了・変更

メルペイは、適用法令に定める手続に従い、メルペイサービスの全部又は一部を終了及び変更できるものとします。

第177条（知的財産権及びコンテンツ）

メルペイサービスを構成するすべての素材に関する権利は、メルペイ又は当該権利を有する第三者に帰属しています。加盟店は、メルペイサービスのすべての素材に関して、一切の権利を取得することはないものとし、権利者の許可なく、所有権、著作権を含む一切の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等のコンテンツ素材に関する権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。本加盟店規約に基づくメルペイサービスの利用の許諾は、メルペイサービスに関するメルペイ又は当該権利を有する第三者の権利の使用許諾を意味するものではありません。

第178条（接続環境等）

1. 必要な機器の準備等

メルペイサービスの提供を受けるために必要な、コンピュータ、スマートフォンその他の機器、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境、メルペイが提示する仕様による接続システム等は、加盟店の費用と責任において準備し、それらを正常に稼働させるための保守運用及び不正アクセス等に対するサイバーセキュリティ対策等、適切な維持管理を行うものとし、また、その機器、ソフトウェア、通信環境、接続システム等の設置や操作についても、加盟店の費用と責任で行っていただく必要があります。メルペイは、メルペイサービスがあらゆる機器等に適合することを保証するものではなく、機器等の準備、設置及び操作に関し、関与せず、加盟店に対するサポートも行いません。

2. ネットワークの経由等

加盟店は、メルペイサービスを利用する際に、種々のネットワークを経由する場合があることを理解し、接続しているネットワークや機器等によっては、それらに接続したり、それらを通過するために、データや信号等の内容が変更される可能性があることを理解した上で、メルペイサービスを利用するものとします。

3. 手続の成立

加盟店がインターネット回線を通じて行う入金、決済、出金等のメルペイサービスの利用及びメルペイサービスへの入力、登録内容の変更その他の手続は、当該手続に関するデータが、メルペイの指定する方法によりメルペイのサーバーに到達した時点をもって有効に成立するものとします。

4. トラブルの解決

加盟店は、メルペイサービスに関連してユーザー又は第三者との間で発生したトラブル（メルペイサービスを将来利用するという前提のもとで起こったトラブルを含みます。）に関して、加盟店の費用及び責任で解決するものとし、メルペイ及びDGFTは責任を負わないものとします。当該トラブルが生じた際には、加盟店の責任により解決するものとし、当該トラブルによりメルペイ又はDGFTが損害を被った場合は、加盟店が当該損害を賠償するものとします。但し、当該トラブルがメルペイ又はDGFTの故意又は重過失に起因する場合はこの限りではありません。

5. 第三者との紛争解決

ユーザーと加盟店、又は加盟店と第三者との間で、メルペイサービスに関連して、裁判、クレーム、請求等の何らかの紛争が生じた場合、加盟店はの費用及び責任で解決するものとし、メルペイ及びDGFTは、当該紛争に関与しません。加盟店は、当該紛争によりメルペイ又はDGFTが損害を被った場合は、当該損害を賠償するものとします。但し、当該紛争がメルペイ又はDGFTの故意又は重過失に起因する場合はこの限りではありません。

6. 不正利用防止のための措置

加盟店は、メルペイサービスの利用に関し、メルペイが不正利用防止のための措置を指示した場合、これに従うものとします。

7. 店舗設置用 QR コードの管理

店舗設置用 QR コードの交付を受けた場合、加盟店は、店舗設置用 QR コードにつき善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとします。加盟店は、店舗設置用 QR コードにつき不当な目的での複製を行わず、また、いかなる理由があっても、改変、修正又は第三者への貸与若しくは譲渡を行わないものとします。加盟店は、店舗設置用 QR コードについて、紛失、改変、修正、第三者による利用その他不正利用のおそれが生じた場合は速やかにメルペイに連絡するものとし、メルペイの指示に従うものとします。また、本加盟店契約が終了した場合、加盟店はメルペイの指示に従い、店舗設置用 QR コード（本加盟店規約に照らして許容される範囲内で複製したものも含みます。）を返却又は破棄するものとします。

8. アクセスキーの管理等

メルペイサービスの利用にあたり、メルペイにおいて、メルペイのサーバーへのアクセスキーを加盟店に提供する場合があります。この場合、加盟店は、当該アクセスキーを善良な管理者の注意をもって保持するものとし、メルペイサービスに関する業務以外の目的に使用又はDGFT以外の第三者に提供、開示若しくは漏えいしてはならないものとします。メルペイは、加盟店によるメルペイのサーバーへのアクセスキーが使用されてメルペイのサーバーへアクセスされた場合には、当該加盟店によるアクセスであるとして取り扱います。第三者によるアクセスであっても、メルペイに故意又は過失がある場合を除き、これにより加盟店等に生じた損害等につき、メルペイは責任を負いません。

9. 加盟店による届け出

前三項の定めに従ったことによりメルペイ、ユーザー又は第三者に損害が発生した場合、加盟店はこれを賠償するものとします。

第179条（契約期間及び解約）

1. 契約期間

本加盟店契約の契約期間は、本加盟店契約が成立した日から1年間とします。但し、本加盟店契約の期間満了の1ヶ月前までに、メルペイ又は加盟店のいずれからも解約の申し出がないときは、本加盟店契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2. 解約

メルペイ及び加盟店は、本加盟店契約の契約期間中であっても、相手方に対して申入れを行うことにより、本加盟店契約を解約することができるものとします。

第180条（サービス停止又は解除）

1. メルペイサービスの利用停止等

メルペイは、加盟店が以下の各号のいずれかに該当した場合又は該当したとメルペイが合理的な理由に基づき判断した場合、事前の通知なしに、当該加盟店に対し、メルペイサービスの取扱いの停止又は本加盟店契約の解除を行うことができるものとします。なお、メルペイは、加盟店が以下の各号のいずれにも該当しないことを確認するために、メルペイが必要と判断する調査又は本人確認を行うことができ、当該調査及び本人確認が完了するまでメルペイサービスの全部又は一部へのアクセスの拒否、利用停止等の措置をとることができます。

- (1) 法令又は本加盟店規約等に違反し又はそのおそれがある場合
- (2) 届け出た情報が虚偽又は不正確な情報であった場合
- (3) 本加盟店規約等により必要となる手続又はメルペイへの連絡を行わなかった場合
- (4) 重複して加盟店登録をしていた場合
- (5) 加盟店が破産、会社更生、民事再生、特別清算の申立てを受けた場合若しくはこれらの申立てを行った場合、又は債務超過、無資力、支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合その他信用状況が著しく悪化した場合
- (6) 解散、事業の停止又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡がなされた場合
- (7) 届け出た金融機関の口座に関し、違法又は不適切その他の問題があることが判明した場合
- (8) 第163条第2項各号のいずれかに該当する場合
- (9) 加盟店が自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は風評を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、信用を毀損若しくは業務を妨害する行為をした場合
- (10) メルペイサービスを利用した決済が1年間行われていない場合
- (11) その他メルペイが加盟店として不適切であると判断した場合

2. サービス終了時の加盟店契約の取扱い

前項に定める場合のほか、理由の如何を問わずメルペイサービスの全部が終了した場合には、当然に、本加盟店契約も終了するものとします。

3. 支払いの留保

メルペイは、第1項に基づく利用停止等の措置の時点における加盟店に支払うべき金銭等について、メルペイの判断により、その支払いを留保することができるものとします。

4. 免責

メルペイ及びDGFTは、本条に基づく取扱いにより加盟店に生じた損害について、責任を負わないものとします。

第181条（本加盟店契約終了後の処理）

解除、解約その他理由の如何を問わず、本加盟店契約が終了した場合は、加盟店は、メルペイサービスを取扱うことはできないものとします。なお、この場合においても、本加盟店契約終了前に行った取引に関するメルペイサービスの利用についての支払い及びその他の権利又は義務については、本加盟店契約が適用されるものとし、加盟店は、当該義務又は責任を免れるものではありません。

第182条（非保証及び免責）

1. メルペイサービス内容等に関する非保証

メルペイ及びDGFTは、メルペイサービスの内容、品質及び水準が加盟店の求めるものを満たすことや、メルペイサービスの利用に伴う結果等について保証するものではありません。

2. 情報提供に関する非保証

メルペイ及びDGFTは、ユーザー、加盟店等に対して、適宜、情報提供を行うことがあります
が、それらの情報の正確性や有用性、効果に対して保証するものではありません。

3. コンピュータウィルス等に関する非保証

メルペイは、メルペイサービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウィルス等有害な
ものが含まれていないことについて保証するものではありません。

第183条（損害賠償）

1. 本加盟店規約等の違反に関する加盟店の責任

加盟店は、本加盟店規約等に違反した場合、当該違反に起因してメルペイ、ユーザー又は第三
者に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

2. メルペイの免責

メルペイは、メルペイによるメルペイサービスの提供の停止、終了又は変更、本加盟店契約の
解除、コンテンツの削除又は消失、メルペイサービスの利用によるデータの消失又は機器の故障
その他のメルペイサービスに関連して加盟店が被った損害につき、かかる損害がメルペイの故
意又は過失に起因する場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。

3. メルペイの責任の範囲

メルペイが加盟店に対して損害賠償責任を負う場合においても、メルペイの責任は、メルペイ
の債務不履行又は不法行為により加盟店に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損
害に限り、かつ、当該損害発生時から12ヶ月以内に当該加盟店から受領した加盟店手数料の累
積総額を上限とします。

第184条（個人情報等の取扱い）

1. プライバシーポリシー

メルペイは、本加盟店規約のほか、プライバシーポリシーに従って個人情報等を取り扱いま
す。

2. プライバシーポリシーへの同意

加盟店は、メルペイサービスの利用前に、プライバシーポリシーを必ず確認し、その内容に同
意した上で、メルペイサービスを利用するものとします。

3. 加盟店による個人情報管理

加盟店は、メルペイサービスの利用に伴い取得する個人情報等について、その費用及び責任で
これを適切に管理するものとします。なお、メルペイは、加盟店による個人情報等の管理が不
十分であると認めるときは、メルペイが必要と判断する措置を講じるよう加盟店に求めること
ができ、加盟店はこれに従うものとします。

4. 加盟店による個人情報利用

加盟店は、メルペイサービスを通じて得た個人情報等について、メルペイサービスの利用、帳
票作成、取引記録の保管、商品等の配送又は提供、これらに関するユーザーへの連絡及び当該
個人情報等に係る個人が別途承諾した目的においてのみ利用することができ、それ以外の利用
はできないものとします。

第185条（加盟店の情報の取得・保有・利用・掲載）

1. 取得・保有・利用の同意

加盟店及びその代表者は、メルペイが加盟店との取引に関する審査若しくは加盟登録後の加盟
店管理及び取引継続に係る審査、又はメルペイの業務若しくはメルペイの事業に係る市場調査
若しくは商品開発のために、加盟店に係る以下に掲げる情報（以下、これらを総称して「加盟
店情報」といいます。）を、メルペイが保護措置を講じた上で取得、保有及び利用することに同
意するものとします。

(1) 加盟店が、本加盟店契約申込み又は変更の届出の際にメルペイに届出した情報

(2) 本加盟店契約申込み日、加盟店審査、本加盟店契約の締結日、本加盟店契約の終了日及び加
盟店とメルペイとの間の取引に関する情報

(3) 加盟店の立替払いサービスの取扱状況に関する情報及び立替払いサービスを取扱った事実

（立 替払いサービスが利用された取引の取引内容、取引結果、ユーザーに対し不当な損害を
与える行為の有無、その内容その他立替払いサービスに係る取引に関する客観的な事実）

- (4) 加盟店における営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (5) メルペイが加盟店又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の書類又は公表された情報に記載若しくは記録されている情報
- (6) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- (7) 差押、破産の申立てその他の加盟店に関する信用情報
- (8) 行政機関、消費者団体又は報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等の法令違反について公表された情報等）、及び当該内容について加盟店情報機関（クレジットカード等の取扱いをする販売業者又は役務提供事業者に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業として行う者をいいます。以下同じ。）及び加盟店情報機関の加盟会員が調査収集した情報
- (9) 割賦販売法第 35 条の 3 の 5 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに当該調査の内容及び調査事項
- (10) 割賦販売法施行規則第 133 条の 8 の規定による調査を行った場合における当該調査の事実及び調査事項
- (11) 割賦販売法施行規則第 133 条の 9 各号の規定による措置を講じた場合における当該措置を講じたことの事実及び事由
- (12) ユーザーからメルペイに対し申出のあった内容並びに当該内容について、メルペイがユーザー及びその他の関係者から調査及び収集した情報
- (13) 加盟店情報機関が興信所から提供を受けた情報（倒産情報等）
- (14) 加盟店又は加盟店の代表者が経営に関与する事業者について、加盟店情報機関に第 8 号から前号までに係る情報が登録されている場合には、当該情報
- (15) 前各号の他、ユーザーの保護に欠ける行為及び当該加盟店におけるセキュリティ対策状況に関する情報

2. 掲載の承諾

加盟店及びその代表者は、加盟店の名称（ロゴを含みます。）、住所、連絡先、加盟店が行う取引の内容、取扱商材その他メルペイが指定する情報（第 163 条第 5 項に基づき変更された情報も含みます。）、メルペイ又はメルペイが指定する第三者が運営するサービスのウェブサイトにメルペイが掲載する場合があること、また、メルペイの判断で掲載をやめる場合があることを予め承諾するものとします。但し、加盟店及びその代表者は、メルペイ所定の方法によりメルペイに通知することによって、当該情報の掲載を事前又は事後に拒否できるものとします。

第186条（加盟店情報機関への登録・共同利用の同意）

1. 登録・共同利用の同意

加盟店及び加盟店の代表者は、メルペイが加盟する加盟店情報機関に関して、次の各号に同意するものとします。

- (1) メルペイが加盟店審査、本加盟店契約締結後の管理及び取引継続に係る審査のために加盟店情報機関に照会し、加盟店に関し登録されている以下の情報（以下「登録加盟店情報」といいます。）が登録されている場合にはこれを利用すること
 - ① 包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
 - ② 包括信用購入あっせん取引における当該加盟店等に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実及び事由
 - ③ 割賦販売法施行規則第 133 条の 9 各号の規定による措置を講じた場合における当該措置を講じたことの事実及び事由
 - ④ ユーザーの保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するか否か判断できないものを含みます。）に係る加盟店情報交換制度の会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
 - ⑤ ユーザーから加盟店情報交換制度の会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、ユーザーの保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたか否か判断することが困難な情報を含みます。）
 - ⑥ 行政機関が公表した事実とその内容について加盟店情報機関が収集した情報

- ⑦ 包括信用購入あっせん取引又は二月払購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報（メルペイが発行するクレジット ID に限りません。）の漏えい等の事故が発生又は発生したおそれがあると認められた場合に原因究明や再発防止策を講じるために必要な調査の事実及び事由
 - ⑧ 包括信用購入あっせん取引又は二月払購入あっせん取引における当該加盟店によるクレジットカード情報（メルペイが発行するクレジット ID に限りません。）の不正使用の発生状況等により、当該加盟店による不正利用の防止に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由
 - ⑨ 加盟店が講じるセキュリティ対策措置が、割賦販売法が求める基準に適合していないことに関する情報
 - ⑩ 上記の他、ユーザーの保護に欠ける行為及びセキュリティ対策措置に支障を及ぼす行為に関する情報
- (2) 登録加盟店情報が、加盟店情報機関に登録され、加盟店審査、加盟店契約締結後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のためにメルペイ及び加盟店情報機関の加盟会員によって共同利用されること
 - (3) 登録加盟店情報が、加盟店審査、加盟店契約締結後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、登録加盟店情報の正確性及び最新性の維持、消費者保護その他公益のために加盟店情報機関及び当該機関の加盟会員によって共同利用されること
2. 加盟店情報機関の情報
- メルペイが加盟する加盟店情報機関の名称、所在地、電話番号等は以下のとおりです。また、加盟店及び加盟店の代表者は、加盟店情報機関の概要、加盟会員、共同利用する者の範囲、共同利用の管理責任者等については、加盟店情報機関のホームページにて確認するものとします。
- 名称：一般社団法人日本クレジット協会加盟店情報交換センター
所在地：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住友生命日本橋小網町ビル 6 階
電話番号：03-5643-0011
ホームページ (URL)：<https://www.j-credit.or.jp/>

第187条（守秘義務）

1. 加盟店の守秘義務

加盟店は、メルペイサービスに関して知った一切の情報を善良な管理者の注意をもって保持するものとし、以下に定める場合を除き、メルペイサービスに関する業務以外の目的に使用し、又は他に提供、開示若しくは漏えいしてはならないものとします。

- (1) 当該情報を受領した時点で、既に公知の情報であった場合
- (2) 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった場合
- (3) 当該情報を受領した時点で、守秘義務を負うことなく、既に保有していた情報である場合
- (4) 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた場合
- (5) 法令上の義務又は裁判所若しくは行政当局の要請等により必要な限度で開示する場合

2. メルペイの守秘義務

メルペイは、メルペイサービスに関して知った加盟店の情報を善良な管理者の注意をもって保持し、メルペイ及びメルカリグループのサービスに関する業務以外の目的に使用し、又は他に提供、開示又は漏えいしません。但し、前項各号に定める場合及びメルカリグループに開示する場合はこの限りではありません。

3. 存続期間

本条の規定は、本加盟店契約の終了後も有効に存続するものとします。

第188条（他のサービスへの遷移）

加盟店がメルペイサービスを利用するにあたり、メルペイサービスから、メルカリグループ又は第三者が運営する他のサービス（以下、「外部サービス」といいます。）に遷移する場合があります。加盟

店は、本加盟店規約等及び外部サービスの利用規約等を遵守して、メルペイサービス及び外部サービスを利用するものとします。なお、メルペイは、外部サービスについて何らの保証を行わないものとし、加盟店が外部サービスを利用することにより生じる紛争は、当該外部サービスを提供する第三者との間で解決するものとします。

第189条（一般条項）

1. 通知

- (1) メルペイサービスに関するメルペイから加盟店への通知又は連絡は、メルペイが運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所への掲示その他のメルペイが適当と判断する方法により行うものとします。
- (2) メルペイは、個々の加盟店に通知又は連絡をする必要があると判断した際、届出を受けた電子メールアドレス、住所又は電話番号に対し、メッセージング機能、電子メール、郵便、電話等を用いて通知及び連絡を行うことがあります。
- (3) メルペイからの通知及び連絡が、メルペイの責めに帰すべき事由に因らずに不着又は遅延したことによって生じる損害について、メルペイは責任を負いません。
- (4) 加盟店がメルペイに通知、連絡又は問い合わせをする必要が生じた場合、メルペイサービスのお問い合わせフォーム又は電話を利用し、来訪することはできないものとします。メルペイは、かかる連絡又は問い合わせがあった場合、加盟店の本人確認を行うことができ、適当な方法で回答を行うものとします。

2. 譲渡禁止

加盟店は、会社法上の組織再編による場合を除き、メルペイの書面による事前の承諾なく、本加盟店契約に基づく契約上の地位及び本加盟店契約に基づく権利又は義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与、その他の処分をすることはできません。

3. 事業譲渡

メルペイがメルペイサービスに係る事業を第三者に譲渡する場合（事業譲渡、会社分割その他メルペイサービスの提供主体が移転する一切の場合を含みます。）、メルペイは、当該事業の譲渡に伴い、本加盟店契約に基づく契約上の地位、権利義務及び加盟店が届け出た情報その他の情報を、当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、加盟店は、かかる譲渡につき予め承諾するものとします。

4. 分離可能性

本加盟店規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、当該無効とされた以外の部分は、継続して有効に存続するものとします。

5. 定めのない事項等

本加盟店規約等に定めのない事項又は本加盟店規約等の解釈に疑義が生じた場合には、加盟店は、メルペイに問い合わせ、その指示に従うものとします。これにより解決しない場合には、メルペイ及び加盟店は、信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに解決を図るものとします。

6. 言語

本加盟店規約は、日本語を正文とします。本加盟店規約につき、参考のために英語による翻訳文が作成された場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、英訳はいかなる効力も有しないものとします。

7. 準拠法及び裁判管轄

本加盟店規約は、日本法に基づき解釈されるものとし、加盟店とメルペイの間で生じた紛争については、その内容に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9章 au PAY 決済サービス

利用者が第2条第11号⑧に定める au PAY 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第190条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「au PAY 決済サービス」とは、au PAY 決済サービス契約に基づき加盟店に提供する、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスであって、KDDI 所定の方法により、顧客が、自らの au PAY プリペイドカードにチャージしている金額(以下、「au PAY 残高」といいます。)の範囲内で加盟店が提供する商品又はサービスの対価を支払うことができるサービスを指すものとします。
- (2) 「KDDI 所定の方法」とは、顧客が auPAY 決済サービス専用のスマートフォン向けアプリケーションまたは KDDI 及び au ペイメント株式会社（以下「auPM」といいます。）が承認したもので、auPAY 決済サービス提供機能を有したアプリ(以下、「本アプリ等」といいます。)を利用して、加盟店が表示するバーコード等を読み取る方法(以下、「店舗提示方式」といいます。)又は本アプリ等で顧客が表示するバーコード等を、加盟店がその所有又は管理するスマートフォン端末、タブレット端末、POS レジ端末その他の電子機器(以下、「端末機器等」といいます。)を利用して読み取る方法(以下、「顧客提示方式」といいます。)のいずれかを指すものとします。
- (3) 「加盟店」とは、利用者のうち、本規約を承認のうえ、au PAY 決済サービスの利用を申し込み、KDDI がこれを承諾した者をいいます。

第191条（包括代理権の授与）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFT が利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) KDDI との加盟店契約及びこれに付随する合意の締結並びにこれらに関する解除又は終了の意思表示（KDDI の意思表示を加盟店に代わって受領することを含む。）
 - (2) KDDI への加盟店契約の申込及び加盟店契約に関する届出、通知、書類の提出、協議その他一切の連絡事項の取次ぎ（加盟店の申込及び加盟店契約に関して、KDDI が加盟店に通知、連絡又は指示等する事項を加盟店に代わって受領することを含む。）
 - (3) au PAY 決済サービスによる売上についての KDDI への決済情報の送信、KDDI との確認
 - (4) au PAY 決済サービスによる売上金の KDDI への請求及び受領に関する事務
 - (5) au PAY 決済サービスの手数料をはじめとする KDDI に支払うべき金銭の支払条件の合意
 - (6) au PAY 決済サービスに関する KDDI への金銭の支払い、金銭の精算
 - (7) 前号の支払いの代行及び精算後の金銭の回収
 - (8) その他 DGFT が KDDI と個別に合意した事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が DGFT に授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、KDDI は、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としての KDDI の行為を行うことができるものとします。

第192条（加盟店）

1. KDDI は、加盟店になろうとする法人又は個人事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該法人又は個人事業主による au PAY 決済サービスにおける加盟店としての参加を拒否することができるものとします。
 - (1) 申込書の内容に虚偽若しくは不備があるとき、又はその真があるとき
 - (2) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反している、又はその真があるとき
 - (3) 監督官庁から営業許可の取消若しくは停止処分その他類似の処分を受けているとき
 - (4) 営業又は提供している商品若しくはサービスが公序良俗に反すると KDDI が判断したとき

- (5) KDDI の業務遂行に重大な支障を及ぼすとき、又はその虞があるとき
- (6) au PAY 決済サービスの提供が運用上又は技術上の理由から困難であると KDDI が判断したとき
- (7) その他 KDDI が加盟店として不適当であると判断したとき
- 2. 加盟店は、au PAY 決済サービスの取扱店舗（以下、「取扱店舗」といいます。）について、予め KDDI に書面等にて通知のうえ、KDDI から承認を得なければならないものとします。
- 3. 加盟店は、前項の承認を得ていない店舗において、au PAY 決済サービスを顧客に提供してはならないものとします。
- 4. 加盟店は、au PAY 決済サービスの普及率向上のための施策その他協力を行うものとします。

第193条（au PAY 決済サービスの顧客への提供）

- 1. 加盟店は、自己の名と責任において、KDDI と協働して継続的かつ安定的に au PAY 決済サービスを顧客に提供するものとします。
- 2. 加盟店は、au PAY 決済サービスを顧客に提供するために必要な端末機器等を自己の費用と責任で準備、維持するものとし、KDDI が au PAY 決済サービスの利用条件を変更した場合も同様とします。

第194条（加盟店における掲示等）

- 1. 加盟店は、au PAY 決済サービスの利用が可能な旨を顧客に対して示すため、取扱店舗の見やすい位置に、KDDI の商標または KDDI 所定の加盟店マークもしくはその他 KDDI が指定するロゴ等を掲示するものとします。
- 2. 前項のロゴ等の掲示にあたっては、加盟店は、KDDI の提示する規定または指示に従わなければならないとします。

第195条（第三者への委託）

- 1. 加盟店は、au PAY 決済サービスの顧客への提供に関する業務を、事前に KDDI の書面による承諾を得ない限り、第三者に委任、委託又は代理等（以下、「業務委託等」といいます。）させることができないものとします。
- 2. 前項に基づき、KDDI の事前承諾を得て加盟店が第三者に業務委託等を行った場合は、加盟店は、当該業務委託等先をして、本規約に基づく au PAY 決済サービスの利用に関する加盟店と KDDI との間の契約（以下、「加盟店契約」といいます。）において加盟店が負う義務と同等の義務を課すものとします。また、当該業務委託等先が KDDI 又は第三者に対して損害を与えた場合、加盟店は、当該業務委託等先と連帯して KDDI 又は第三者に対して損害を賠償するものとします。
- 3. 第1項に基づき KDDI が加盟店による第三者への業務委託等を承諾した場合においても、KDDI が当該業務委託等先について加盟店との協議のうえ適当でないと合理的に判断し、当該業務委託等の中止を求めた場合は、加盟店は、KDDI の要求から合理的期間内に当該業務委託等中止するものとします。
- 4. KDDI は、au PAY 決済サービスに関して行う業務の全部又は一部を、加盟店の承諾なくして第三者に業務委託等を行うことができるものとします。

第196条（au PAY 決済サービスにおける取引）

- 1. au PAY 決済サービスを通じた加盟店及び顧客間の商品又はサービスの購入又は利用（以下、「取引」といいます。）に関する支払いは、顧客提示方式の場合は顧客が本アプリ等を通じて、店舗提示方式の場合は加盟店の端末機器を通じて、当該顧客の au PAY 残高の取引額相当の金額の減算が確認できた場合に、それぞれ完了するものとします。
- 2. 前項に基づき、au PAY 決済サービスを通じて顧客による支払いが確認された場合は、当該取引に関して、当該顧客による加盟店に対する支払いは完了したものとみなされ、加盟店が別途当該顧客に対して支払いを求めることはできないものとします。
- 3. 加盟店は、顧客に対して販売した商品又はサービスの売上伝票若しくはデータ又はその他の証憑を、当該顧客と取引のあった日から最低 7 年間、適切に保存するものとし、KDDI から要請があったときはそれらの証憑を遅滞なく KDDI に提出するものとします。
- 4. 加盟店は、au PAY 決済サービスの顧客への提供に関し、顧客に対して最高又は最低限度額を定める場合は、事前に KDDI と協議の上、KDDI の書面による承諾を得なければならないとします。

第197条（au PAY 決済サービスによる支払いの拒否及び差別待遇の禁止）

1. 加盟店は、顧客に対し、正当な理由なく、au PAY 決済サービスによる支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード払い等その他の支払い手段の使用を要求すること、又は、名目の如何を問わず、加盟店が負担すべき手数料の顧客への転嫁等、au PAY 決済サービスによる支払いを行おうとする顧客に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとします。
2. 加盟店は、KDDI から依頼があったときは、au PAY 決済サービスを通じた顧客の加盟店への支払い状況等の調査に直ちに協力するものとします。

第198条（取扱い禁止商品等）

1. 加盟店は、以下のいずれかに該当する商品又はサービスを取り扱ってはならないものとします。
 - (1) 事実誤認を生じさせ、又はその虞のあるもの
 - (2) 通常人の射幸心を煽るもの、又はその虞のあるもの
 - (3) 賭博を行い、又はその虞のあるもの
 - (4) 富くじの売買などを肯定若しくは助長し、又はその虞のあるもの
 - (5) 青少年の性的感情を著しく刺激するなど、その健全な育成を阻害し、又はその虞があるもの
 - (6) わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの、又はその虞のあるもの
 - (7) 無限連鎖講若しくはマルチ商法を行うもの、又はその虞のあるもの
 - (8) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定若しくは助長するもの、又はその虞のあるもの
 - (9) 犯罪的行為を助長するなど、社会的に有害であり、又はその虞のあるもの
 - (10) 特定の個人、団体を誹謗中傷し、又はその虞のあるもの
 - (11) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への寄付、献金を求めるもの、又はその虞のあるもの
 - (12) KDDI 若しくは第三者の財産、プライバシー等の権利を侵害し、又はその虞のあるもの
 - (13) KDDI 若しくは第三者の知的財産権を侵害し、又はその虞のあるもの
 - (14) 回数券、定期券、商品券、印紙、切手、金券類等の換金性が高いもの、又は換金の虞が高いと KDDI が判断するもの
 - (15) 商品等の引渡し若しくは役務提供を複数回に渡り又は継続的に行う取引に該当するもの(特定商取引法に定義される「特定継続的役務提供」を含むが、これに限られない。)、又はその虞のあるもの
 - (16) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等の定めに違反するもの、又はその虞のあるもの
 - (17) 取引に必要な許認可を得ていないもの、又はその虞のあるもの
 - (18) 公序良俗に反し、又はその虞があるもの社会風俗に重大な悪影響を与えるもの、又はその虞のあるもの
 - (19) その他 KDDI が不適当と判断したもの
2. 加盟店は、KDDI から、取り扱う商品又はサービスについて報告を求められた場合は、直ちにこれに応じるものとし、また、KDDI が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、KDDI からの指示に従い、直ちに当該商品又はサービスの取扱いを中止するものとします。

第199条（顧客との紛議等）

1. 加盟店は、取引に関する一切の責任及び費用を負担するものとし、顧客からの苦情、相談を受けた場合や、顧客との間において紛議が生じた場合は、自己の責任及び費用において直ちにその解決にあたるものとします。
2. KDDI が加盟店による au PAY 決済サービスに関する顧客からの苦情その他の問合せ等に関して調査を要すると判断した場合は、KDDI は加盟店に対して調査を実施又は要請することができ、加盟店は直ちにその調査に協力しなければならないものとします。

第200条（支払い処理の取消し）

1. KDDI は、取引について、次の各号に定める事由が生じた場合、当該取引に関する当該顧客の au PAY 残高の減算処理を取消し、また、当該取引に基づく加盟店への売上金の支払いを拒否することができるものとします。
 - (1) 売上票が正当なものでないとき、又はその虞のあるとき
 - (2) 売上票の記載内容に不実不備があるとき、又はその虞のあるとき
 - (3) au PAY 決済サービスの不正利用又は au PAY 決済サービスを通じた不正取引が行われたとき、又はその虞のあるとき
 - (4) その他加盟店が加盟店契約に違反したとき、又はその虞のあるとき
2. 加盟店は、前項に基づく顧客への返金処理は KDDI を通じて行うものとし、如何なる場合であつても、顧客に対して、直接返金をしてはならないものとします。
3. 前項の返金処理に関する加盟店及び KDDI との精算は、次条第 1 項に定める KDDI の加盟店に対する支払いと相殺処理されるものとします。

第201条（売上金の立替払い）

1. KDDI は、第 196 条（au PAY 決済サービスにおける取引）第 1 項に基づき、au PAY 決済サービスを通じて顧客による支払いが完了した取引に係る売上金（以下、「売上金」といいます。）を、加盟店の代理人である DGFT に対して立替払いにより支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、KDDI は、加盟店が加盟店契約に違反する場合は、加盟店に対し、本条に定める売上金の支払義務を負わないものとします。
3. KDDI は、加盟店に対して売上金を支払う前に、加盟店が前条第 1 項各号に該当する場合、又は加盟店が KDDI に対する債務の一部でも履行を遅延している場合は、KDDI 所定の調査が完了するまでの間、売上金の支払いを留保することができるものとします。この場合、当該留保期間中に当該売上金に対して、遅延損害金は生じないものとします。
4. KDDI が、加盟店に対して売上金を支払った後に、加盟店が前条第 1 項各号に該当すること、又は加盟店が KDDI に対する債務の一部でも履行を遅延していることが判明した場合、KDDI は加盟店に対して、KDDI 指定の方法により、直ちに売上金を返還するよう求めることができるものとします。なお、加盟店が当該売上金を返還に応じない場合、KDDI は、その後に支払期日を迎える加盟店の売上金から当該加盟店が KDDI に返還すべき金額を控除することができるものとします。
5. 加盟店が第 208 条に基づく届出を怠ったことにより、KDDI が加盟店に対して本条に定める売上金の支払いが行えない場合において、KDDI が加盟店に対して相当の期間を定めて届出を行うよう催告したにもかかわらず、当該催告が不着の場合又は届出が行われないうまま当該催告の日から起算して 1 年が経過した場合は、KDDI は加盟店に対する売上金の支払義務を免れるものとします。

第202条（1 円未満の端数の取扱い）

加盟店契約に基づく金額の計算において、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

第203条（遅延損害金）

加盟店及び KDDI は、相手方が加盟店契約に基づく金銭債務の全部又は一部の支払を遅延した場合は、相手方に対し、支払期限の翌日から完済に至るまで、年 14.5%の割合による遅延損害金を、年 365 日の日割計算により算出し、当該金銭債務に付加して支払うものとします。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に完済された場合はこの限りではないものとします。

第204条（商標の利用許諾等）

1. KDDI は、加盟店が au PAY 決済サービスを顧客に提供するために必要な範囲内において、au PAY の商標を利用することを許諾するものとします。
2. 加盟店は、加盟店契約が終了したとき、直ちに前項の商標の利用を中止しなければならないものとします。

第205条（禁止行為）

1. 加盟店は、au PAY 決済サービスを顧客に提供するにあたり、端末機器等の改良、複製、改変又は解析等を行ってはならず、また、これに加担してはならないものとします。

2. 加盟店は、KDDI から提供されたアプリケーションその他のプログラム及びシステムを無断で複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリング等の行為をしてはならないものとします。
3. 加盟店は、au PAY 決済サービスを利用して架空取引及び au PAY 残高の現金化並びに顧客が au PAY 決済サービスを通じてこれらの行為をすることを幫助してはならないものとします。
4. 加盟店は、加盟店契約上の地位又は加盟店契約に基づいて発生した一切の権利及び義務を、事前に KDDI の書面による承諾を得ない限り、第三者に譲渡することはできないものとします。

第206条（不正取引の抑止）

加盟店は、KDDI から取引を停止すべき旨の情報が送信されたときは、直ちに自らの端末機器にその旨を記録し、当該取引を行ってはならないものとします。

第207条（報告・検査等）

1. KDDI は、加盟店に対し、加盟店の au PAY 決済サービスの利用状況等について、自ら又はその指定する者により相当の方法によって必要な検査を行うことができるものとします。
2. 加盟店は、KDDI の求めに応じ、加盟店の au PAY 決済サービスの利用状況等について書面又は口頭による報告を行うとともに、KDDI の指定する資料を提出しなければならないものとします。
3. 前二項に基づく報告等の結果、KDDI が必要と認めた場合は、KDDI は、加盟店に対し、加盟店の au PAY 決済サービスの利用状況等に関する指示を行うことができ、加盟店は、これに従わなければならないものとします。
4. 加盟店は、加盟店の au PAY 決済サービスの利用状況等に関し、KDDI の監査担当部署又は監督官庁、税務署等の官公署等から検査・監督上の要求を受けた場合は協力するものとします。

第208条（届出事項）

1. 加盟店は、商号、代表者名、加盟店の本店所在地・主たる事務所若しくは営業所の所在地・取扱店舗の所在地、連絡先、銀行口座、加盟店が取り扱う商品若しくはサービスの種類及び内容等を KDDI に届け出なければならないものとします。
2. 加盟店は、前項の届出事項に変更が生じた場合は、直ちに KDDI に届け出なければならないものとします。

第209条（契約期間）

加盟店契約の有効期間は、KDDI が加盟店からの申込みを承認した日から 1 年間とします。但し、有効期間満了の 3 カ月前までにいずれの当事者からも書面により更新をしない旨の意思表示が相手方に対してなされない限り、有効期間はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第210条（中途解約）

1. 加盟店又は KDDI は、書面により 3 カ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、加盟店契約を中途解約することができるものとします。
2. KDDI は、前項の定めにかかわらず、社会情勢の変化、関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等の改廃、その他 KDDI の裁量により、au PAY 決済サービスを終了することがあり、かかる場合、KDDI は書面により加盟店に対して通知することにより、加盟店契約を直ちに解約することができるものとします。
3. KDDI は、前項により、加盟店に損害(直接かつ現実に生じた損害を含む)が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第211条（解除）

1. 加盟店及び KDDI は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要することなく加盟店契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じた場合は、その賠償を相手方に対して請求することができるものとします。
 - (1) 加盟店契約に違反又は顧客から苦情が複数発生し、相当の期間を定めた書面による是正の催告を受けたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき

- (2) 加盟店について、手形小切手の不渡り、支払停止若しくは手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算その他類似の手續の開始の申立てを受け、又は自ら申立てをなしたとき
 - (3) 加盟店の重要な財産に対する仮差押え、仮処分又は差押えの命令の申立てがなされたとき、その他加盟店の財務又は営業状況に重大な悪影響を及ぼす事由が生じたとき
 - (4) 加盟店が、合併、主要な営業の譲渡、主要な営業についての会社分割、その他加盟店に重大な影響を及ぼす組織変更を行ったとき
 - (5) 加盟店が合併によらない解散の決議をしたとき
 - (6) 加盟店の主要な株主に変更が生じたとき、又は加盟店の経営に重大な変更が生じたとき
 - (7) 加盟店が、関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反していることが判明したとき
 - (8) 加盟店が、監督官庁から営業許可の取消又は停止処分その他類似の勧告又は処分を受けたとき
 - (9) KDDI が、加盟店の営業又は提供している商品若しくはサービスが公序良俗に反すると判断したとき
 - (10) 加盟店が加盟店契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
 - (11) KDDI が当該加盟店に対して au PAY 決済サービスを利用させるのが不適切であると判断したとき
2. 加盟店は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、KDDI において、加盟店に対し事前に通知することなく、必要な期間、直ちに au PAY 決済サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止することができることを予め承諾するものとします（なお、次の第 4 号又は第 5 号の事由に該当する場合における au PAY 決済サービスの提供の中断又は停止は、当該事由に該当した加盟店に対してのみ実施することができるものとします）。KDDI は、かかる中断又は停止により加盟店に発生した一切の損害について何らの責任も負わないものとします。
- (1) KDDI が、天災地変、重大な疾病、停電、通信設備の事故、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、その他の KDDI の責に帰することのできない事由により、au PAY 決済サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
 - (2) KDDI が、コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス又はハッキングにより、au PAY 決済サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
 - (3) KDDI が、au PAY 決済サービスの点検、保守その他の技術上の理由により、au PAY 決済サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
 - (4) 加盟店について(i)仮差押え、仮処分、強制執行（差押えを含む）若しくは競売の申立てがあったとき又は(ii)租税公課を滞納して督促を受けたとき若しくは保全差押えを受けたときで、KDDI が au PAY 決済サービスの運用上の理由により au PAY 決済サービスの提供の中断又は停止が必要であると判断した場合
 - (5) 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合
 - (6) その他、KDDI が au PAY 決済サービスの中断又は停止が必要であると判断した場合

第212条（期限の利益の喪失）

加盟店又は KDDI は、自らが前条各号のいずれかに該当した場合は、加盟店契約の全部若しくは一部の解除の有無にかかわらず、加盟店契約に基づく相手方に対する一切の債務について、相手方から通知催告等を受けることなく、当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済する責任を負うものとします。

第213条（契約終了後の処理）

1. 加盟店は、加盟店契約が終了したときは、au PAY 決済サービスの顧客への提供を直ちに中止しなければならないものとします。
2. 加盟店契約終了前に、加盟店契約に基づき、KDDI 及び加盟店間で生じ、かつ、加盟店契約終了時に存続する債権及び債務は、加盟店契約終了後も存続するものとします。

第214条（秘密保持）

1. 加盟店及び KDDI のうち情報を受領した者（以下、「情報受領者」といいます。）は、加盟店契約の履行に関して、加盟店及び KDDI のうち情報を開示した者（以下、「情報開示者」といいます。）から開示された技術上又は営業上の秘密情報（以下、「営業秘密等」といいます。）を厳に秘密とし

て保持し、事前に情報開示者の書面による同意を得ることなく、第三者に開示若しくは漏洩し、加盟店契約の履行以外の目的に利用しないものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、前項の適用を受けないものとします。
 - (1) 情報開示者から開示を受ける前に正当に保有していた情報
 - (2) 情報開示者から開示を受ける前に公知となっていた情報
 - (3) 情報開示者から開示を受けた後に自らの責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (5) 情報開示者から開示された営業秘密等によらず独自に開発した情報
3. 加盟店及び KDDI は、情報開示者から開示された営業秘密等について、自己の（KDDI については、自己又は auPM の）役員又は使用人のうち、当該営業秘密等を業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、それ以外の役員又は使用人に対して開示又は漏洩してはならないものとします。加盟店及び KDDI は、情報開示者から開示された営業秘密等を知得した自己の（KDDI については、自己又は auPM の）役員又は使用人（営業秘密等を知得後に退職した者を含むもの）とします。以下本項において同じ）及び第 1 項の定めに基づき情報開示者の事前の書面による同意を得て営業秘密等を開示した第三者に対し、本条に定める守秘義務の遵守を徹底させるものとし、当該役員、使用人又は第三者による守秘義務違反について、情報開示者に対して一切の責任を負うものとし、ます。
4. 前各項の規定にかかわらず、情報受領者は、情報開示者から開示された営業秘密等について法令上の要請により開示が義務づけられた場合は、情報開示者の承諾なく、かかる義務に基づいて当該営業秘密等を開示すべき者（以下、「開示先」といいます。）に対し、かかる義務の範囲内で当該営業秘密等を開示できるものとします。この場合、情報受領者は、可能な限り速やかに、その旨を情報開示者に通知するものとし、当該営業秘密等が秘密を保持すべきものであることを示して開示先に開示するものとします。
5. 加盟店及び KDDI は、加盟店契約が終了した場合又は情報開示者から要請があった場合、情報開示者から開示された営業秘密等を、情報開示者の指示に従い返却又は廃棄するものとします。

第215条（資料等の貸与）

1. KDDI は、加盟店に対し、加盟店が au PAY 決済サービスを顧客へ提供するために KDDI が必要と認める資料、情報（以下総称して「業務資料等」といいます。）を貸与又は提供するものとします。
2. 加盟店は、前項の規定により KDDI から業務資料等の貸与又は提供を受けた場合は、直ちに預り証又は受領書を KDDI に提出するものとします。
3. 加盟店は、業務資料等を前条の営業秘密等として、同条に従って取り扱うものとします。

第216条（個人情報等の利用）

加盟店及び KDDI は、加盟店契約の履行にあたり、その手段・方法を問わず知り得た情報開示者が保有する個人情報及び顧客に関する情報（以下総称して「個人情報等」といいます。）について、適切に管理するものとし、加盟店契約の履行以外のいかなる目的のためにも利用しないものとします。

第217条（加盟店等に関する情報）

前条の規定にかかわらず、加盟店並びにその代表者及び管理者（以下併せて「加盟店等」といいます。）は、加盟店等に係る以下の各号に掲げる情報（以下これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます。）を、以下の「利用目的」欄に記載の目的で、KDDI が取得、保有及び利用することに同意するものとします。

[加盟店情報]

- (1) 加盟店の商号・屋号、加盟店の本店所在地及び主たる事務所若しくは営業所並びに取扱店舗の所在及び名称並びにその他加盟店契約に基づき取得した情報
- (2) 加盟店の代表者及び管理者の氏名・生年月日・性別・電話番号・メールアドレス
- (3) 加盟店契約の申込日、契約日、終了日その他加盟店契約に関する情報
- (4) 加盟店の au PAY 決済サービスの利用履歴
- (5) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報

- (6) 公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報又は官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報
- (7) 加盟店等に関する信用情報
- (8) 顧客から KDDI に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、KDDI が当該顧客及びその他の関係者から収集した情報
- (9) 各種アンケート調査に対する加盟店等の回答内容
- (10) 加盟店が、KDDI の指定するシステム（以下、「加盟店管理システム」といいます。）へアクセスした際の記録（アクセルログ）に関する情報

〔利用目的〕

- (1) KDDI による加盟店の審査及び auPAY 決済サービスの加盟店への提供を行うため
- (2) 下記関連会社（以下、「関連会社」といいます。）のインターネット付随サービス業又は KDDI 若しくは関連会社が適切と判断した会社における、新商品・新サービス情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、新商品・新サービス開発及び宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため（関連会社への加盟店情報の第三者提供を含みます。）
- (3) KDDI 若しくは関連会社のプライバシーポリシー又は個人情報保護方針に記載された利用目的及びこれらに基づく業務のため
- (4) KDDI 又は関連会社が、商品又は役務の販売状況及び本サービスの利用状況等の調査、分析並びに加盟店情報及び調査・分析結果を利用した広告配信その他マーケティング活動並びに商品又は役務の提供・改善・開発を行うため（KDDI 若しくは関連会社が適切と判断した第三者へ加盟店情報を第三者提供することを含みます。）
- (5) KDDI 又は関連会社が、適切と判断した第三者（以下のグループ会社を含む。）へ加盟店情報を提供するため
〔グループ会社〕 <https://www.kddi.com/corporate/group/>
- (6) 第三者提供先が、商品又は役務の販売状況及び本サービスの利用状況等の調査、分析並びに加盟店情報及び調査・分析結果を利用した広告配信その他マーケティング活動等に活用すること

※(4)から(6)の利用目的においては、上記の加盟店情報のうち、(2)の情報は利用いたしません。

〔関連会社〕

沖縄セルラー電話株式会社
au ペイメント株式会社
株式会社 KDDI エボルバ
株式会社 mediba
KDDI まとめてオフィス株式会社

〔連絡先〕

【KDDI 個人データ開示等相談窓口】

〒163-8509

東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル

03-6670-6684（9:00～17:00 但し土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

第218条（KDDI の責任）

1. KDDI は、以下の事項について、加盟店に対し、何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 天災地変、停電その他不可抗力による au PAY 決済サービスに関するシステムの停止に関する事項
 - (2) 加盟店又は顧客の行為、属性、信用その他これらの者に関する一切の事項
2. KDDI が加盟店契約に基づき、加盟店に対して責任を負う場合であっても、その上限額は加盟店が KDDI に支払った手数料の合計金額を超えないものとします。

第219条（加盟店の責任）

加盟店は、自らの業務に関し、自らの責めに帰すべき事由により KDDI 又は第三者に損害等を生じさせた場合は、当該損害等を賠償する責任を負うものとします。

第220条（譲渡禁止等）

加盟店は、KDDI の事前の書面による承諾がある場合を除き、本規約に基づく加盟店としての地位及び権利義務の全部又な一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

利用者が第 2 条第 11 号⑨に定める楽天ペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第 1 章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第 1 章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第221条（用語の定義）

本章において用いる用語は、本章の各条項、本規約または加盟店規約（本条で定義します。）において別途定めるもののほか、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「利用希望者」とは、本規約に基づいて本件決済サービスの利用の登録を申請し、または DGFT が本件決済サービスを利用することを承諾した者のうち、楽天ペイ決済サービスの利用を希望する者をいいます。
- (2) 「利用者」とは、利用希望者のうち、第 222 条（加盟店申請）に基づいて楽天ペイ決済サービスの加盟店申請を行い、第 223 条（審査および契約締結）において楽天ペイメントが加盟店契約を締結することを承諾した者をいいます。
- (3) 「店子加盟店」とは、楽天ペイ決済サービスを利用して商品等の販売または提供に係る決済を行うことができる者であって、楽天ペイメントの承諾を得て、利用者との間で加盟店契約を締結した者をいいます。
- (4) 「利用者等」とは、利用者および店子加盟店をいいます。
- (5) 「楽天ペイ決済システム」とは、利用者等が楽天ペイメント所定のアプリケーションを用いた認証手続により行う、クレジットカード等による決済システムであって、楽天ペイメントが提供するものをいいます。
- (6) 「楽天ペイ決済サービス」とは、楽天ペイメントが顧客に対して提供する楽天ペイ決済システムを利用した決済サービスであって、QR 読み取り、セルフおよびコード表示による決済を総称していいます。なお、アプリ決済の対象となる取引は、利用者等の実店舗での対面取引のみとし、通信販売、カタログ販売、Web サイトでの販売、その他店舗以外の態様の取引は対象外とします。
- (7) 「加盟店規約」とは、楽天ペイメントが定める「楽天ペイ（実店舗決済）アプリ決済加盟店規約」をいいます。

第222条（加盟店申請）

利用希望者は、加盟店規約に同意の上、加盟店規約に従い、決済事業者に対して、楽天ペイ決済サービスの加盟店契約の申請を行い、加盟店審査を依頼するものとします。

第223条（審査および契約締結）

決済事業者は、決済事業者の基準に従い、前条に基づいて申請を行った利用希望者（以下、「利用申請者」といいます。）の加盟店契約締結の可否を審査し、決済事業者が契約締結を認める場合にはその旨を利用申請者に通知します。

第224条（加盟店契約の成立等）

1. 決済事業者が前条の通知を行ったことをもって、利用者と決済事業者との間において加盟店規約に基づく加盟店契約が成立するものとします。
2. 利用者等は、DGFT に対し、商品代金を DGFT が利用者等を代理して受領する権限を授与し（決済事業者が連鎖する場合において、DGFT が当該決済事業者に当該権限を再授与する場合を含みます。）、DGFT が商品代金を受領することにつき同意するものとします。この場合、利用者等は、DGFT から、DGFT が代理受領した商品代金の引き渡しを受ける際、当該商品代金から、決済手数料、その他利用契約に基づき発生する手数料、諸費用、ペナルティ、その他利用契約に基づく商品代金の支払の拒絶・保留、返還請求等に係る額、その他決済事業者が徴収する各種手数料が控除され得ることにあらかじめ同意するものとします。
3. 利用者等は、前項の代理権について、利用契約が有効に継続する期間中、その全部または一部を撤回することができないものとします。
4. 利用者は、自己の責任と費用において、店子加盟店をして、本章において店子加盟店に課せられる義務を履行させるものとし、かつ、決済事業者および DGFT に対し当該義務の履行について保証するも

のとします。店子加盟店が当該義務を遵守しないために決済事業者および DGFT が何等かの損害を被った場合、利用者は店子加盟店に連帯して決済事業者および DGFT に対する責任を負うものとします。

第225条（異議・苦情等の通知）

DGFT または決済事業者が、利用者等による楽天ペイ決済サービスの利用に関連して顧客または第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに利用者へ通知するものとし、利用者等は、DGFT または決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知もしくは指示は、利用者等の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。

第226条（届出事項の変更）

1. 利用者等は、加盟店規約に基づき決済事業者へ届け出た氏名、名称、商号、所在地、電話番号またはその他の重要な事項を変更する場合は、加盟店規約に従って変更の手続を行うほか、事前に DGFT に対して DGFT 所定の様式をもって提出するものとします。
2. 前項に定める場合のほか、利用者等は、取扱商品等の種別、銀行口座その他決済事業者へ届け出た事項を変更しようとする場合は、加盟店規約に従って変更の手続を行うほか、DGFT 所定の方法により、変更事項および変更予定日等を変更予定日の 30 日前までに DGFT に提出するものとします。

第227条（楽天ペイ決済サービスの一時停止）

1. 楽天ペイメントは、以下の各号に掲げる場合には、楽天ペイメント所定の方法で利用者等および DGFT に事前に通知することにより、対象となる楽天ペイ決済サービスによる取引およびそれに関する支払を一時停止しまたは加盟店契約を解除することができるものとします。但し、やむを得ない事由がある場合には、楽天ペイメントは、事後速やかに通知することにより本項に基づく一時停止措置をとることができるものとします。
 - (1) 特定の利用者等が加盟店契約その他楽天ペイ決済サービスの利用について遵守すべき規定に違反して楽天ペイを利用した場合またはその疑いがある場合
 - (2) 楽天ペイメントに対する債務の支払いを行わない場合
 - (3) 楽天ペイメントに対する届出情報等が事実と異なる場合またはその疑いがある場合
 - (4) 特定の利用者等において、6 か月以上に渡り、楽天ペイ決済サービスの利用がなかった場合
 - (5) クレジットカード会社等から要請があった場合
 - (6) 調査または再審査を行うために必要な場合、または当該調査等の結果、一時停止すべきであると楽天ペイメントが判断した場合
 - (7) その他加盟店契約に基づき楽天ペイ決済サービスを一時停止することができる場合
2. 楽天ペイメントは、以下の各号に掲げる場合には、楽天ペイメント所定の方法で利用者等および DGFT に通知または公表することにより、楽天ペイによる取引について、その全部または一部を一時停止することができるものとします。但し、緊急を要する場合には、停止後直ちに通知または公表することで足りるものとします。
 - (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、楽天ペイ決済サービスの提供ができない場合
 - (2) 楽天ペイメントが運営するアプリ等の機能その他楽天ペイ決済サービスに不具合が生じた場合
 - (3) 楽天ペイ決済サービスの保守または点検に必要な場合
 - (4) 不正な取引が発生した疑いがあり、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
 - (5) 楽天ペイ決済サービスを利用した取引に関する情報が漏えいし、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
 - (6) クレジットカード会社等から要請があった場合または楽天ペイメントがやむを得ない事由により楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
 - (7) その他加盟店契約に基づき楽天ペイ決済サービスの全部または一部を停止することができる場合
3. 楽天ペイメントは、前二項により楽天ペイ決済サービスによる取引を停止したことにより、DGFT または利用者等に生じた損害について、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。

第228条（支払方法）

1. DGFT は、第 224 条（加盟店契約の成立等）第 2 項により付与された代理受領権限に基づき、楽天ペイメントから商品代金の総額（楽天ペイメントによる支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとします。）を受領するものとします。この場合、利用者等の楽天ペイメントに対する商品代金支払請求権は消滅するものとします。
2. DGFT は、前項により受領した商品代金残額について、本規約第 33 条（支払方法）の規定に従い利用者等に対して引き渡すものとします。
3. DGFT は、利用者が加盟店契約に基づき楽天ペイメントに支払うべき加盟店手数料、チャージバックに係る金銭その他の金銭（以下、「チャージバック金等」といいます。）の支払義務を負う場合、楽天ペイメントより付与を受けた代理受領権限に基づき、利用者から、DGFT の指定する金融機関口座に送金を受ける方法により、チャージバック金等を受領するものとします。この場合、利用者の楽天ペイメントに対するチャージバック金等の支払義務は消滅するものとします。

本件決済サービス用開発ソフト使用規約

利用者と DGFT とは、本件決済サービス利用のために利用者側サーバーで用いるコンピュータ・プログラムの開発を目的として、DGFT が提供するソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」）の使用に関し、以下の通り合意します。

第1条 ソフトウェア使用許諾

DGFT は、利用者が本件決済サービス用開発ソフト使用規約（以下、「本ソフトウェア使用規約」といいます。）のすべての条項に同意することを条件に、利用者に対し、次の各号の範囲内で 本ソフトウェアを非独占的に使用することを許諾します。

- (1) 本件決済サービスの利用上必要となる DGFT 設備との通信文の送受信を行うために、利用者が正当に占有して管理するサーバー機（以下、「サーバー機」といいます。）上で本ソフトウェアを使用すること、または本ソフトウェアを用いてサーバー機で稼動するコンピュータ・プログラム（以下、「利用者サーバーソフト」といいます。）を開発して使用すること。
- (2) 前号において、利用者は、以下の①から②までの規定に従うものとします。
 - ①サーバー機は、本ソフトウェアおよび利用者サーバーソフトを第三者が複製または改変できないように構築するものとし、DGFT 所定の運用手順に従って、利用者によるアクセスおよび利用ができるようにしておくものとします。
 - ②ショップ運営者によるサーバー機を通じた本ソフトウェアの使用は、本ソフトウェア使用規約所定の権利制限ならびに DGFT の責任制限を含む使用条件に従ってなされなければならないものとします。

第2条 使用制限

1. 著作権等の保護

- (1) 本ソフトウェアにかかる著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権（以下、「知的財産権等」といいます。）は、DGFT および/または原権利者に帰属するものとします。
- (2) 利用者は、本ソフトウェアに含まれる著作権表示、DGFT の製品であることを示す表示、その他一切の知的財産権等の表示を外してはならないものとします。
- (3) 利用者は、本ソフトウェアのうちソースコード以外の形式で提供されるものの改変、リバース・エンジニアリング、ディスコンパイルおよびディスアセンブルをしてはならないものとします。
- (4) 利用者は、本ソフトウェア使用規約に基づく権利を第三者に質入、貸与、譲渡等してはならないものとします。

2. 目的外使用の禁止

利用者は、本ソフトウェアまたはそのコンポーネントを本件決済サービス利用の目的以外に使用してはならないものとします。

3. 変更およびアップデート

- (1) DGFT が本ソフトウェアまたはそのコンポーネントのアップデート、修正または新しいリリース（以下、まとめて「変更版」といいます。）を提供し、当該変更版を使用する旨通知した場合、または DGFT が本ソフトウェアの変更に対応する利用者サーバーソフトの利用者自身による変更が必要である旨通知した場合には、利用者は、すみやかに その通知による指示に従うものとします。
- (2) 利用者は、利用者が前号の指示に従わなかった場合には、本件決済サービスを正常に利用できなくなることがあること、また、この結果、利用者または利用者の取引先その他第三者に損害が生じたとしても、DGFT は一切責任を負わないことにつきあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 第 1 号に定める変更版にも、本ソフトウェア使用規約が適用されるものとします。
- (4) DGFT は、以下の①乃至③の範囲内で本ソフトウェアの技術サポートを提供するものとします。
 - ①DGFT 所定の変更版並びに当該変更版のインストール方法を利用者に配布する
 - ②利用者がダウンロードもしくは閲覧可能な状態にする
 - ③利用者自身による利用者サーバーソフトの変更が必要な場合に、本ソフトウェアにおける該当部分の変更およびその方法を通知する

第3条 輸出制限

利用者は本ソフトウェアを外国に持ち出す際には輸出管理法、その他適用法規を遵守するものとします。

第4条 利用者の責任

1. 利用者サーバーソフトは、利用者の責任と費用において開発するものとします。
2. 本ソフトウェアが利用者の目的に適合するかどうかは、利用者自身で判断するものとします。

第5条 DGFT の責任

利用者は、本ソフトウェアを利用者の責任において利用するものとし、DGFT は、利用者による本ソフトウェアの誤操作等により利用者に損害が発生したとしても、DGFT の責に帰すべき場合を除き一切責任を負わないものとします。

第6条 期間および終了

1. 本ソフトウェアの使用許諾期間は、利用契約の有効期間と同一とします。
2. 利用者は、本ソフトウェア使用規約に基づく本ソフトウェアの使用許諾が終了次第、本ソフトウェアの複製をすべて廃棄し、その使用を終了するものとします。

決済手数料に関する課金条件

1. 信用販売の取扱期間

課金対象を取扱期間ごとに締切り集計し、第 32 条に基づき DGFT が利用者に商品代金の総額から決済手数料（消費税別）を差し引いた金額を利用者の指定する金融機関に送金する場合は、振込日までに送金するものとします。利用者の商品代金の総額が差引決済手数料に足りない場合、利用者は、支払日までに DGFT に支払うものとします。

2. 指定金融機関口座

DGFT が利用者に商品代金の総額から決済手数料（消費税別）を差し引いた金額を送金する利用者の金融機関口座となります。指定金融機関口座は、別途利用者が DGFT に対し通知するものとします。

3. 決済手数料

申込書記載の、取扱期間に本件決済サービスで収納された収納金額に応じ課金される手数料となります。手数料単価、手数料率が併記されている場合、いずれか高い金額が適用となります。手数料の 1 円未満の端数は、切り捨て処理するものとします。

4. 消費税

決済手数料の消費税は、合計金額に消費税相当額を加算して 1 円未満を切り捨てるものとします。

以上

加盟信用情報機関

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター)
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小綱町 14-1 住生日本橋小綱町ビル
電話番号	03-5643-0011
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 代表理事:松井哲夫
URL	https://www.j-credit.or.jp/
共同利用の 目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における顧客等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報やそのおそれのある行為に関する情報を、DGFT および／または決済事業者が JDM センターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の利用契約等締結時または途上の審査の精度向上を図り、悪質利用者を排除し、利用者のセキュリティ対策を強化することにより、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用さ れる情報	1. 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該利用者等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由 2. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者等に係る苦情発生防止および処理のために講じた措置の事実および事由 3. 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し顧客等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由 4. 顧客等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・顧客等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 5. 顧客等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、顧客等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 6. 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報 7. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生または発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由 8. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者におけるクレジットカードの不正利用の発生状況等により、当該利用者による不正利用の防止に支障が生じまたは支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由 9. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報 10. 上記 7. から 8. に関して、当該利用者に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由 11. 上記 2. および 10. の措置の指導に対して、当該利用者が従わないもしくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実および事由 12. 上記の他顧客等の保護に欠ける行為およびクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報 13. 前記各号に係る当該利用者の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。 14. 利用者の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報
登録される 期間	上記の情報は、登録日または必要な措置の完了日（講ずるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から 5 年を超えない期間登録されます。

共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター (JDM 会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。)
----------	---

2017 年 11 月 17 日制定
2018 年 10 月 4 日改訂
2019 年 10 月 25 日改訂
2019 年 12 月 19 日改訂
2020 年 4 月 1 日改訂
2020 年 10 月 9 日改訂
2021 年 1 月 19 日改訂
2023 年 10 月 10 日改訂

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー